官報

（号外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔政　令〕

○船員手帳に関する政令（一四三）　二
○船員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（一四四）

〔最高裁規則〕

○企業価値担保権実行手続規則（最高裁七）　三

〔その他告示〕

○強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件（文部科学七五）　一二

〔官庁報告〕

官庁事項
令和八年度予算等について報告（内閣）　一二

〔公　告〕

諸事項
官庁
参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示関係　一三
裁判所
破産、免責、再生関係　一三
特殊法人等
衆議院共済組合定款の一部変更関係　一四
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　一八
会社その他　二〇
会社決算公告　九二

本号で公布された法令のあらまし

◇船員手帳に関する政令（政令第百四十三号）（国土交通省）

1　船員手帳の二重受有の禁止及び記載事項の訂正に係る申請義務並びに船員手帳の返還の手続に関し船員及び船長その他他人の船員手帳を保管する者の遵守すべき事項に関する規定等の整備

⑴　船員法第五十条第三項の規定により船員手帳に記載する事項を定める。（第一条関係）

⑵　船員手帳は、交付、再交付又は書換えを受けたときから十年間（外国人に係るものにあっては、五年以下の範囲内において国土交通省令で定める期間）有効とし、航海中に当該期間が経過したときは、その航海が終了する日までとするものとする。（第二条関係）

⑶　有効な船員手帳を現に受有する者は、船員手帳の交付を受けてはならないものとする。（第三条関係）

⑷　船員は、その船員手帳に記載された本籍等に変更があったときは、遅滞なく、国土交通大臣に当該船員手帳の記載事項の訂正を申請しなければならないものとする。（第四条関係）

⑸　船員手帳が滅失したことにより船員手帳の再交付を受けた者は、その滅失した船員手帳を発見したときは、遅滞なく、当該船員手帳を国土交通大臣に返還しなければならないものとする。（第五条第一項関係）

⑹　船長その他他人の船員手帳を保管する者は、当該船員手帳を受有する船員から請求があったときは、直ちに、当該船員手帳を当該船員に返還しなければならないものとし、船長が海員の乗船中その船員手帳を保管する場合等は、適用しないものとする。（第五条第二項関係）

⑺　この政令に規定する国土交通大臣の権限は、その全部又は一部を地方運輸局長等に委任することができるものとする。（第六条関係）

2　罰則

罰則について、所要の規定を設ける。（第七条関係）

3　施行期日

この政令は、船員法等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十二号）の施行の日（令和八年五月十三日）から施行する。（附則関係）

◇船員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第百四十四号）（国土交通省）

第１　船員職業安定法施行令の一部改正

1　求人の申込みを受理しないことができる事由となる法律違反に係る労働に関する法律の規定であって政令で定めるものとして、船員職業安定法第四十八条において読み替えて準用する同法第十八条（船員の募集等に関する情報の的確な表示）の規定を追加する。（第一条関係）

2　その他所要の改正を行う。

第２　関係政令の一部改正

船員法第百四条第一項の規定により市町村が処理する事務に関する政令その他の政令について所要の改正を行う。

第３　附則

この政令は、船員法等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十二号）の施行の日（令和八年五月十三日）から施行する。（附則関係）

政　令

船員手帳に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年四月二十二日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第百四十三号

船員手帳に関する政令

内閣は、船員法（昭和二十二年法律第百号）第五十条第五項及び第百三十七条第一項の規定に基づき、並びに同法第五十条の規定を実施するため、この政令を制定する。

（記載事項）

第一条　船員法第五十条第三項の規定により船員手帳に記載する事項は、次のとおりとする。

一　船員手帳の番号、交付年月日及び有効期間満了の日

二　当該船員手帳を受有する船員の本籍（外国人にあっては、国籍。第四条において同じ。）、氏名、生年月日及び性別

三　前二号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

（有効期間）

第二条　船員手帳は、交付、再交付又は書換えを受けたときから十年間（外国人に係るものにあっては、五年以下の範囲内において国土交通省令で定める期間）有効とする。ただし、航海中に当該期間が経過したときは、その航海が終了する日までとする。

（二重受有の禁止）

第三条　有効な船員手帳を現に受有する者は、船員手帳の交付を受けてはならない。

（記載事項の訂正に係る申請義務）

第四条　船員は、その船員手帳に記載された本籍、氏名又は性別に変更があったときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に当該船員手帳の記載事項の訂正を申請しなければならない。

（船員手帳の返還の手続に関し船員等の遵守すべき事項）

第五条　船員手帳が滅失したことにより船員手帳の再交付を受けた者は、その滅失した船員手帳を発見したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、当該船員手帳を国土交通大臣に返還しなければならない。

2　船長その他他人の船員手帳を保管する者は、当該船員手帳を受有する船員から請求があったときは、直ちに、当該船員手帳を当該船員に返還しなければならない。ただし、船員法第五十条第二項の規定により船長が海員の乗船中その船員手帳を保管する場合その他正当な理由がある場合として国土交通省令で定める場合は、この限りでない。

（権限の委任）

第六条　この政令に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その全部又は一部を地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）に委任することができる。

（罰則）

第七条　第三条から第五条までの規定に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

附　則

この政令は、船員法等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十二号）の施行の日（令和八年五月十三日）から施行する。

国土交通大臣　金子　恭之

内閣総理大臣　高市　早苗

船員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年四月二十二日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第百四十四号

船員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、船員法等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十二号）の施行に伴い、及び船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第十五条第一項第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

（船員法第百四条第一項の規定により市町村が処理する事務に関する政令の一部改正）

第一条　船員法第百四条第一項の規定により市町村が処理する事務に関する政令（昭和二十八年政令第二百六十号）の一部を次のように改正する。

第一項中「の規定による事務で」を「に規定する国土交通大臣の権限に属する事務のうち」に改め、「国土交通大臣のほか」を削り、「も行う」を「（次項において「指定市町村長」という。）が行う」に改め、同項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

第一項第一号中「こと。」を「事務」に改め、同項第二号中「雇入契約の成立等の」を「規定による」に、「及び」を「及び当該届出に係る雇入契約についての」に、「雇入契約の確認」を「規定による確認」に、「こと。」を「事務」に改め、同項第三号中「第五十条第四項の規定に基づく」を「第五十条第一項、第五項及び第六項の規定による」に、「除く」を「除く。以下この号において同じ。」に、「、書換え及び返還」を「及び書換え並びに返還に係る船員手帳の受領」に、「こと。」を「事務」に改め、同項を第五項とし、第四項を第六項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　前項本文の場合においては、法中同項本文に規定する事務に係る国土交通大臣に関する規定は、指定市町村長に関する規定として指定市町村長に適用があるものとする。

（船員職業安定法施行令の一部改正）

第二条　船員職業安定法施行令（平成十六年政令第三百六十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第三号中「（法第四十二条第一項において準用する場合を含む。）」を削り、「、法第四十二条第一項において準用する法第十六条第一項（求人者に係る部分に限る。）及び第二項」を「これらの規定を法第四十二条第一項において準用する場合を含む。）」に、「第四十八条第一項において」を「第四十八条において読み替えて」に改め、「（船員の募集を行う者が船舶所有者である場合に限る。）」を削り、「第十九条」を「第十八条、第十九条」に、「第二十一条」を「第二十二条（これらの規定に規定する船員の募集を行う者が船舶所有者である場合に限る。）」に改め、「第五十二条において」の下に「読み替えて」を加える。

（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行令の一部改正）

第三条　障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行令（平成二十四年政令第二百四十四号）の一部を次のように改正する。

「第六条第十二項」を「第六条第十四項」に、「同条第十一項」を「同条第十三項」に改める。

（出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の一部改正）

第四条　出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和七年政令第三百四十一号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「第六条第十五項」を「第六条第十七項」に改める。

附　則

この政令は、船員法等の一部を改正する法律の施行の日（令和八年五月十三日）から施行する。

法務大臣　平口　洋
厚生労働大臣　上野賢一郎
国土交通大臣　金子　恭之
内閣総理大臣　高市　早苗

最高裁規則

○最高裁判所規則第七号

企業価値担保権実行手続規則を次のように定める。

令和八年四月二十二日

最高裁判所

企業価値担保権実行手続規則

目次

第一章　総則（第一条―第十一条）
第二章　実行手続開始の申立て（第十二条―第十六条）
第三章　実行手続開始の決定及びこれに伴う効果等
　第一節　実行手続開始の決定（第十七条・第十八条）
　第二節　管財人（第十九条―第二十三条）
　第四章　配当債権
　第一節　劣後債権等の届出（第二十四条―第二十九条）
　第二節　配当債権の調査及び確定（第三十条―第三十八条）
第五章　換価（第三十九条・第四十条）
第六章　配当
　第一節　通則（第四十一条）
　第二節　最後配当（第四十二条―第四十四条）
　第三節　簡易配当（第四十五条・第四十六条）
　第四節　同意配当（第四十七条）
　第五節　中間配当（第四十八条・第四十九条）
第七章　実行手続の終了（第五十条）
第八章　雑則（第五十一条）
附則

第一章　総則

（申立ての方式等）

第一条　実行手続に関する申立て、届出、申出及び裁判所に対する報告は、特別の定めがある場合を除き、書面でしなければならない。

2　前項の規定にかかわらず、裁判所は、実行手続の円滑な進行を図るために必要があると認めるときは、口頭で同項の報告をすることを許可することができる。ただし、第四十一条第一項、第四十二条（第四十六条、第四十七条及び第四十九条において準用する場合を含む。）及び第四十八条第一項の規定による報告については、この限りでない。

3　裁判所は、書面を裁判所に提出した者又は提出しようとする者が当該書面に記録されている情報の内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を有している場合において、必要があると認めるときは、その者に対し、当該電磁的記録に記録された情報を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）であって裁判所の定めるものにより裁判所に提供することを求めることができる。

4　裁判所は、利害関係人の閲覧に供するため必要があると認めるときは、書面を裁判所に提出した者又は提出しようとする者に対し、その写しを提出することを求めることができる。

（申立書の記載事項等）

第二条　実行手続に関する申立書（実行手続開始の申立書を除く。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　当事者の氏名又は名称及び住所並びに法定代理人の氏名及び住所
二　申立ての趣旨

2　前項の申立書には、同項に掲げる事項を記載するほか、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　申立てを理由付ける具体的な事実
二　立証を要する事由ごとの証拠
三　申立人又は代理人の郵便番号及び電話番号（ファクシミリの番号を含む。以下「電話番号等」という。）

3　第一項の申立書には、立証を要する事由についての証拠書類の写しを添付するものとする。

4　事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号。以下「法」という。）第百四十四条第一項に規定する配当債権査定申立て又は価額決定の申立て（法第百四十六条第一項に規定する価額決定の申立てをいう。以下同じ。）をする者は、当該申立てをする際、申立書及び証拠書類の写しを相手方に送付しなければならない。

5　裁判所は、必要があると認めるときは、実行手続開始の申立てその他の実行手続に関する申立てをした者に対し、債務者の財産に属する権利で登記又は登録がされたものについての登記事項証明書又は登録原簿に記載されている事項を証明した書面を提出させることができる。

（通知先住所等の情報の裁判所への提供）

第三条　裁判所は、実行手続における通知、送達又は期日の呼出し（以下この項において「通知等」という。）をするため必要があるときは、債務者又は管財人に対し、通知等を受けるべき者の住所（郵便番号を含む。）及び電話番号等その他の通知等の実施に必要な情報の提供を求めることができる。この場合においては、通知等を受けるべき者が自己に関する情報の開示を求める場合を除き、何人も、その提供された情報の開示を求めることができない。

2　前項の規定は、法第百五十七条第四項の規定による意見の聴取をするため必要がある場合について準用する。

（管財人による通知事務等の取扱い）

第四条　裁判所は、実行手続の円滑な進行を図るために必要があるときは、管財人の同意を得て、管財人に書面の送付その他通知に関する事務を取り扱わせることができる。

（通知等を受けるべき場所の届出）

第五条　申立債権を有する者又は劣後債権者（以下この条において「申立債権を有する者等」という。）が書面を送付する方法によってする通知又は期日の呼出し（以下この条において「通知等」という。）を受けるべき場所（日本国内に限る。）を届け出たときは、実行手続において、当該申立債権を有する者等に対して書面を送付する方法によってする通知等は、当該届出に係る場所（当該申立債権を有する者等が第二十六条第一項の規定により通知等を受けるべき場所の変更を届け出た場合にあっては、当該変更後の場所）においてする。

２　前項に規定する通知等を受けるべき場所の届出をしない申立債権を有する者等が法第八十一条第一項において準用する民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第百四条第一項の規定により書類の送達を受けるべき場所を届け出たときは、当該申立債権を有する者等に対する前項に規定する通知等は、当該届出に係る場所においてする。

３　前二項の規定により申立債権を有する者等に対してされた通知等が到達しなかったときは、当該申立債権を有する者等に対し、その後の通知等をすることを要しない。ただし、法第百七十一条第一項（法第百八十三条第三項において準用する場合を含む。）、第百七十六条第三項、第百七十八条第二項及び第百八十四条の規定による通知については、この限りでない。

４　裁判所又は裁判所書記官が前項本文の規定により申立債権を有する者等に対する通知等をしないときは、裁判所書記官は、当該申立債権を有する者等に対してされた通知等が到達しなかった旨を記録上明らかにしなければならない。

（調書）

第六条　実行手続における調書（口頭弁論の調書を除く。）は、作成することを要しない。ただし、裁判長が作成を命じたときは、この限りでない。

（公告事務の取扱者・法第七十五条）

第七条　公告に関する事務は、裁判所書記官が取り扱う。

（官庁等への通知）

第八条　実行手続開始の決定があったときは、裁判所書記官は、債務者の本店（外国に本店があるときは、日本における主たる営業所。以下この項において同じ。）の所在地を管轄する税務署の長並びにその本店の所在地の属する都道府県及び市町村（特別区を含む。）の長にその旨を通知しなければならない。

２　営業又は事業に係る許認可等（法第百五十九条第一項に規定する許認可等をいう。以下この項及び第四十条において同じ。）を受けた債務者について実行手続開始の決定があったときは、裁判所書記官は、その旨を当該許認可等をした行政庁（許認可等があった後に当該行政庁の権限が他の行政庁に承継されたときは、当該他の行政庁。同条において同じ。）に通知しなければならない。官庁その他の機関の許可（免許、登録その他の許可に類する行政処分を含む。）がなければ設立することができない債務者について実行手続開始の決定があったときにおける当該機関についても、同様とする。

３　破産事件、再生事件又は更生事件が係属している債務者について実行手続開始の決定があったときは、裁判所書記官は、その旨を当該事件が係属する裁判所に通知しなければならない。

４　前三項の規定は、法第八十六条第一項の規定により実行手続開始の申立てが取り下げられたとき、実行手続開始の決定を取り消す決定が確定したとき、法第百八十九条第一項若しくは第百九十条第六項の規定による実行手続廃止の決定が確定したとき又は法第百九十一条第一項の規定による実行手続終結の決定があったときについて準用する。

（事件に関する文書等の閲覧等・法第七十六条）

第九条　法第七十六条の規定は、この規則（この規則において準用する他の規則を含む。）の規定に基づき、裁判所に提出され、又は裁判所が作成した文書その他の物件（以下「文書等」という。）について準用する。

２　法第七十六条（前項において準用する場合を含む。）の規定による文書等の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製の請求は、当該請求に係る文書等を特定するに足りる事項を明らかにしてしなければならない。

３　第一条第四項の規定により書面の写しが提出された場合には、当該書面の閲覧又は謄写は、提出された写しによってさせることができる。

４　第十一条第一項において準用する民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）第三十四条第三項本文、第五項本文若しくは第七項又は第五十二条の二十第三項、第五項本文若しくは第六項の規定により文書等から秘密記載部分又は秘匿事項記載部分を除いたものが提出された場合には、当該文書等の閲覧、謄写又は複製は、その提出されたものによってさせることができる。

５　第十一条第一項において準用する民事訴訟規則第五十二条の二十二第一項の規定により、法第八十一条第一項において準用する民事訴訟法第百三十三条第二項の規定による届出に係る書面（以下この項において「秘匿事項届出書面」という。）から法第八十一条第一項において準用する民事訴訟法第百三十三条の四第一項の取消し又は同条第二項の許可の裁判に係る部分以外の部分（秘匿事項又は秘匿事項を推知することができる事項が記載された部分に限る。）を除いたものが提出された場合には、秘匿事項届出書面の閲覧又は謄写は、その提出されたものによってさせることができる。

（支障部分の閲覧等の制限の申立ての方式等・法第八十条）

第十条　法第八十条第一項の申立ては、支障部分を特定してしなければならない。

２　前項の申立ては、当該申立てに係る文書等の提出の際にしなければならない。

３　第一項の申立てをするときは、当該申立てに係る文書等から支障部分を除いたものをも作成し、裁判所に提出しなければならない。ただし、同項の申立てに係る支障部分が当該申立てに係る文書等の全部であるときは、この限りでない。

４　法第八十条第一項の規定による決定においては、支障部分を特定しなければならない。

５　前項の決定があったときは、第一項の申立てをした者は、遅滞なく、当該申立てに係る文書等から当該決定により特定された支障部分を除いたものを作成し、裁判所に提出しなければならない。ただし、当該申立てにより特定された支障部分と当該決定により特定された支障部分とが同一である場合は、この限りでない。

６　法第八十条第一項の規定による決定の一部を取り消す決定が確定したときは、第一項の申立てをした者は、遅滞なく、当該申立てに係る文書等から同条第一項の規定による決定により特定された支障部分のうち当該決定の一部を取り消す決定に係る部分以外の部分を除いたものを作成し、裁判所に提出しなければならない。

７　前条第三項の規定は、第三項本文、第五項本文又は前項の規定により文書等から支障部分を除いたものが提出された場合について準用する。

（民事訴訟規則及び民事執行規則の準用）

第十一条　特別の定めがある場合を除き、実行手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟規則第一編から第四編までの規定（同規則第一条第三項、第一条の二、第四条第三項及び第四項、第十四条第二項から第四項まで、第十五条第二項及び第三項、第十八条第二項及び第三項、第二十三条第三項、第二十四条第三項から第五項まで、第二十五条第二項、第二十六条後段、第三十三条の三、第三十三条の四第二項から第四項まで、第三十三条の五、第三十四条第八項から第十一項まで、第一編第五章第四節第三款、第四十六条第一項、第四十七条第三項及び第四項、第四十七条の二第四項及び第五項、第五十一条第三項から第七項まで、第一編第七章、第五十二条の二十第七項から第九項まで、第五十二条の二十二第二項及び第三項、第五十二条の二十三、第五十三条第四項第二号、第五十五条第三項から第六項まで、第五十五条の二、第六十三条の二、第七十六条の二第一項後段、第八十一条第二項、第八十二条第三項及び第四項、第百五条の二、第百五条の三、第百八条第二項、第百十二条第三項及び第四項、第百二十四条第四項、第百三十一条、第百三十二条第三項、第百三十五条の二、第百三十七条第三項及び第四項、第百四十三条第三項、第百四十九条の二第三項、第百四十九条の三、第百五十一条の二、第百八十九条第四項並びに第二百十一条第二項及び第三項の規定を除く。）を準用する。この場合において、別表の上欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

２　民事執行規則（昭和五十四年最高裁判所規則第五号）第五条から第七条の二まで、第十条及び第十五条の二の規定は、実行手続について準用する。

第二章　実行手続開始の申立て

（実行手続開始の申立書の記載事項・法第八十四条）

第十二条　実行手続開始の申立書には、法第八十四条第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　申立人の商号及び本店の所在地並びに代表者の氏名及び住所

二　実行手続開始の申立てに係る債務者の商号及び本店の所在地並びに代表者の氏名及び住所

三　申立ての趣旨

第十三条　実行手続開始の申立書には、法第八十四条第一項各号及び前条各号に掲げる事項を記載するほか、次に掲げる事項を記載するものとする。ただし、当該事項のうち申立人が知らず、かつ、知ることが著しく困難なものについては、この限りでない。

一　法第八十四条第三項各号に掲げる事項

二　債務者の主たる営業所（外国に主たる営業所がある場合にあっては、日本における主たる営業所）の所在地

三　債務者の財産に関してされている他の手続又は処分で申立人に知れているもの

四　管財人の選任その他実行手続に関して申立人の意見があるときは、その意見

五　債務者について次のイ又はロに掲げる者があるときは、当該イ又はロに定める事項

イ　債務者の使用人で組織する労働組合　当該労働組合の名称、主たる事務所の所在地、組合員の数及び代表者の氏名

ロ　債務者の使用人の過半数を代表する者　当該者の氏名及び住所

六　法第七十一条第三項から第五項までに規定する執行事件があるときは、当該執行事件が係属する裁判所、当該執行事件の表示及び当該執行事件における債務者の商号

七　債務者について第八条第二項の規定による通知をすべき行政庁又は機関があるときは、その名称及び所在地

八　申立人又は代理人の郵便番号及び電話番号等

九　申立債権を有する者の氏名又は名称、住所、郵便番号及び電話番号等

十　申立債権が執行力ある債務名義又は終局判決のあるものであるときは、その旨

十一　申立債権に関し訴訟が係属するときは、その訴訟が係属する裁判所、当事者の氏名又は名称及び事件の表示

（実行手続開始の申立書の添付書類・法第八十四条）

第十四条　実行手続開始の申立書には、債務者の登記事項証明書及び次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、当該書類のうち申立人が保有しておらず、かつ、申立人において入手し、又は作成することが著しく困難なものについては、この限りでない。

一　債務者の定款

二　実行手続開始の申立ての日前三年以内に法令の規定に基づき作成された債務者の貸借対照表及び損益計算書

三　債務者が労働協約を締結し、又は就業規則を作成しているときは、当該労働協約又は就業規則

四　配当債権者等（法第七十条第十五項に規定する配当債権者等をいう。第十八条第二項及び第五十条第一項において同じ。）となることが見込まれる者の氏名又は名称及び配当債権者となることが見込まれる者の有する債権の内容を記録した一覧表

五　申立債権が執行力ある債務名義又は終局判決のあるものであるときは、執行力ある債務名義の写し（債務名義に係る電磁的記録が裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイル（以下この号において単に「ファイル」という。）に記録されたものである場合にあっては、当該電磁的記録に記録されている事項を出力することにより作成した書面、債務名義が電磁的記録をもって作成された執行証書（民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第二十二条第五号に規定する執行証書をいう。）である場合にあっては、公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第四十三条第一項第二号の書面（公正証書に記録されている事項の全部を出力したものに限る。）。第二十四条第三項において同じ。）又は判決書の写し若しくは電子判決書（民事訴訟法第二百五十二条第一項に規定する電子判決書（同法第二百五十三条第二項の規定によりファイルに記録されたものに限る。）をいう。第二十四条第三項において同じ。）に記録されている事項を出力することにより作成した書面

六　債務者の財産目録

（実行手続開始の申立人に対する資料の提出の求め）

第十五条　裁判所は、実行手続開始の申立てをした者又はしようとする者に対し、実行手続開始の申立書及びこの規則の規定により当該申立書に添付し又は提出すべき書類のほか、実行手続開始の決定がされたとすれば配当債権となるべき債権及び債務者の財産の状況に関する資料その他実行手続の円滑な進行を図るために必要な資料の提出を求めることができる。

（費用の予納・法第八十五条）

第十六条　法第八十五条第一項の金額は、債務者の事業の内容、資産及び負債その他の財産の状況、配当債権者となることが見込まれる者の数その他の事情を考慮して定める。

第三章　実行手続開始の決定等

第一節　実行手続開始の決定

（実行手続開始の決定の裁判書等・法第八十七条）

第十七条　実行手続開始の申立てについての裁判は、裁判書を作成してしなければならない。

2　実行手続開始の決定の裁判書には、決定の年月日時を記載しなければならない。

（劣後債権の届出をすべき期間等・法第八十八条）

第十八条　次の各号に掲げる期間は、特別の事情がある場合を除き、それぞれ当該各号に定める範囲内で定めるものとする。

一　劣後債権の届出をすべき期間　実行手続開始の決定の日から二週間以上四月以下（知れている劣後債権者で日本国内に住所、居所、営業所又は事務所がないものがある場合には、四週間以上四月以下）

二　配当債権の調査をするための期間　その期間の初日と前号の期間の末日との間には一週間以上四月以下の期間をおき、一週間以上二月以下

2　裁判所は、法第八十八条第二項の決定をしたときは、管財人が、日刊新聞紙に掲載し、又はインターネットを利用する等の方法であって裁判所の定めるものにより、法第八十六条第三項本文、法第八十九条第四項本文において準用する同条第三項（第一号に係る部分に限る。）、法第九十条第三項本文及び第九十一条第五項本文の規定により通知すべき事項の内容を配当債権者等が知ることができる状態に置く措置を執るものとすることができる。

第二節　管財人

（管財人の選任等・法第百九条）

第十九条　裁判所は、管財人を選任するに当たっては、その職務を行うに適した者を選任するものとする。

2　法人が管財人に選任された場合には、当該法人は、役員又は職員のうちから管財人の職務を行うべき者を指名し、指名された者の氏名を裁判所に届け出るとともに、債務者に通知しなければならない。

3　裁判所書記官は、管財人に対し、その選任を証する書面を交付しなければならない。

4　裁判所書記官は、管財人があらかじめその職務のために使用する印鑑を裁判所に提出した場合において、当該管財人が債務者に属する不動産についての権利に関する登記を申請するために登記所に提出する印鑑の証明を請求したときは、当該管財人に係る前項に規定する書面に、当該請求に係る印鑑が裁判所に提出された印鑑と相違ないことを証明する旨をも記載して、これを交付するものとする。

5　管財人は、正当な理由があるときは、裁判所の許可を得て辞任することができる。

（管財人に対する監督等・法第百十条）

第二十条　裁判所は、報告書の提出を促すことその他の管財人に対する監督に関する事務を裁判所書記官に命じて行わせることができる。

（進行協議）

第二十一条　裁判所と管財人は、実行手続の円滑な進行を図るために必要があるときは、実行手続の進行に関し必要な事項についての協議を行うものとする。

（管財人の報酬等・法第百二十三条）

第二十二条　裁判所は、管財人又は管財人代理の報酬を定めるに当たっては、その職務と責任にふさわしい額を定めるものとする。

（財産の価額の評定に関する資料の提出・法第百二十五条）

第二十三条　裁判所は、管財人に対し、次に掲げる書類であって実行手続の円滑な進行を図るため利害関係人の閲覧に供する必要性が高いと認めるものを提出させることができる。

一　法第百二十五条第一項の規定による評定の基礎となった資料

二　前号の評定において用いた資産の評価の方法その他の評定の方法を記載した書面

第四章　配当債権

第一節　劣後債権等の届出

（劣後債権の届出の方式・法第百三十二条）

第二十四条　法第百三十二条第三号の最高裁判所規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　劣後債権者及び代理人の氏名又は名称及び住所

二　実行手続において書面を送付する方法によってする通知又は期日の呼出しを受けるべき場所（日本国内に限る。）

三　執行力ある債務名義又は終局判決のある劣後債権であるときは、その旨

四　劣後債権に関し実行手続開始当時訴訟が係属するとき（租税等の請求権等（法第百五十六条第一項に規定する租税等の請求権等をいう。以下この号において同じ。）である劣後債権にあっては、訴訟又は行政庁に係属する事件があるとき）は、その訴訟が係属する裁判所（租税等の請求権等である劣後債権にあっては、その訴訟又は事件が係属する裁判所又は行政庁）、当事者の氏名又は名称及び事件の表示

2　劣後債権の届出書には、劣後債権者の郵便番号、電話番号等その他実行手続における通知、送達又は期日の呼出しを受けるために必要な事項として裁判所が定めるものを記載するものとする。

3　劣後債権が執行力ある債務名義又は終局判決のあるものであるときは、前項に規定する届出書に、執行力ある債務名義の写し又は判決書の写し若しくは電子判決書に記録されている事項を出力することにより作成した書面を添付しなければならない。

4　劣後債権者が代理人をもって劣後債権の届出をする場合には、第二項に規定する届出書に、代理権を証する書面を添付しなければならない。

（劣後債権の届出書の写しの添付等）

第二十五条　劣後債権の届出をするときは、届出書のほか、その写しを提出しなければならない。

2　前項の規定により届出書の写しが提出されたときは、裁判所書記官は、遅滞なく、当該写しを管財人に送付しなければならない。

（届出事項の変更）

第二十六条　配当債権者は、その有する配当債権について、届け出た事項（申立債権にあっては、法第八十四条第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項又は第十三条第九号から第十一号までに掲げる事項）の変更（配当債権の消滅を含む。以下この条において同じ。）であって他の配当債権者の利益を害しないものが生じた場合には、遅滞なく、当該変更の内容及び原因を裁判所に届け出なければならない。

2　前条の規定は、前項の規定による届出をする場合の届出書について準用する。

3　管財人は、第一項に規定する変更が生じたことを知っている場合には、当該変更の内容及び原因を裁判所に届け出なければならない。この場合においては、届出書に、証拠書類の写しを添付しなければならない。

4　第一項又は前項の規定による届出があった場合には、裁判所書記官は、当該届出の内容を配当債権者表に記載するものとする。

（債権届出期間経過後の届出等の方式・法第百三十三条等）

第二十七条　法第百三十三条第一項の規定による届出をするときは、劣後債権の届出書には、同項の事由及びその事由が消滅した日をも記載しなければならない。

2　法第百三十三条第三項の規定による届出をするときは、劣後債権の届出書には、当該届出をする劣後債権が生じた日をも記載しなければならない。

3　法第百三十三条第四項の変更の届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　変更の内容及び原因

二　法第百三十三条第四項の事由及びその事由が消滅した日

4　第二十五条及び前条第四項の規定は、前項の届出書について準用する。

（届出名義の変更の方式・法第百三十四条）

第二十八条　届出名義の変更の届出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　届出名義の変更を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに代理人の氏名及び住所

二　実行手続において書面を送付する方法によってする通知又は期日の呼出しを受けるべき場所（日本国内に限る。）

三　取得した権利並びにその取得の日及び原因

2　前項の届出書には、証拠書類の写しを添付しなければならない。

3　第二十四条第二項及び第四項、第二十五条並びに第二十六条第四項の規定は、第一項の届出書について準用する。

（租税等の請求権の届出の方式・法第百三十六条）

第二十九条　租税等の請求権（法第七十条第十八項に規定する租税等の請求権をいい、劣後債権であるものを除く。第四十八条第二項において同じ。）の届出書には、法第百三十六条第一項に定める事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　届出に係る請求権を有する者の名称及び住所並びに代理人の氏名及び住所

二　実行手続開始当時届出に係る請求権に関する訴訟又は行政庁に係属する事件があるときは、その訴訟又は事件が係属する裁判所又は行政庁、当事者の氏名又は名称及び事件の表示

2　第二十四条第二項及び第四項並びに第二十五条の規定は、前項の届出書について準用する。

第二節　配当債権の調査及び確定

（配当債権者表の記載事項・法第百三十七条）

第三十条　法第百三十七条第二項の最高裁判所規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　配当債権者の氏名又は名称及び住所

二　執行力ある債務名義又は終局判決のある配当債権であるときは、その旨

（認否のための証拠書類の送付等・法第百三十九条等）

第三十一条　管財人は、認否をするため必要があるときは、申立債権者等（法第百四十条第一項に規定する申立債権者等をいう。次条第一項及び第三項において同じ。）に対し、申立債権及び届出をした配当債権に関する証拠書類の送付を求めることができる。

2　管財人は、認否書の提出後に法第百三十九条第一項各号（特定被担保債権にあっては、同項第一号）に掲げる事項（法第百三十三条第四項の規定により変更があった場合にあっては、変更後の法第百三十九条第一項各号（特定被担保債権にあっては、同項第一号）に掲げる事項）についての認否を認める旨に変更する場合には、当該変更の内容を記載した書面を裁判所に提出するとともに、当該変更に係る配当債権を有する配当債権者に対し、その旨を通知しなければならない。

（異議の方式等・法第百四十条等）

第三十二条　申立債権者等が法第百四十条第一項又は第百四十一条第四項の規定により書面で異議を述べるには、当該書面には、異議の内容のほか、異議の理由を記載しなければならない。債務者が法第百四十条第二項又は第百四十一条第四項の規定により書面で異議を述べる場合についても、同様とする。

2　裁判所書記官は、前項前段に規定する異議があったときは、当該異議に係る配当債権を有する配当債権者に対し、その旨を通知しなければならない。

3　前条第二項の規定は、申立債権者等が第一項前段に規定する異議を撤回する場合及び債務者が同項後段に規定する異議を撤回する場合について準用する。

4　法第百四十条第四項（法第百四十一条第五項において準用する場合を含む。）に規定する方法により法第百四十条第三項（法第百四十一条第五項において準用する場合を含む。）の規定による送達をしたときは、裁判所書記官は、送達を受けるべき者の氏名、宛先及び発送の年月日を記載した書面を作成しなければならない。

（特別調査期間に関する費用の予納を命ずる処分の方式・法第百四十二条）

第三十三条　法第百四十二条第一項の規定による処分は、これを記載した書面を作成し、その書面に処分をした裁判所書記官が記名押印してしなければならない。

（配当債権の確定に関する訴訟の目的の価額・法第百四十五条等）

第三十四条　配当債権の確定に関する訴訟の目的の価額は、配当の予定額を標準として、受訴裁判所が定める。

（価額決定の申立ての方式等・法第百四十六条）

第三十五条　価額決定の申立てをした劣後債権者は、管財人に対し、その旨を通知しなければならない。

2　価額決定の申立てをする劣後債権者が法第百四十七条第一項に規定する財産（次条並びに第三十八条第一項及び第三項において「財産」という。）の評価をした場合において当該評価を記載した文書を保有するときは、裁判所に対し、その文書を提出するものとする。

（価額決定の申立てに関する書面の提出）

第三十六条　裁判所は、価額決定の申立てがあった場合において、必要があると認めるときは、管財人に対し、次に掲げる書面を提出させることができる。

一　財産が土地であるときは、その土地に存する建物の登記事項証明書

二　財産が建物であるときは、その存する土地の登記事項証明書

三　財産が不動産であるときは、当該不動産（当該不動産が土地であるときはその土地に存する建物を、当該不動産が建物であるときはその存する土地を含む。）に係る不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第十四条第一項の地図又は同条第四項の地図に準ずる図面及び同条第一項の建物所在図の写し（当該地図、地図に準ずる図面又は建物所在図が電磁的記録に記録されているときは、当該記録された情報の内容を証明した書面）

四　財産の所在地に至るまでの通常の経路及び方法を記載した図面

五　財産について地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百四十一条第九号に掲げる固定資産課税台帳に登録されている価格があるときは、当該価格を証する書面

（評価人に対する協力）

第三十七条　法第百四十七条第一項の規定により評価人が選任された場合には、管財人、価額決定の申立てをした劣後債権者及び法第百四十六条第一項に規定する価額異議者等は、評価人の事務が円滑に処理されるようにするため、必要な協力をしなければならない。

（財産の評価の基準等・法第百四十七条）

第三十八条　評価人は、財産が不動産である場合には、その評価をするに際し、当該不動産の所在する場所の環境、その種類、規模、構造等に応じ、取引事例比較法、収益還元法、原価法その他の評価の方法を適切に用いなければならない。

2　民事執行規則第三十条第一項の規定は、評価人が不動産の評価をした場合について準用する。

3　第一項の規定は財産が不動産でない場合について、民事執行規則第三十条第一項（第四号及び第五号に係る部分を除く。）の規定は評価人が不動産でない財産の評価をした場合について準用する。

第五章　換価

（営業又は事業の譲渡許可に際しての報告事項等・法第百五十七条）

第三十九条　法第百五十七条第一項の許可を得ようとする管財人は、当該許可に係る営業又は事業の譲渡により譲渡される権利に登記又は登録がされているものがあるときは、裁判所に対し、その権利の内容を書面により明らかにしなければならない。

2　法第百五十七条第四項各号に掲げる者が同条第一項の許可について意見を述べるときは、当該意見の申述は、書面でしなければならない。

（許認可等の承継許可の申立て等・法第百五十九条）

第四十条　法第百五十九条第一項の申立ては、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

一　当該申立てに係る許認可等の内容

二　当該申立てに係る許認可等を受けた年月日及び当該許認可等をした行政庁

2　法第百五十九条第一項の申立ては、当該申立てに係る許認可等があったことを証する書類を添付してするものとする。

3　法第百五十九条第一項の申立てに係る許認可等をした行政庁が当該許認可等の承継について意見を述べるときは、当該意見の申述は、書面でしなければならない。

第六章　配当

第一節　通則

（配当実施の報告）

第四十一条　管財人は、配当をしたときは、遅滞なく、その旨を裁判所に書面で報告しなければならない。

2　前項の規定による報告書には、企業価値担保権者及び法第百六十九条第一項に規定する届出をした配当債権者に対する配当額の支払を証する書面の写しを添付しなければならない。

第二節　最後配当

（配当許可に際しての報告事項・法第百六十九条）

第四十二条　管財人は、法第百六十九条第二項の規定による許可を得ようとするときは、最後配当をすることができると見込まれる額並びに債務者の業務及び財産に関する経過及び現状を裁判所に書面で報告しなければならない。

（配当の通知の到達に係る届出の方式・法第百七十一条）

第四十三条　法第百七十一条第三項の規定による届出をする場合の届出書には、同条第一項の規定による通知の方法及びその通知を発した日をも記載しなければならない。

（配当表に対する異議に関する通知・法第百七十五条）

第四十四条　裁判所書記官は、法第百七十五条第一項の規定による異議の申立てがあったときは、遅滞なく、その旨を管財人に通知しなければならない。

第三節　簡易配当

（簡易配当についての異議の方式等・法第百七十八条等）

第四十五条　法第百七十八条第一項第二号に規定する異議の申述は、書面でしなければならない。

2　前項の異議の申述があったことにより法第百七十八条第一項の規定による許可をすることができないこととなったときは、裁判所書記官は、遅滞なく、その旨を管財人に通知しなければならない。

3　第一項の規定は、法第百八十条後段に規定する異議の申述について準用する。

（最後配当に関する規定の準用）

第四十六条　前節の規定は、簡易配当について準用する。この場合において、第四十二条中「法第百六十九条第二項」とあるのは「法第百七十八条第一項」と、第四十三条中「法第百七十一条第三項」とあるのは「法第百七十八条第四項」と、「同条第一項」とあるのは「同条第二項」と読み替えるものとする。

第四節　同意配当

（最後配当の許可に関する規定の準用）

第四十七条　第四十二条の規定は、法第百八十二条第一項の規定による許可について準用する。

第五節　中間配当

（配当率の報告・法第百八十四条）

第四十八条　管財人は、法第百八十四条の規定により配当率を定めたときは、遅滞なく、その旨を裁判所に書面で報告しなければならない。

2　前項の規定による報告書には、特定被担保債権、劣後債権及び租税等の請求権をそれぞれ区分して配当率を記載しなければならない。

（最後配当に関する規定の準用）

第四十九条　第二節の規定は、中間配当について準用する。この場合において、第四十二条中「法第百六十九条第二項」とあるのは、「法第百八十三条第二項」と読み替えるものとする。

第七章　実行手続の終了

（実行手続廃止についての意見申述の方式・法第百八十九条）

第五十条　法第百八十九条第一項の規定により配当債権者等が意見を述べるときは、当該意見の申述は、書面でしなければならない。

２　前項の書面には、意見の理由をも記載しなければならない。

第八章　雑則

（法第二百一条第一項の規定による参加の申出書の送達等・法第二百一条等）

第五十一条　民事訴訟規則第二十条第二項の規定は、法第二百一条第一項及び第二項並びに第二百五条第一項及び第二項の規定による参加の申出書の送達について準用する。

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、法の施行の日（令和八年五月二十五日。次条及び附則第三条において「施行日」という。）から施行する。

（実行手続の電子化等に伴う経過措置）

第二条　施行日から民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第五十三号）の施行の日（次条において「整備法施行日」という。）の前日までの間は、第五条第二項及び第九条第五項中「法第八十一条第一項」とあるのは、「法附則第八条」とする。

第三条　施行日から整備法施行日の前日までの間の実行手続における催告、送達すべき書類、公示送達、裁判書の方式、即時抗告、宣誓、調書、更正決定の方式及び費用の予納については、次条から附則第十三条までの規定を適用する。

（催告）

第四条　催告は、これを受けるべき者の所在が明らかでないとき、又はその者が外国に在るときは、催告すべき事項を公告してすれば足りる。この場合において、その公告は、催告すべき事項を記載した書面を裁判所の掲示場その他裁判所内の公衆の見やすい場所に掲示して行う。

２　前項の規定による催告は、公告をした日から一週間を経過した時にその効力を生ずる。

（送達すべき書類の提出に代えて調書を作成したときは、その調書の謄本又は抄本を交付して送達をする。

（呼出状の公示送達）

第六条　呼出状の公示送達は、呼出状を掲示場に掲示してする。

（決定及び命令の方式）

第七条　決定書及び命令書には、決定又は命令をした裁判官が記名押印しなければならない。

（申立書の却下の命令に対する即時抗告等）

第八条　申立書の却下の命令に対し即時抗告をするときは、抗告状には、却下された申立書を添付しなければならない。

２　前項の規定は、抗告状却下の命令に対し即時抗告をする場合について準用する。

（証人の宣誓）

第九条　裁判長は、証人に宣誓書を朗読させ、かつ、これに署名させなければならない。証人が宣誓書を朗読することができないときは、裁判長は、裁判所書記官にこれを朗読させなければならない。

２　裁判長は、相当と認めるときは、前項前段の規定にかかわらず、同項前段に規定する署名に代えて、宣誓書に宣誓の趣旨を理解した旨の記載をさせることができる。

３　前二項の宣誓書には、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓う旨を記載しなければならない。

（鑑定人の宣誓）

第十条　鑑定人の宣誓書には、良心に従って誠実に鑑定をすることを誓う旨を記載しなければならない。

２　鑑定人の宣誓は、宣誓書を裁判所に提出する方式によってもさせることができる。この場合における裁判長による宣誓の趣旨の説明及び虚偽鑑定の罰の告知は、これらの事項を記載した書面を鑑定人に送付する方法によって行う。

（受命裁判官等の証拠調べの調書）

第十一条　受命裁判官又は受託裁判官の所属する裁判所の裁判所書記官は、第十一条第一項において読み替えて準用する民事訴訟規則第百四十二条の調書に同条の文書の写しを添付することができる。

（更正決定の方式）

第十二条　更正決定は、裁判書の原本及び正本に付記しなければならない。ただし、裁判所は、相当と認めるときは、裁判書の原本及び正本への付記に代えて、決定書を作成し、その正本を当事者に送達することができる。

（特別抗告等を提起する場合における費用の予納）

第十三条　法附則第八条において準用する民事訴訟法第三百三十六条第一項の抗告を提起するときは、抗告状の送達に必要な費用のほか、抗告提起通知書及び抗告理由書の送達、裁判の告知並びに抗告裁判所が記録の送付を受けた旨の通知に必要な費用の概算額を予納しなければならない。

２　前項の規定は、法附則第八条において準用する民事訴訟法第三百三十七条第二項の申立てをする場合について準用する。この場合において、前項中「抗告提起通知書」とあるのは、「抗告許可申立て通知書」と読み替えるものとする。

（民事訴訟費用等に関する規則の一部改正）

第十四条　民事訴訟費用等に関する規則（昭和四十六年最高裁判所規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表第二の五の項ハ中「又は会社更生法」を「、会社更生法」に改め、「第百二十七条第一号」の下に「又は事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）第百二十七条第一号」を加え、同項ニ中「又は同法」を「、同法」に改め、「更生債権等査定申立て」の下に「又は事業性融資の推進等に関する法律第百四十四条第一項の規定による配当債権査定申立て」を加え、同表の六の項中「又は会社更生法」を「、会社更生法又は事業性融資の推進等に関する法律」に改める。

最高裁判所長官　今崎　幸彦

別表（第十一条関係）

第一条第二項		調書を作成し、記名押印しなければ
第十五条第一項及び第二十三条第一項	書面又は電磁的記録により	書面で
第十五条第四項及び第二百十一条第四項	前三項	第一項
第二十三条第二項	又は電磁的記録が私人により作成されたもの	が私文書
第二十四条第二項、第二十五条第一項及び第三項並びに第二十七条	資料	書面

陳述の内容を電子調書に記録し、これを裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）に備えられたファイル（第三十三条の三（電磁的訴訟記録の閲覧等の方法等）第二項第一号を除き、以下単に「ファイル」という。）に記録しなければ

第二十五条第一項	記載し、又は記録した書面又は電磁的記録	記載した書面
第二十六条前段	記録した電磁的記録を作成し、これをファイルに記録しなければ	記載した書面を作成し、当該書面に記名押印しなければ
第三十条の二第二項、第六十六条第一項、第六十七条第一項及び第三項、第六十九条並びに第七十六条の二第一項前段	に係る電子調書	の調書
第三十条の二第二項、第三十四条の七第二項、第六十六条第一項、第百二十二条の二第二項及び第百二十二条の三第二項	記録しなければ	記載しなければ
第三十四条の七第二項、第七十二条、第七十六条、第百十六条第三項、第百十八条第二項、第百二十二条の二第二項、第百二十二条の三第二項、第百二十二条及び第百四十六条第一項	電子調書	調書
第四十七条第一項及び第四十七条の二第二項	書類又は電磁的記録	書類
第四十七条の二第一項	書類又は電磁的記録の相手方	書類の相手方
	書類又は電磁的記録について直送（当事者の相手方に対する直接の送付又は電磁的記録の送付）第二項又は第三項の方法により相手方に対して直接送付すること	書類について直送（当事者の相手方に対する直接の送付
第四十八条第一項及び第二項	交付又は電磁的記録の提供	交付
第五十条の二	電子決定書（法第百二十二条（判決において準用する規定の準用）において準用する法第二百五十二条（電子判決書）第一項の規定により作成される電磁的記録でもの（第六十七条（口頭弁論の実質的記録）第一項等）第一項第七号及び第百六十条（判決の更正決定等）の方式）第一項において同じ。）	決定書
第六十六条第二項	電子調書に記録させる	調書に記載させる
	裁判長は、前項の電子調書の内容を確認するとともに、これを確認したことを当該電子調書上明らかにする措置を講じなければ	前項の調書には、裁判所書記官が記名押印し、裁判長が認印しなければ

第六十六条第三項	当該電子調書に記録するとともに、当該電子調書の内容を確認し、かつ、これを確認したことを当該電子調書上明らかにする措置を講じなければ	付記して認印しなければ
第六十七条第一項	記録し	記載し
第六十七条第一項第六号及び同条第二項並びに第百八十四条	記録	記載
第六十七条第一項第七号	電子決定書又は電子命令書（法第百二十二条（判決において準用する規定の準用）において準用する法第二百五十二条（電子判決書）第一項の規定により作成される電磁的記録であって、命令に係るものをいう。）	書面
第六十七条第三項	記録する	記載する
第六十七条第四項	記録した電磁的記録を作成し、これをファイルに記録しなければ	調書に記載しなければ
第六十八条第一項	の録音又は録画により作成された電磁的記録をファイル	を録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録することができる物を含む。）
第六十八条第二項	電子調書の記録	調書の記載
	前条第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定により電子調書に記録すべき事項を記録し、した電磁的記録を作成し、ファイルに記録しなければ	証人等の陳述を記載した書面を作成しなければ
第六十九条	他の電磁的記録	書面、写真、録音テープ、ビデオテープその他裁判所において適当と認めるもの
	これをファイルに記録して電子調書	執行事件の記録に添付して調書
第七十一条	速記に係る電磁的記録（以下「電子速記録」という。）	速記録
	電子速記録を	速記録を
第七十二条	電子速記録	速記録
	ファイルに記録して	執行事件の記録に添付して
第七十六条	当該陳述の録音により作成された電磁的記録	録音テープ
第七十六条の二第一項前段	記録した電磁的記録を作成し、これをファイルに記録しなければ	記載した調書を作成し、記名押印しなければ

第七十六条の二第二項	電磁的記録	調書	
第八十条第三項		第四項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、答弁書について、第五十五条（訴状の添付書類等）第三項及び第四項の規定は前項の書証の写しの添付	
第百八条第一項	電子呼出状	呼出状	
	記録しなければ	記載し、尋問事項書を添付しなければ	
第百十六条第三項		への添付	
第百十八条第二項	記録させなければ	記載させなければ	
第百二十七条		前節（証人尋問）	前節及び企業価値担保権実行手続規則附則第九条
第百三十四条		第百八条（電子呼出状の記録事項等）	企業価値担保権実行手続規則第十一条第一項において読み替えて準用する第百八条第一項
		の電子呼出状	の呼出状
		第二項、第四項及び第五項	第二項及び第五項並びに同規則附則第九条第一項及び第二項
第百四十二条	記録すべき	記載すべき	
第百四十六条第一項	裁判所書記官は、法	法	
	画像情報を	原本、謄本又は抄本は、	
第百四十六条第二項及び第百五十一条	第百四十二条（受命裁判官等の証拠調べの電子調書）	企業価値担保権実行手続規則第十一条第一項において読み替えて準用する第百四十二条及び同規則附則第十一条	
	電子調書について	調書について	
第百四十七条	第一項から第三項まで及び第百三十七条の二から前条まで	から前条まで（第百三十七条第三項及び第四項並びに第百四十三条第三項を除く。）	
	の規定	及び企業価値担保権実行手続規則附則第十一条の規定	
第百四十九条の二第一項	最高裁判所の細則で定めるところにより、当該申出に係る電磁的記録の複製を第五十二条の十（電子情報処理組織）第一項の電子情報処理組織を使用する方法により、ファイルに記録し、又は電磁的記録の複製	当該電磁的記録	
	電磁的記録をいう	書面をいう	

第百四十九条の二第一項及び第二項	電子証拠説明書	証拠説明書
第百四十九条の二第二項及び第百四十九条の四	電磁的記録の複製	電磁的記録を記録した記録媒体
第百四十九条の四	提出等）	提出等）並びに企業価値担保権実行手続規則附則第十一条
	読み替える	、企業価値担保権実行手続規則附則第十一条中「同条の文書の写し」とあるのは「第十一条第一項において読み替えて準用する同規則第百四十九条の二第一項の電磁的記録を記録した記録媒体」と読み替える
第百八十四条及び第百八十九条第三項	電子判決書又は電子調書	判決書
第百八十九条第一項	電子上告提起通知書	上告提起通知書
	（上告の提起があったことを通知するために裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）	
第百八十九条第二項及び第三項	電子上告提起通知書	上告提起通知書
第百九十四条	による電子上告提起通知書	による上告提起通知書
第百九十五条	被上告人（当該書面の送達について法第百九条の二（電子情報処理組織による送達）第一項ただし書の届出をしている者を除く。）の数の副本（法第百三十二条の十（電子情報処理組織による申立て等）第一項の規定により当該書面に記載すべき事項をファイルに記録した場合にあっては、当該事項を出力することにより作成した書面）	被上告人の数に六を加えた数の副本
第百九十九条第二項	電子上告提起通知書」とあるのは「電子上告受理申立て通知書	上告提起通知書」とあるのは「上告受理申立て通知書
第二百九条	電子上告提起通知書」とある	上告提起通知書」とあるのは「抗
	のは「電子抗告許可申立て通知書	告許可申立て通知書
第二百十条第一項	電子抗告提起通知書（法第三百三十条の抗告又は法第三百三十六条第一項の抗告があった旨を通知するために裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。）	抗告提起通知書
第二百十条第二項	電子抗告提起通知書	抗告提起通知書
	電子抗告許可申立て通知書	抗告許可申立て通知書

その他告示

○文部科学省告示第七十五号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

令和八年四月二十二日

文部科学大臣　松本　洋平

指定をした海外の美術品等（以下「指定美術品等」という。）の名称	指定をした日	指定の有効期間	公益財団法人根津美術館（館長　根津　公二　東京都港区南青山六―五―一）が指定美術品等を公開しようとする者として氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	指定美術品等を公開する予定の施設の名称及び所在地並びに指定美術品等を公開する予定の期間
燕子花図屏風　渡辺始興筆	令和八年三月二十五日	令和八年三月二十七日から同年六月五日	同右	根津美術館　東京都港区南青山六―五―一　令和八年四月十一日から同年五月十日
蔦の細道図屏風　深江芦舟筆	同右	同右	同右	同右

備考　指定美術品等の関係書類を文化庁参事官（文化拠点担当）に備え置いて縦覧に供するとともに、文化庁ホームページに掲載する。

官　庁　報　告

官　庁　事　項

内閣は、財政法第46条第１項の規定に基づき、令和８年度予算等について次のとおり報告する。

第１部　令和８年度予算

１．予算成立の経緯

８年度予算は、７年12月26日に政府案が閣議に提出され、概算の閣議決定が行われた。

その後、８年２月20日に第221回国会（特別会）に提出され、３月13日、衆議院可決、４月７日、参議院可決を経て、成立した。

以下、成立した予算について概説することとする。

２．予算編成の前提となった経済情勢及び財政事情

⑴　経済情勢

我が国経済は、賃上げ率が２年連続で５％を上回るなど、「デフレ・コストカット型経済」から、その先にある新たな「成長型経済」に移行する段階まで来た。足元の景気は、米国の通商政策による影響が自動車産業を中心に見られるものの、緩やかに回復している。しかし、潜在成長力は伸び悩み、賃金の伸びは物価上昇に追いつかず、食料品を中心とした物価上昇により、個人消費は力強さを欠いている。こうした現状に対し、まずは、生活の安全保障・物価高への対応、危機管理投資・成長投資による「強い経済」の実現、防衛力と外交力の強化を３つの柱とする「「強い経済」を実現する総合経済対策」（７年11月21日閣議決定。以下「総合経済対策」という。）を策定した。その裏付けとなる７年度補正予算（７年12月16日成立）を迅速かつ着実に執行し、総合経済対策の効果を広く波及させていく。７年度の我が国経済は、今後も緩やかな回復を続け、実質国内総生産（実質ＧＤＰ）成長率は1.1％程度、名目国内総生産（名目ＧＤＰ）成長率は4.2％程度、消費者物価（総合）は2.6％程度の上昇率になると見込まれる。

８年度は、所得環境の改善が進む中で、各種政策効果も下支えとなり、個人消費が増加するとともに、危機管理投資・成長投資の取組が進展する中で、設備投資も増加するなど、引き続き、国内需要中心の経済成長となることが期待される。８年度の実質ＧＤＰ成長率は1.3％程度、名目ＧＤＰ成長率は3.4％程度、消費者物価（総合）は1.9％程度の上昇率になると見込まれる。ただし、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動等の影響には、十分注意する必要がある。

⑵　財政事情

我が国財政は、債務残高対ＧＤＰ比が高い水準にあり、これを安定的に引き下げることによって、財政の持続可能性を実現し、マーケットからの信認を確保していく必要がある。そのため、「経済財政運営と改革の基本方針2025」（７年６月13日閣議決定。以下「骨太方針2025」という。）を踏まえ、引き続き、「経済財政運営と改革の基本方針2024」（６年６月21日閣議決定。以下「骨太方針2024」という。）で示された「経済・財政新生計画」に基づき、歳出・歳入両面から改革を推進していく。

３．予算編成の基本的考え方

８年度予算編成に当たっては、「令和８年度予算編成の基本方針」（７年12月９日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、次のような基本的考え方に立って編成することとした。（以下基本方針からの抜粋を基本としている。）

⑴　８年度予算は、７年度補正予算と一体として、基本方針における基本的考え方及び骨太方針2025に沿って編成する。経済と財政はいずれも国民のためのものであり、広く国民に恩恵が行き渡る予算編成を行う。その際、⑸の観点も踏まえて歳出構造の平時化に配意しつつ取組を進める。

⑵　８年度予算編成においては、骨太方針2025等における重要政策課題に加え、「強い経済」の構築に向けた重要施策に対して必要な予算・税制上の措置等を確実に講じ、予算等を重点化しつつ、「経済・財政新生計画」に基づき、歳出・歳入両面から改革を推進する。既存経費等については、物価上昇に合わせた公的制度の点検も踏まえつつ、経済・物価動向等を適切に反映する。地方財政についても同様に対応する。ＥＢＰＭやＰＤＣＡによって政策の実効性を検証し、国民生活の下支えや経済成長に資すると期待される施策（支出や税制）は大胆に重点化する一方、そうした効果が乏しい場合には見直すなど、歳出・歳入両面で、「強い経済」を支える財政構造への転換を推進する。

⑶　特に、社会保障については、物価や賃金の上昇等に対して、国民のいのちと暮らしを守り、安心して医療・介護・福祉サービスを受けられる体制を整備していく。その上で、人口や世帯構成の変化により、受益と負担のバランスが変化することに対応し、適切な制度の効率化や資源配分の最適化を図り、現役世代の保険料率の上昇を止め、引き下げていくことを目指すことが重要となる。全世代型社会保障の構築を通じ、応能負担の徹底等、各種の制度改革を行うことで、持続可能な社会保障システムの確立を図る。こうした社会保障システムの持続性確保の観点から、総合経済対策に記載された社会保障制度改革の取組を前例にとらわれず着実に実行し、社会保障改革の新たなステージにふさわしい予算編成とする。その際、次期診療報酬改定等において保険料負担の抑制努力も行いつつ経営の改善・従事者の処遇改善を図る。その上で、給付付き税額控除の制度設計を含めた「税と社会保障の一体改革」について国民的議論を進めるため、「国民会議」の早期設置に向けて検討を進める。

⑷　歳入面については、負担の公平性の確保等の観点から、不断の見直しを検討する。また、必要に応じて、物価の上昇を踏まえ国民負担が増えないよう制度的対応を図る。

⑸　なお、補正予算については、予算作成後に生じた事由に基づき特に緊要となった経費の支出等のために編成されるものであるが、近年は、常態化すると同時に規模が拡大している。今後、経済財政諮問会議等において、こうした予算の在り方についても、議論を進める。

４．一般会計予算の規模等

⑴　一般会計予算の規模

８年度一般会計予算の規模は、７年度当初予算額に対して71,114億円（6.2％）増の1,223,092億円となっている。

うち一般歳出の規模は、７年度当初予算額に対して20,485億円（3.0％）増の701,557億円となっている。

⑵　一般会計予算と国内総生産

①　一般会計予算の規模を国内総生産と対比すると、次のようになる。

（表１）　一般会計予算規模及び国内総生産の推移

	一般会計(A)（億円）	うち一般歳出(B)（億円）	国内総生産(C)（名目・兆円程度）	(A)／(C)（％程度）	(B)／(C)（％程度）
７　年　度	1,151,978	681,071	669.2	17.2	10.2
８　年　度	1,223,092	701,557	691.9	17.7	10.1
８年度の対前年度伸率	6.2％	3.0％	3.4％程度	—	—

㈱１．７年度の(A)欄及び(B)欄は、当初予算の計数である。

２．７年度及び８年度の(C)欄は、８年度政府経済見通しによる。（７年度は実績見込み、８年度は見通し）

②　なお、８年度（政府案）の政府支出の実質ＧＤＰ成長率に対する寄与度は、0.3％程度となる見込みである。

⑶　一般会計歳入予算

①　租税及印紙収入は、現行法（税制改正前）による場合、７年度補正（第１号）後予算額に対して35,770億円増の842,750億円になると見込まれるが、個人所得課税、法人課税等の税制改正を行うこととしている結果、７年度補正（第１号）後予算額に対して30,370億円（3.8％）増の837,350億円になると見込まれる。

また、その他収入は、７年度当初予算額に対して2,585億円（3.0％）増の89,902億円になると見込まれる。

②　８年度における公債金は７年度当初予算額を9,369億円上回る295,840億円である。

公債金のうち67,160億円については、「財政法」（昭22法34）第４条第１項ただし書の規定により発行する公債によることとし、228,680億円については、「財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律」（平24法101）の規定により発行する公債によることとしている。この結果、８年度予算の公債依存度は24.2％（７年度当初予算24.9％）となっている。なお、一般会計当初予算の基礎的財政収支は10年度当初予算以来、28年ぶりに1.3兆円黒字に転じている。

（表２）　一般会計歳入予算の内訳

（単位：億円）

１．租税及印紙収入	
⑴　現行法（税制改正前）を８年度に適用する場合の租税及印紙収入	842,750
⑵　税制改正による増△減収見込額	△　5,400
イ　個人所得課税	△　7,100
ロ　法人課税	620
ハ　消費課税	700
ニ　防衛力強化に係る財源確保のための税制措置	380
⑶　８年度予算額⑴＋⑵	837,350
２．そ の 他 収 入	89,902
３．公　　債　　金	295,840
合　　計	1,223,092

（表３）　公債依存度の推移〈当初予算ベース〉

（単位：億円、％）

年　　度	一般会計予算規模(A)	公 債 発 行 額(B)	公 債 依 存 度（B／A）
4	1,075,964	369,260	34.3
5	1,143,812	356,230	31.1
6	1,125,717	354,490	31.5
7	1,151,978	286,471	24.9
8	1,223,092	295,840	24.2

５．分野別の概要

⑴　税制改正

８年度改正については、物価高への対応の観点から、物価上昇に連動して基礎控除の額等を引き上げるほか、就業調整に対応するとともに、中低所得者に配慮しつつ、所得税の課税最低限を178万円まで特例的に先取りして引き上げる。「強い経済」の実現に向けた対応として、大胆な設備投資の促進に向けた税制措置を創設するほか、租税特別措置の適正化の観点から、賃上げ促進税制の見直しや研究開発税制の強化等を行う。税負担の公平性を確保する観点から、極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置の見直し等を行う。また、グローバル・ミニマム課税の見直しや防衛特別所得税の創設等を行う。

⑵　公務員人件費

８年度予算における国家公務員の人件費については、一般会計及び特別会計の純計で、７年度当初予算額に対して1,857億円（3.4％）増の56,691億円となっている。

具体的には、官民給与の比較方法の見直しを含む７年人事院勧告を踏まえ、官民較差に基づく国家公務員の給与改定を行ったほか、国家公務員の定年引上げによる退職手当の増加等を反映している。また、行政機関の定員については、外交・安全保障、治安・安全の確保、デジタル改革のほか、危機管理投資・成長投資の戦略分野など、内閣の重要課題の遂行に不可欠なものに措置することとしている。

地方公務員についても、国家公務員の給与改定に準じた給与改定を実施するなど、適切な見直しを行うこととしている。

⑶　復旧・復興、防災

東日本大震災からの復興については、８年度も引き続き、復興のステージに応じた取組を推進するため、被災者支援や住宅再建・復興まちづくり、産業・生業の再生、原子力災害からの復興・再生、創造的復興などのための経費6,334億円を東日本大震災復興特別会計に計上している。

また、防災対策の推進については、８年中の「防災庁」の設置に向けた体制整備に要する経費とともに、災害対応力の強化や事前防災の徹底を図るため、防災力強化総合交付金の創設など、内閣府防災担当・防災庁等予算として、７年度当初予算額に対して55億円（37.9％）増の202億円を計上している。

⑷　特別会計

８年度においては、特別会計の数は14となっている。

なお、特別会計の歳出総額から重複計上分等並びに国債償還費等、社会保障給付費、地方交付税交付金等及び財政融資資金への繰入を控除した額は、88,191億円となっており、さらに、東日本大震災からの復興に関する事業に係る経費を除いた額は、７年度当初予算額に対して10,548億円（14.6％）増の82,899億円となっている。そのうち、エネルギー対策特別会計は、７年度当初予算額に対して9,860億円（51.5％）増の28,989億円となっている。

⑸　経済・物価動向等の反映、複数年度の取組、歳出構造の平時化に向けた取組の推進

８年度予算では、経済・物価動向等を反映しつつ、複数年度の取組や歳出構造の平時化に向けた取組を推進し、重要施策について当初予算で増額することとしている。

具体的には、経済・物価動向等の反映として、社会保障関係費については、高齢化による増加分に経済・物価動向等を踏まえた対応による増加分を加算するとともに、非社会保障関係費については、物価上昇・公務員人件費の増加を反映し、その際、物価上昇に合わせた官公需や公的制度の点検・見直しもあわせて推進することとしている。

財源を確保して複数年度で計画的に取り組んでいる重要施策として、「防衛力整備計画」に基づく防衛力の抜本的強化、「こども未来戦略」に基づく「こども・子育て支援加速化プラン」、「ＧＸ経済移行債」を活用したＧＸ投資、「ＡＩ・半導体産業基盤強化フレーム」に基づく公的支援を推進することとしている。

新たな財源確保や予算全体のメリハリ付けを通じた重要施策の充実にも取り組むこととしている。いわゆる教育無償化については、歳出改革や税制措置により財源を確保して実現することとしている。農業構造転換集中対策については、日本中央競馬会の特別積立金からの国庫納付による財源確保を前提として、当初予算を増額することとしている。このほか、重要物資等確保対応を実施するほか、関連手数料等の引上げにより外国人施策等を充実させることとしている。

予算全体のメリハリ付けに向けた歳出抑制の取組としては、ＯＴＣ類似薬を含む薬剤自己負担の見直しなどの社会保障改革、執行状況等を踏まえた補助金等の見直しなどを実施することとしている。

⑹　補助金等の点検・見直し、決算等の反映

内閣官房に「租税特別措置・補助金見直し担当室」が新設されたことを踏まえ、既存の補助金等について見直しを行い、直ちに見直し可能な項目については、８年度予算に的確に反映している。

また、予算の更なる効率化・透明化を図るため、決算等の反映に引き続き積極的に取り組んでいる。

決算及び決算検査報告等の予算への反映については、決算に関する国会の議決や会計検査院の指摘等を踏まえ、個別の事務・事業ごとに必要性や効率性を洗い直し、その結果を８年度予算に的確に反映している。

また、７年度予算執行調査については、30件の調査を実施し、その調査結果を踏まえ、事業等の必要性、有効性及び効率性について検証を行い、８年度予算に的確に反映している。

さらに、各府省の政策評価・行政事業レビューに示された達成すべき目標、目標を達成するための手段、どの程度目標が達成されたかに関する事後評価等を精査の上、各事業の必要性、効率性又は有効性の観点等から検証を行い、政策評価の結果等を８年度予算に的確に反映している。

６．予算の主な内容

⑴　一般会計

８年度一般会計歳出予算の主要経費別内訳は、表４のとおりである。

（表４）　一般会計歳出予算の主要経費別内訳

（単位：億円、％）

事項＼年度	7		8			
	当初予算額	構成比	予算額	増△減額	伸率	構成比
社会保障関係費	382,938	33.2	390,559	7,621	2.0	31.9
文教及び科学振興費	56,560	4.9	60,406	3,846	6.8	4.9
うち科学技術振興費	14,221	1.2	14,378	156	1.1	1.2
国債費	282,179	24.5	312,758	30,579	10.8	25.6
恩給関係費	623	0.1	493	△ 130	△ 20.8	0.0
地方交付税交付金等	188,728	16.4	208,778	20,050	10.6	17.1
防衛関係費	86,691	7.5	89,843	3,153	3.6	7.3
公共事業関係費	60,858	5.3	61,078	220	0.4	5.0
経済協力費	5,050	0.4	5,108	58	1.1	0.4
（参考）ＯＤＡ	5,664	0.5	5,835	172	3.0	0.5
中小企業対策費	1,695	0.1	1,700	5	0.3	0.1
エネルギー対策費	8,111	0.7	8,001	△ 110	△ 1.4	0.7

食料安定供給関係費	12,609	1.1	12,729	120	1.0	1.0
その他の事項経費	58,543	5.1	61,640	3,097	5.3	5.0
予備費	7,395	0.6	10,000	2,605	35.2	0.8
合計	1,151,978	100.0	1,223,092	71,114	6.2	100.0

㈱　計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。以下、表８まで同じ。

①　社会保障（参考、表５）

社会保障関係費については、７年度当初予算額に対して7,621億円（2.0％）増の390,559億円となっている。

様々な制度改革・効率化努力を積み重ねることにより、実質的な伸びを高齢化による増加分に抑えた上で、８年度診療報酬改定における今後の賃上げ、物価対応分など経済・物価動向等を踏まえた対応に相当する増加分を加算している（いわゆる自然増は＋4,000億円程度（年金スライド分を除く。）、制度改革・効率化等は▵1,500億円程度、高齢化による増加分は＋2,500億円程度（年金スライド分を除く。）、経済・物価動向等への対応は＋5,200億円程度（年金スライド分を含む。））。

制度別にみると、まず、医療については、８年度診療報酬改定において、７年度補正予算の「医療・介護等支援パッケージ」に引き続き、骨太方針2025及び総合経済対策に基づき、データに基づく施設類型ごとの費用構造を踏まえたきめ細やかな物価対応や８・９年度にベースアップ3.2％（看護補助者及び事務職員は5.7％）を実現できる賃上げ対応を実施し、経済・物価動向等に的確に対応することとしている。物価・賃上げ対応に当たっては、施設類型ごとのメリハリある配分をはっきりと分かる形で実現するとともに、８・９年度の改定率をそれぞれ定め、段階的にきめ細かく対応することとし、あわせて、現役世代の保険料負担の抑制のため効率化・適正化を実施することとしている。これらの措置により、＋3.09％（８年度及び９年度の２年度平均。８年度＋2.41％（国費＋2,348億円（８年度予算額への影響額））、９年度＋3.77％。うち、①８・９年度の賃上げ対応＋1.70％（８年度＋1.23％、９年度＋2.18％。うち＋0.28％は、賃上げ余力の回復・確保を図りつつ幅広い医療関係職種での賃上げを確実にするための賃上げ対応拡充時の特例的な措置）、②８・９年度の物価対応＋0.76％（８年度＋0.55％、９年度＋0.97％。うち＋0.14％は、物価対応本格導入時の特例的な対応として高度機能医療を担う病院（大学病院を含む。）向けの措置）、③食費・光熱水費分＋0.09％、④６年度改定以降の経営環境の悪化を踏まえた緊急対応分＋0.44％、⑤後発医薬品への置換えの進展を踏まえた対応、適切な在宅医療の推進のための対応、調剤報酬の適正化、長期処方・リフィル処方の取組強化等による効率化・適正化▵0.15％、⑥その他＋0.25％）の改定を行うこととしている。また、薬価等については、創薬イノベーションの推進や医薬品の安定供給の確保を図りつつ、市場実勢価格を反映することにより、▵0.87％（国費▵1,063億円）の改定を行うこととしている。

介護については、総合経済対策において、「介護分野の職員の処遇改善については、（中略）他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和８年度介護報酬改定において、必要な対応を行う」とされたことを踏まえて、９年度介護報酬改定を待たずに、政府経済見通し等を踏まえた介護分野の職員の処遇改善、介護サービス事業者の生産性向上や協働化の促進等のため、期中改定として、＋2.03％（国費＋518億円（８年度予算額への影響額）。うち、①介護分野の職員の処遇改善＋1.95％（介護従事者を対象に幅広く月1.0万円の賃上げ及び生産性向上や協働化に取り組む事業者の介護職員を対象に月0.7万円の上乗せを実現する措置（合計で、介護職員について定期昇給込みで最大月1.9万円の賃上げを実現））、②食費の基準費用額の引上げ＋0.09％）の改定を行うこととしている。

障害福祉サービス等については、介護報酬と同様に、総合経済対策を踏まえ、９年度障害福祉サービス等報酬改定を待たずに、介護分野の処遇改善の対応状況も踏まえ、介護分野との収支差率や賃上げの状況の違い等、障害福祉分野における総費用額の伸び等も勘案しつつ、政府経済見通し等を踏まえた障害福祉分野の職員の処遇改善、障害福祉サービス等事業者の生産性向上や協働化の促進のため、期中改定として、＋1.84％（国費＋313億円（８年度予算額への影響額）。うち、障害福祉従事者を対象に幅広く月1.0万円の賃上げ及び生産性向上や協働化に取り組む事業者の福祉・介護職員を対象に月0.3万円の上乗せを実現する措置（合計で、福祉・介護職員について定期昇給込みで最大月1.9万円の賃上げを実現））の改定を行うこととしている。

こうした診療報酬や介護報酬等の改定により、幅広い従事者の賃上げを措置するなど、経済・物価動向等への的確な対応を行うことと同時に、現役世代の保険料負担の軽減のため、医療・介護を中心とした社会保障改革に取り組むこととしている。具体的には、社会保障改革の新たなステージにおいて、現役世代の保険料率の上昇を止め、引き下げていくことを目指すとの方針に基づき、８・９年度を通じて、歳出改革を中心に取り組み、９年度の社会保障負担率が７年度と比較して上昇しないよう取り組むこととしており、８年度においては、ＯＴＣ類似薬など保険給付としての必要性が低い医薬品について、患者の状況や負担能力に配慮しつつ別途の負担を求める仕組みの導入や、長期療養者や低所得者への十分な配慮を前提とした高額療養費制度の見直しなどに取り組むこととしている。

こども・子育て政策については、「こども未来戦略」（５年12月22日閣議決定）の「こども・子育て支援加速化プラン」を着実に実施し、約９割（予算規模3.6兆円のうち3.2兆円程度）を実現することとしている。具体的には、こども誰でも通園制度の本格実施、フリーランス等の方の育児期間中の年金保険料免除などを実施することとしている。

年金については、基礎年金国庫負担（２分の１）等について措置することとしている。その際、足元の物価等の状況を勘案し、８年度の年金額改定率を2.0％と見込んで計上している。

生活保護制度については、生活扶助基準の見直しを行うこととしている。具体的には、一般低所得世帯の消費実態や社会経済情勢などを総合的に勘案し、４年の社会保障審議会生活保護基準部会の検証結果に基づく元年当時の消費実態の水準への特例加算（現行：月額1,500円／人）について、1,000円引き上げて月額2,500円とするとともに、それでもなお減額となる世帯は、従前の基準額を保障する措置を、８年10月から１年間実施することとしている。ただし、入院患者・介護施設入所者については、食費・光熱費等が現物給付されている状況等を踏まえ、現行の一人当たり月額1,000円の加算額を維持することとしている。

雇用政策については、賃上げ支援や非正規雇用労働者への支援、リ・スキリングや労働移動の円滑化の推進、医療・介護分野等の人材確保の支援、多様な人材の活躍促進等を実施することとしている。

（表５）　社会保障関係費の内訳

（単位：億円、％）

区分＼年度	7	8		
	当初予算額	予算額	増▵減額	伸率
年金給付費	136,916	139,012	2,095	1.5
医療給付費	123,368	126,895	3,527	2.9
介護給付費	37,274	37,806	532	1.4

少子化対策費	35,213	35,335	122	0.3
生活扶助等社会福祉費	45,275	47,277	2,002	4.4
保健衛生対策費	4,434	3,778	△ 656	△ 14.8
雇用労災対策費	458	456	△ 1	△ 0.3
合計	382,938	390,559	7,621	2.0

②　文教及び科学技術（参考、表６）

文教及び科学振興費については、いわゆる教育無償化を実現するほか、基礎研究の充実強化等を図ることとし、７年度当初予算額に対して3,846億円（6.8％）増の60,406億円を計上している。

文教予算については、安定財源を確保しつつ、高等学校等就学支援金等において、収入要件を撤廃した上で、私立高校の支給上限額を引き上げること等により、いわゆる高校無償化を実現するとともに、小学校段階における学校給食費の抜本的な負担軽減（いわゆる給食無償化）を実施することとしている。また、義務教育費国庫負担金においては、教員の処遇を改善するため、７年人事院勧告の反映や教職調整額の水準の５％から６％への引上げ等を行うとともに、中学校35人学級の実現等に伴う定数増のほか、少子化の進展による自然減の反映や加配定数の見直し等を図ることとしている。

高等教育施策については、物価上昇等が継続する中においても、国立大学における基礎研究の充実等を図る観点から、国立大学法人運営費交付金について、７年度当初予算額に対して188億円（1.7％）増の10,971億円を計上している。

科学技術振興費については、科学研究費助成事業（科研費）の増額により国際性の高い研究や若手研究者への支援の強化を図るとともに、ＡＩ・量子・宇宙等の重要分野の研究開発等を推進することとしており、７年度当初予算額に対して156億円（1.1％）増の14,378億円を計上している。

（表６）　文教及び科学振興費の内訳

（単位：億円、％）

区分＼年度	7	8		
	当初予算額	予算額	増△減額	伸率
義務教育費国庫負担金	16,210	17,118	909	5.6
科学技術振興費	14,221	14,378	156	1.1
文教施設費	736	712	△ 23	△ 3.2
教育振興助成費	24,227	26,983	2,756	11.4
育英事業費	1,167	1,215	48	4.1
合計	56,560	60,406	3,846	6.8

③　社会資本の整備（参考、表７）

公共事業関係費については、ＩＣＴ技術等による生産性向上・効率化等も勘案しつつ、労務費や資材価格の上昇等の影響を踏まえ、７年度当初予算額に対して220億円（0.4％）増の61,078億円を計上している。

この予算も活用し、埼玉県八潮市における道路陥没事故の教訓を踏まえた取組や、新技術の開発・普及、規制・誘導手法の活用といったソフト対策との一体的取組などにより、防災・減災、国土強靱化の取組を推進することとしている。

また、持続的な成長力強化・生産性向上、地方の生活等の安定に向けた取組として、海上輸送基盤や空港機能の強化などの成長力強化等につながるインフラ整備等に重点的に取り組むこととしている。

具体的には、緊急輸送道路下などの重要管路の更新や、災害・事故後に迅速に機能確保することが容易でない重要管路の複線化等について、個別補助事業を創設して重点的に支援することとしている。

さらに、船舶の大型化に対応したコンテナターミナルの整備等の集中的実施や、空港アクセス鉄道の整備、滑走路の新設等の更なる機能強化などに取り組むこととしている。

（表７）　公共事業関係費の内訳

（単位：億円、％）

区分＼年度	7	8		
	当初予算額	予算額	増△減額	伸率
治山治水対策	9,627	9,679	52	0.5
道路整備	16,721	16,783	63	0.4
港湾空港鉄道等整備	4,136	4,179	44	1.1
住宅都市環境整備	7,302	7,321	20	0.3
公園水道廃棄物処理等	2,223	2,444	221	9.9
農林水産基盤整備	6,080	6,137	57	0.9
社会資本総合整備	13,344	13,126	△ 218	△ 1.6
推進費等	828	789	△ 39	△ 4.8
計	60,261	60,460	199	0.3
災害復旧等	597	618	21	3.5
合計	60,858	61,078	220	0.4

④　外交・経済協力（参考、表８）

外交に関連する予算については、政府安全保障能力強化支援を拡充すること等により、厳しさを増す安全保障環境に対応することとしている。また、偽情報の拡散に対抗するといった戦略的対外発信を含め、情報戦対応を強化することとしている。

日米戦略的投資イニシアティブについては、株式会社日本貿易保険の財務基盤強化のため、交付国債を発行し、当面想定される案件への対応として、８年度は17,800億円を交付することとしている。また、株式会社国際協力銀行は財政投融資等を活用することとしている。

一般会計ＯＤＡ予算については、より一層の効率的な事業実施を前提としつつ、グローバルサウス諸国との連携強化に活用していくこととしており、７年度当初予算額に対して172億円（3.0％）増の5,835億円を計上している。

具体的には、日本の国益と国際社会の平和と繁栄を効果的に実現するための外交力の強化等に必要な経費を計上している。無償資金協力については、1,531億円を計上し、技術協力（独立行政法人国際協力機構）については、1,500億円を計上している。

㈱　経済協力費の一部、例えば国際連合分担金は、経済協力開発機構（ＯＥＣＤ）の開発援助委員会（ＤＡＣ）の規定により、分担金の一定割合部分のみがＯＤＡと定義されているため、経済協力費の全額がＯＤＡ予算となるわけではない。一方、経済協力費以外の主要経費のうち、上記の規定によりＯＤＡと定義される部分があり、一般会計ＯＤＡ予算は、これを加えたものとなっている。

（表８）　一般会計ＯＤＡ予算の内訳

（単位：億円、％）

区分＼年度	7	8		
	当初予算額	予算額	増△減額	伸率
無償資金協力	1,514	1,531	17	1.1
二国間技術協力	2,636	2,701	65	2.5
独立行政法人国際協力機構運営費交付金等	1,484	1,500	17	1.1
その他の技術協力	1,152	1,201	49	4.2
国際機関への出資・拠出	998	1,090	92	9.2
円借款の原資等	515	513	△ 2	△ 0.4
独立行政法人国際協力機構出資金	505	503	△ 2	△ 0.4
株式会社日本貿易保険交付金	10	10	—	—
合計	5,664	5,835	172	3.0

⑤　防衛力の整備

防衛省所管の防衛関係費については、４年12月16日の国家安全保障会議及び閣議において決定された「国家安全保障戦略」、「国家防衛戦略」及び「防衛力整備計画」に基づき、スタンド・オフ防衛能力や統合防空ミサイル防衛能力等の重点分野を中心に防衛力を抜本的に強化し、無人アセットの組み合わせによる非対称的・多層的な防衛体制を整備するほか、自衛官の処遇改善を進めることで自衛隊の人的基盤を強化するとともに、防衛力整備の一層の効率化・合理化を徹底することとし、７年度当初予算額に対して3,153億円（3.6％）増の89,843億円を計上している。また、防衛省情報システム関係経費のうちデジタル庁計上分を加えた額は90,353億円となる。

なお、上記の予算額から沖縄に関する特別行動委員会（ＳＡＣＯ）最終報告に盛り込まれた措置を実施するために必要な経費115億円並びに「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について」（18年５月30日閣議決定）及び「平成22年５月28日に日米安全保障協議委員会において承認された事項に関する当面の政府の取組について」（22年５月28日閣議決定）に基づく再編関連措置のうち地元の負担軽減に資する措置を実施するために必要な経費2,145億円を除いた防衛力整備計画対象経費は、７年度当初予算額に対して3,345億円（3.9％）増の88,093億円となる。

⑥　中小企業対策

中小企業対策費については、価格転嫁対策の推進、経営支援体制の整備、資金繰り支援など、賃上げ環境の整備等に必要な額を計上し、７年度当初予算額に対して５億円（0.3％）増の1,700億円を計上している。

具体的には、例えば、適切な価格転嫁のため、取引Ｇメンによる取引実態の把握、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（昭31法120）の厳正な執行、「取引かけこみ寺」における相談対応等を実施することとしており、また、「中小企業活性化協議会」における収益力改善や事業再生等の支援、「事業承継・引継ぎ支援センター」におけるマッチングの支援等を実施することとしている。

⑦　エネルギー対策

エネルギー対策については、徹底した省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立に向けた取組をはじめ、エネルギーの安定供給の確保や安全かつ安定的な電力供給の確保等について取り組むこととしている。

一般会計のエネルギー対策費については、エネルギー対策特別会計の剰余金の増加等を踏まえた繰入額の減少等により、７年度当初予算額に対して110億円（1.4％）減の8,001億円を計上している。また、エネルギー対策特別会計においては、複数年度の財源フレームに基づき、ＧＸ、ＡＩ・半導体予算についても計上している。

具体的には、再生可能エネルギーや省エネルギーに資する技術の開発・設備等の導入、石油・天然ガス等の資源の探鉱・開発、石油備蓄の維持、石油の生産・流通合理化、原子力防災体制の整備等を推進することとしている。また、「福島復興の加速のための迅速かつ着実な賠償等の実施に向けて」（５年12月22日原子力災害対策本部決定）を踏まえ、中間貯蔵施設費用相当分について原子力損害賠償・廃炉等支援機構に資金交付を行うこととしている。さらに、「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」（平23法94）の規定により交付された国債の償還に係る金利負担に対応するため、原子力損害賠償支援資金への繰入れを行うこととしている。加えて、「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」（令５法32）に基づき、カーボンプライシングで得られる将来の財源を裏付けとした「ＧＸ経済移行債」の発行により、官民のＧＸ投資を促進するため、ペロブスカイト太陽電池等のサプライチェーン構築などの支援を実施するとともに、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（６年11月22日閣議決定）にて策定された「ＡＩ・半導体産業基盤強化フレーム」に基づき、「半導体・ＡＩ債」の発行等により、次世代半導体の研究開発やＡＩ基盤モデルの開発などの支援を実施することとしている。

⑧　農林水産業

農林水産関係予算については、農業構造転換集中対策として、財源を確保しつつ、農地の大区画化等、共同利用施設の再編・集約化、スマート農業の開発・導入等、輸出産地の育成を推進するため494億円を計上するなど、７年度当初予算額に対して250億円（1.1％）増の22,956億円を計上している。

具体的には、食料安全保障の強化に向け、野菜や麦・大豆等の需要のある畑作物について畑地での本作化を進めるとともに、農林水産物・食品の輸出について、認定品目団体・ジェトロ・ＪＦＯＯＤＯが連携して行う新市場の開拓、生産から現地販売までの一気通貫した戦略的なサプライチェーンの構築に向けた取組等を行うことで、輸出産地の育成を支援するほか、輸出先国の規制への対応や知的財産の保護を推進することとしている。さらに、畜産・酪農の生産基盤の維持・強化を図り、安定的な供給を確保するため、農業構造転換集中対策として食肉処理施設等の再編集約・合理化等に取り組むこととしている。

農業の経営所得安定対策等については、農業経営収入保険制度や収入減少影響緩和対策等により担い手の農業経営の安定を図るとともに、水田活用の直接支払交付金等により高収益作物への転換や水田の畑地化等を一層推進することとしている。

農業の基盤整備については、生産性・収益性等の向上のための水田の畑地化や農地の大区画化、国土強靱化のための農業水利施設の長寿命化や防災・減災対策等を推進することとしている。

林野関係については、森林資源の循環利用と適正な管理を推進するとともに、森林の集積・集約化の推進、木材等の付加価値向上・需要拡大や花粉症対策等を支援することとしている。

水産関係については、激変する海洋環境に対応した資源調査・評価の推進、新たな操業体制の構築や資源管理に取り組む漁業者に対する経営安定対策等を支援することとしている。また、外国漁船の違法操業に対する取締り等を実施することとしている。

⑨　治安対策

警察活動による治安対策として、警察庁予算は、７年度当初予算額に対して５億円（0.2%）増の2,879億円を計上している。

具体的には、サイバー対処能力強化法及び同整備法の施行に向け、サイバー警察局及びサイバー特別捜査部の充実強化をはじめとする人的・物的基盤の強化を図るなど、組織の総合力を発揮した効果的な対策を推進することとしている。

匿名・流動型犯罪グループ対策については、特殊詐欺やＳＮＳ型投資・ロマンス詐欺を含む様々な犯罪への関与がうかがわれる匿名・流動型グループの弱体化・壊滅に向けて、実態解明に資する分析や取締り態勢の強化、諸外国との連携強化といった対策を推進することとしている。

警察基盤の充実強化については、採用活動の強化や警察学校の建替・改修による環境を改善するなどの諸施策を行うこととしている。

再犯防止対策の推進については、法務省予算として、７年度当初予算額に対して12億円（7.0%）増の176億円を計上している。

具体的には、刑務所出所者等の再犯防止対策等を強化するため、施設内処遇として、拘禁刑下における処遇の充実等を行うとともに、社会内処遇として、保護司、更生保護施設等の民間協力者と協働した息の長い支援等を実施するための経費を計上している。

このほか、尖閣諸島周辺海域をはじめとする我が国周辺海域をめぐる状況への対応については、海上保安庁予算として、７年度当初予算額に対して178億円（6.4%）増の2,953億円を計上している。また、海上保安庁情報システム関係経費のうちデジタル庁計上分を加えた額は、７年度当初予算額に対して180億円（6.4%）増の2,971億円となる。

具体的には、「海上保安能力強化に関する方針」（４年12月16日海上保安能力強化に関する関係閣僚会議決定）に基づき、大型巡視船等の整備や、無操縦者航空機等の新技術の積極的な活用などとともに、国内外の関係機関との連携・協力を強化し、我が国の領土・領海の堅守等の諸課題に対応することとしている。

⑩　地方財政

８年度の地方財政については、骨太方針2024等を踏まえ、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、６年度の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することとしている。また、臨時財政対策債の発行額を７年度に引き続きゼロとするとともに、交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金償還を前倒しするなど、地方財政の健全化を図ることとしている。

一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れる地方交付税交付金は、７年度当初予算額に対して13,830億円（7.4%）増の200,622億円、地方交付税交付金と地方特例交付金を合わせた地方交付税交付金等は、７年度当初予算額に対して20,050億円（10.6%）増の208,778億円となっている。

地方特例交付金については、「地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律」（平11法17）に基づき、軽油引取税減収補塡特例交付金、自動車税減収補塡特例交付金、軽自動車税減収補塡特例交付金及び地方揮発油譲与税減収補塡特例交付金を新たに措置することとしている。その際、これらの新たに措置する地方特例交付金と同額相当である地方交付税交付金7,000億円の減額を行うとともに、交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金残高のうち7,000億円を一般会計に承継することとしている。

また、交付税及び譲与税配付金特別会計から地方団体に交付される地方交付税交付金（震災復興特別交付税を除く。）については、７年度に対して12,274億円（6.5%）増の201,848億円を確保している。

⑵　特別会計

「財政法」（昭22法34）第13条第２項においては、

(I)　特定の事業を行う場合、

(II)　特定の資金を保有してその運用を行う場合、

(III)　その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合

に限り、法律により特別会計を設置するものとされている。

８年度においては、特別会計の数は次の14となっている。

（特別会計一覧）

・交付税及び譲与税配付金特別会計（内閣府、総務省及び財務省）
・地震再保険特別会計（財務省）
・国債整理基金特別会計（財務省）
・外国為替資金特別会計（財務省）
・財政投融資特別会計（財務省及び国土交通省）
・エネルギー対策特別会計（内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省）
・労働保険特別会計（厚生労働省）
・年金特別会計（厚生労働省）
・子ども・子育て支援特別会計（内閣府及び厚生労働省）
・食料安定供給特別会計（農林水産省）
・国有林野事業債務管理特別会計（農林水産省）
・特許特別会計（経済産業省）
・自動車安全特別会計（国土交通省）
・東日本大震災復興特別会計（国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、防災庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省）

各特別会計の経理する内容は、それぞれ異なるものであるが、８年度予算における各特別会計の歳出額を単純に合計した歳出総額は、441.7兆円である。このうち、会計間の取引額等の重複額等を控除した特別会計の純計額は、216.2兆円である。

この216.2兆円には、国債償還費等88.8兆円（７年度当初予算比3.0兆円増）、社会保障給付費81.2兆円（同2.3兆円増）、地方交付税交付金等（地方譲与税等を含む。）24.3兆円（同2.7兆円増）、財政融資資金への繰入13.0兆円（同3.0兆円増）が含まれており、純計額よりこれらを除いた額は8.8兆円となっている。さらに、東日本大震災からの復興に関する事業に係る経費0.5兆円（同0.0兆円減）を除いた額は、8.3兆円となり、７年度当初予算額に対して1.1兆円の増加となっている。

純計額の主な内訳を含め、以上を整理すれば次のとおりである。

	８年度（億円）	７年度当初（億円）
特別会計歳出総額	4,417,260	4,294,812
特別会計の会計間取引額	590,920	591,651
特別会計内の勘定間取引額	306,816	299,650
一般会計への繰入額	256	484
国債整理基金特別会計における借換償還額	1,357,586	1,362,231
純計額	2,161,682	2,040,797
i 国債償還費等	888,395	858,503
ii 社会保障給付費	812,265	788,900
iii 地方交付税交付金等	242,831	215,509
iv 財政融資資金への繰入	130,000	100,000
上記i～ivを除いた純計額	88,191	77,885
v 復興関連経費	5,292	5,534
上記i～vを除いた純計額	82,899	72,351

⑶　政府関係機関

８年度において、４つの政府関係機関があるが、このうち株式会社国際協力銀行について概説する。

株式会社国際協力銀行

この銀行は、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、我が国の産業の国際競争力の維持及び向上を図り、並びに地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業を促進するための金融の機能を担うとともに、国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処に必要な金融を行い、もって我が国及び国際経済社会の健全な発展に寄与することを目的としている。

８年度においては、日米間の関税合意に基づく投資イニシアティブの着実な履行等に向け、海外に事業を展開する企業への出融資等を行うこととし、総額167,600億円の事業規模を計上している。これらの原資として、財政投融資特別会計投資勘定からの出資金1,650億円、外国通貨長期借入金400億円、財政融資資金からの借入金42,527億円、社債の発行による収入117,950億円及び貸付回収金等5,073億円を予定している。

なお、日本戦略投資ファシリティにおいて資金需要の増加等に伴い外貨資金が必要な場合にあっては、外国為替資金からの借入れを行う場合がある。

７．財政投融資計画の主な内容

⑴　財政投融資計画策定の基本的考え方

８年度財政投融資計画の策定にあたっては、強靭な経済構造の構築を図るほか、官民が連携した積極的な投資促進や物価高への対応、地方、暮らしの安定に向けた課題解決の取組推進等のため、所要の資金を確保することとした。

このような基本的考え方のもと、８年度財政投融資計画の規模は、日米戦略的投資イニシアティブの着実な推進などのため、190,180億円（７年度計画比56.1％増）となっており、その内訳は、財政融資が127,162億円（７年度計画比30.4％増）、産業投資が5,003億円（７年度計画比4.3％増）、政府保証が58,015億円（７年度計画比197.4％増）となっている。

最近の財政投融資計画の規模の推移は、次のとおりである。

（表９）　財政投融資計画の規模の推移

（単位：億円、％）

年度	金額	対前年度伸率
4	188,855	△ 53.8
5	162,687	△ 13.9
6	133,376	△ 18.0
7	121,817	△ 8.7
8	190,180	56.1

なお、経済事情の変動等に機動的かつ弾力的に対処するため、政府関係機関、独立行政法人等に対して、財政融資資金の長期運用予定額及び債務に係る政府保証の限度額を年度内に50％の範囲内で増額しうるよう、弾力条項を設けることとした。ただし、財政融資資金の長期運用予定額の追加の総額に25％の上限を設けることとした。

⑵　重要施策

８年度財政投融資計画における施策の主な内容としては、まず、株式会社国際協力銀行において、日米間の関税合意に基づく投資イニシアティブの着実な履行等に向け、海外に事業を展開する企業への出融資等を行うための必要な資金を供給するほか、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構において、天然ガス、レアメタル等の金属鉱物及び水素等の安定供給に取り組む企業に対して、資金を供給することとしている。

加えて、株式会社日本政策投資銀行において、インフラ・製造業等への長期資金の供給のほか、サプライチェーン強靭化・インフラ高度化、ＧＸ、スタートアップ・イノベーション創出や地域活性化等の実現に向けた資本性資金を供給することとしている。また、電力広域的運営推進機関において、電力の安定供給と脱炭素化の両立を図るために、電気事業者が行う長期かつ大規模な電源及び系統整備に必要な資金を供給することとしている。このほか、株式会社産業革新投資機構において、国内外のスタートアップや事業再編等におけるオープン・イノベーションを促進するために必要な資金を供給することとしている。

さらに、株式会社日本政策金融公庫において、米国関税や物価高等の影響により厳しい状況にある中小企業・小規模事業者や農林水産業を展開する地域の担い手等に対して必要な資金を供給するほか、独立行政法人福祉医療機構において、物価高等の影響を受けた医療機関や福祉施設等の資金繰りを支援することとしている。

地方公共団体向けについては、地方債計画に基づき、社会資本整備や災害復旧を中心に、地方公共団体の円滑な資金調達に貢献する観点から、必要な資金需要に的確に対応することとしている。

⑶　原資

８年度財政投融資の原資としては、７年度計画額に対し68,363億円（56.1％）増の190,180億円を計上している。

財政融資については、財政融資資金127,162億円を計上している。

財政融資資金の資金調達に関しては、新たな貸付け及び既往の貸付けの継続に必要な財源として、８年度において、財政投融資特別会計国債130,000億円の発行を予定している。なお、財政融資資金の資金繰りのため、財政融資資金証券20,000億円の発行を予定している。

産業投資については、株式会社国際協力銀行等の納付金、日本たばこ産業株式会社及び日本電信電話株式会社等の配当金等を見込むことにより、5,003億円を計上している。

政府保証については、政府保証国内債10,565億円、政府保証外債47,050億円、政府保証外貨借入金400億円の合計58,015億円を計上している。

Ⅰ　一般会計歳入歳出予算

1　歳入予算対前年度比較表

（単位　千円）

区分	8年度予算額	7年度予算額		比較増△減	
		当初	補正(第1号)後	当初	補正(第1号)後
租税及印紙収入	83,735,000,000	77,819,000,000	80,698,000,000	5,916,000,000	3,037,000,000
官業益金及官業収入	54,375,414	51,779,865	51,779,865	2,595,549	2,595,549
政府資産整理収入	180,961,066	290,826,567	293,761,786	△ 109,865,501	△ 112,800,720
雑収入	8,754,177,301	8,389,166,356	9,401,725,134	365,010,945	△ 647,547,833
公債金	29,584,000,000	28,647,072,460	40,343,072,460	936,927,540	△10,759,072,460
前年度剰余金受入	733,254	—	2,712,880,582	733,254	△ 2,712,147,328
計	122,309,247,035	115,197,845,248	133,501,219,827	7,111,401,787	△11,191,972,792

2　歳出予算主要経費別対前年度比較表

（単位　千円）

事項	8年度予算額	7年度予算額		比較増△減	
		当初	補正(第1号)後	当初	補正(第1号)後
社会保障関係費					
1　年金給付費	13,901,163,513	13,691,642,004	13,691,642,004	209,521,509	209,521,509
2　医療給付費	12,689,519,923	12,336,830,661	12,377,429,954	352,689,262	312,089,969
3　介護給付費	3,780,595,134	3,727,384,851	3,725,808,670	53,210,283	54,786,464
4　少子化対策費	3,533,530,924	3,521,311,578	3,539,100,538	12,219,346	△ 5,569,614
5　生活扶助等社会福祉費	4,727,679,813	4,527,484,514	5,847,257,895	200,195,299	△ 1,119,578,082
6　保健衛生対策費	377,752,686	443,391,127	1,732,927,005	△ 65,638,441	△ 1,355,174,319
7　雇用労災対策費	45,646,721	45,782,772	46,416,620	△ 136,051	△ 769,899
計	39,055,888,714	38,293,827,507	40,960,582,686	762,061,207	△ 1,904,693,972
文教及び科学振興費					
1　義務教育費国庫負担金	1,711,817,000	1,620,953,000	1,692,501,000	90,864,000	19,316,000
2　科学技術振興費	1,437,761,978	1,422,132,948	2,699,509,079	15,629,030	△ 1,261,747,101
3　文教施設費	71,229,524	73,557,460	344,814,191	△ 2,327,936	△ 273,584,667
4　教育振興助成費	2,698,327,769	2,422,692,497	2,964,508,562	275,635,272	△ 266,180,793
5　育英事業費	121,501,627	116,675,714	120,991,739	4,825,913	509,888
計	6,040,637,898	5,656,011,619	7,822,324,571	384,626,279	△ 1,781,686,673
国債費	31,275,781,002	28,217,876,364	28,189,785,065	3,057,904,638	3,085,995,937
恩給関係費	49,297,062	62,253,707	62,529,394	△ 12,956,645	△ 13,232,332
地方交付税交付金	20,062,198,647	18,679,237,150	19,983,361,496	1,382,961,497	78,837,151
地方特例交付金	815,600,000	193,600,000	193,600,000	622,000,000	622,000,000
防衛関係費	8,984,342,902	8,669,056,598	10,142,283,038	315,286,304	△ 1,157,940,136
下記繰入除く	8,984,342,902	8,669,056,598	9,513,566,780	315,286,304	△ 529,223,878
防衛力強化資金繰入	—	—	628,716,258	—	△ 628,716,258
公共事業関係費					
1　治山治水対策事業費	967,942,000	962,738,000	1,362,227,642	5,204,000	△ 394,285,642
2　道路整備事業費	1,678,341,000	1,672,077,000	2,079,887,404	6,264,000	△ 401,546,404
3　港湾空港鉄道等整備事業費	417,947,000	413,580,000	509,274,791	4,367,000	△ 91,327,791
4　住宅都市環境整備事業費	732,144,000	730,158,000	917,241,974	1,986,000	△ 185,097,974
5　公園水道廃棄物処理等施設整備費	244,377,000	222,280,000	334,887,591	22,097,000	△ 90,510,591
6　農林水産基盤整備事業費	613,713,000	608,044,000	911,091,375	5,669,000	△ 297,378,375
7　社会資本総合整備事業費	1,312,611,000	1,334,365,000	1,770,341,081	△ 21,754,000	△ 457,730,081
8　推進費等	78,896,000	82,838,000	95,148,000	△ 3,942,000	△ 16,252,000
小計	6,045,971,000	6,026,080,000	7,980,099,858	19,891,000	△ 1,934,128,858
9　災害復旧等事業費	61,781,000	59,672,000	645,470,000	2,109,000	△ 583,689,000
計	6,107,752,000	6,085,752,000	8,625,569,858	22,000,000	△ 2,517,817,858
経済協力費	510,811,455	505,018,304	682,743,910	5,793,151	△ 171,932,455
中小企業対策費	169,953,656	169,461,468	1,053,665,839	492,188	△ 883,712,183
エネルギー対策費	800,115,081	811,103,878	1,090,877,734	△ 10,988,797	△ 290,762,653
食料安定供給関係費	1,272,869,589	1,260,866,065	1,771,098,546	12,003,524	△ 498,228,957
その他の事項経費	6,163,999,029	5,854,297,900	11,473,542,095	309,701,129	△ 5,309,543,066
皇室費	12,583,203	11,371,993	11,412,141	1,211,210	1,171,062
国会	135,399,813	130,442,875	141,134,349	4,956,938	△ 5,734,536
裁判所	349,473,805	335,192,439	361,392,211	14,281,366	△ 11,918,406
会計検査院	16,927,629	16,342,468	16,738,833	585,161	188,796
内閣	121,486,414	118,996,831	202,536,201	2,489,583	△ 81,049,787
内閣府	727,878,604	760,581,324	2,988,622,473	△ 32,702,720	△ 2,260,743,869
デジタル庁	519,802,203	475,249,835	744,105,438	44,552,368	△ 224,303,235
防災庁	2,414,573	—	—	2,414,573	2,414,573
総務省	272,840,408	383,721,973	786,244,292	△ 110,881,565	△ 513,403,884
法務省	788,144,531	743,637,952	812,175,006	44,506,579	△ 24,030,475
外務省	390,511,278	359,804,001	415,387,788	30,707,277	△ 24,876,510
財務省	1,109,696,287	959,988,957	1,402,881,796	149,707,330	△ 293,185,509
文部科学省	212,940,817	212,031,934	257,746,110	908,883	△ 44,805,293
厚生労働省	243,222,013	231,754,444	316,235,013	11,467,569	△ 73,013,000
農林水産省	223,047,750	216,637,076	222,282,751	6,410,674	764,999
経済産業省	147,374,090	123,400,562	1,065,975,799	23,973,528	△ 918,601,709
国土交通省	799,555,931	692,974,750	1,513,247,228	106,581,181	△ 713,691,297
環境省	90,699,680	82,168,486	215,424,666	8,531,194	△ 124,724,986
予備費	1,000,000,000	739,482,688	1,449,255,595	260,517,312	△ 449,255,595
合計	122,309,247,035	115,197,845,248	133,501,219,827	7,111,401,787	△11,191,972,792

Ⅱ　特別会計歳入歳出予算

（単位　千円）

会計名	8年度予算額 歳入	8年度予算額 歳出	7年度予算額 歳入	7年度予算額 歳出	比較増△減 歳入	比較増△減 歳出
交付税及び譲与税配付金	51,307,459,118	51,065,056,703	(51,631,340,774) 53,112,630,257	(50,719,300,171) 52,205,689,654	(△ 323,881,656) △ 1,805,171,139	(345,756,532) △ 1,140,632,951
地震再保険	126,339,766	126,339,766	117,427,430	117,427,430	8,912,336	8,912,336
国債整理基金	224,828,567,066	224,828,567,066	(222,118,500,012) 220,716,411,758	(222,118,500,012) 220,716,411,758	(2,710,067,054) 4,112,155,308	(2,710,067,054) 4,112,155,308
外国為替資金	4,824,674,375	1,973,396,598	4,942,991,669	1,545,794,724	△ 118,317,294	427,601,874
財政投融資						
財政融資資金勘定	26,676,473,344	26,676,473,344	(21,638,208,346) 23,436,397,274	(21,638,208,346) 23,436,397,274	(5,038,264,998) 3,240,076,070	(5,038,264,998) 3,240,076,070
投資勘定	758,500,041	758,500,041	(851,790,046) 982,170,202	(851,790,046) 982,170,202	(△ 93,290,005) △ 223,670,161	(△ 93,290,005) △ 223,670,161
特定国有財産整備勘定	31,207,322	4,377,380	40,439,908	4,072,404	△ 9,232,586	304,976
エネルギー対策						
エネルギー需給勘定	3,241,496,260	3,241,496,260	(2,984,637,341) 3,802,269,093	(2,984,637,341) 3,802,269,093	(256,858,919) △ 560,772,833	(256,858,919) △ 560,772,833
電源開発促進勘定	473,227,391	473,227,391	(420,929,444) 507,690,758	(420,929,444) 507,690,758	(52,297,947) △ 34,463,367	(52,297,947) △ 34,463,367
原子力損害賠償支援勘定	11,967,206,114	11,967,206,114	12,169,336,286	12,169,336,286	△ 202,130,172	△ 202,130,172
先端半導体・人工知能関連技術勘定	1,239,004,417	1,239,004,417	(332,800,000) 585,287,619	(332,800,000) 585,287,619	(906,204,417) 653,716,798	(906,204,417) 653,716,798
労働保険						
労災勘定	1,331,596,448	1,122,144,571	1,260,215,646	(1,106,427,217) 1,106,646,118	71,380,802	(15,717,354) 15,498,453
雇用勘定	2,494,863,538	2,287,590,081	2,394,700,619	(2,191,667,055) 2,192,013,194	100,162,919	(95,923,026) 95,576,887
徴収勘定	4,224,165,321	4,224,165,321	4,257,725,436	4,257,725,436	△ 33,560,115	△ 33,560,115
年金						
基礎年金勘定	28,980,031,698	28,980,031,698	28,557,395,255	28,557,395,255	422,636,443	422,636,443
国民年金勘定	4,238,936,181	4,238,936,181	4,312,450,059	4,312,450,059	△ 73,513,878	△ 73,513,878
厚生年金勘定	53,781,662,807	53,781,662,807	52,432,946,234	52,432,946,234	1,348,716,573	1,348,716,573
健康勘定	14,640,093,254	14,640,093,254	13,768,540,281	13,768,540,281	871,552,973	871,552,973
業務勘定	1,285,836,031	1,285,836,031	(1,246,216,154) 1,247,034,313	(1,246,216,154) 1,247,034,313	(39,619,877) 38,801,718	(39,619,877) 38,801,718
子ども・子育て支援						
子ども・子育て支援勘定	4,796,876,921	4,796,876,921	(4,711,372,242) 4,818,001,025	(4,711,372,242) 4,818,001,025	(85,504,679) △ 21,124,104	(85,504,679) △ 21,124,104
育児休業等給付勘定	1,104,257,967	1,104,257,967	1,068,697,363	1,068,697,363	35,560,604	35,560,604
食料安定供給						
農業経営安定勘定	239,451,358	239,451,358	247,250,231	247,250,231	△ 7,798,873	△ 7,798,873
食糧管理勘定	905,209,426	905,209,426	(939,840,290) 922,420,785	(939,840,290) 922,420,785	(△ 34,630,864) △ 17,211,359	(△ 34,630,864) △ 17,211,359
農業再保険勘定	98,170,467	93,361,649	(100,916,245) 100,836,552	(96,801,256) 96,721,563	(△ 2,745,778) △ 2,666,085	(△ 3,439,607) △ 3,359,914
漁船再保険勘定	7,679,775	6,681,619	7,894,751	6,878,861	△ 214,976	△ 197,242
漁業共済保険勘定	23,467,932	12,188,667	(27,044,909) 27,044,253	(11,501,857) 11,501,201	(△ 3,576,977) △ 3,576,321	(686,810) 687,466
業務勘定	31,040,437	31,040,437	(24,114,989) 24,005,361	(24,114,989) 24,005,361	(6,925,448) 7,035,076	(6,925,448) 7,035,076
国営土地改良事業勘定	6,271,017	6,271,017	(8,419,830) 8,413,420	(8,419,830) 8,413,420	(△ 2,148,813) △ 2,142,403	(△ 2,148,813) △ 2,142,403
国有林野事業債務管理	330,539,496	330,539,496	(334,695,285) 334,314,124	(334,695,285) 334,314,124	(△ 4,155,789) △ 3,774,628	(△ 4,155,789) △ 3,774,628
特許	291,219,450	160,632,536	262,683,987	154,397,913	28,535,463	6,234,623
自動車安全						
自動車事故対策勘定	86,050,827	23,854,986	(82,168,027) 656,227,851	(22,290,127) 32,290,127	(3,882,800) 570,177,024	(1,564,859) △ 8,435,141
自動車検査登録勘定	52,963,186	44,581,554	(44,996,731) 45,049,850	(43,579,760) 43,632,879	(7,966,455) 7,913,336	(1,001,794) 948,675
空港整備勘定	423,591,419	423,591,419	(388,981,361) 395,248,271	(388,981,361) 395,248,271	(34,610,058) 28,343,148	(34,610,058) 28,343,148
東日本大震災復興	633,368,369	633,368,369	(646,243,623) 767,546,621	(646,243,623) 767,546,621	(△ 12,875,254) △ 134,178,252	(△ 12,875,254) △ 134,178,252

Ⅲ　政府関係機関収入支出予算

（単位　千円）

機関別	8年度予算額 収入	8年度予算額 支出	7年度予算額 収入	7年度予算額 支出	比較増△減 収入	比較増△減 支出
沖縄振興開発金融公庫	15,847,922	13,556,576	13,976,035	11,936,279	1,871,887	1,620,297
株式会社日本政策金融公庫						
国民一般向け業務	218,589,405	133,089,839	202,077,485	127,950,234	16,511,920	5,139,605
農林水産業者向け業務	60,652,516	59,685,303	55,428,254	54,394,934	5,224,262	5,290,369
中小企業者向け業務	164,231,883	75,554,390	146,213,116	65,160,091	18,018,767	10,394,299
信用保険等業務	306,218,880	807,788,009	289,927,847	878,752,235	16,291,033	△ 70,964,226
危機対応円滑化業務	20,590,247	50,253,662	12,842,017	55,522,275	7,748,230	△ 5,268,613
特定事業等促進円滑化業務	8,261,111	8,261,091	5,964,969	5,964,967	2,296,142	2,296,124
株式会社国際協力銀行	3,303,556,755	3,270,846,394	1,973,709,011	1,913,109,085	1,329,847,744	1,357,737,309
独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	185,508,891	298,065,866	170,455,297	223,578,281	15,053,594	74,487,585

Ⅳ　令　和　8　年　度　財　政　投　融　資　計　画

(1)　財政投融資計画

（単位：億円）

機関名	8年度 財政融資	産業投資	政府保証	合計	参考 自己資金等	参考 再計	7年度 財政融資	産業投資	政府保証	合計	参考 自己資金等	参考 再計
（特別会計）												
食料安定供給特別会計	5	—	—	5	58	63	9	—	—	9	75	84
エネルギー対策特別会計	126	—	—	126	15,544	15,670	97	—	—	97	15,603	15,700
自動車安全特別会計	112	—	—	112	1,772	1,884	112	—	—	112	1,755	1,867
（政府関係機関）												
株式会社日本政策金融公庫	28,793	—	—	28,793	(2,900) 20,640	49,433	31,608	—	—	31,608	(2,900) 21,128	52,736
沖縄振興開発金融公庫	1,570	50	—	1,620	(100) 279	1,899	1,565	50	—	1,615	(100) 131	1,746
株式会社国際協力銀行	42,527	1,650	41,650	85,827	(200) 81,773	167,600	7,200	1,000	6,480	14,680	(200) 9,420	24,100
独立行政法人国際協力機構	12,616	—	3,600	16,216	(800) 6,984	23,200	17,025	—	1,800	18,825	(800) 4,275	23,100
（独立行政法人等）												
全国土地改良事業団体連合会	28	—	—	28	35	63	20	—	—	20	25	45
日本私立学校振興・共済事業団	288	—	—	288	312	600	294	—	—	294	306	600
独立行政法人日本学生支援機構	5,305	—	—	5,305	(1,200) 1,077	6,382	5,147	—	—	5,147	(1,200) 765	5,912
独立行政法人福祉医療機構	2,632	—	—	2,632	(200) 1,128	3,760	1,946	—	—	1,946	(200) 363	2,309
独立行政法人国立病院機構	456	—	—	456	10	466	490	—	—	490	54	544
国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター	7	—	—	7	—	7	—	—	—	—	—	—
国立研究開発法人国立成育医療研究センター	12	—	—	12	—	12	12	—	—	12	—	12
国立研究開発法人国立長寿医療研究センター	2	—	—	2	—	2	2	—	—	2	—	2
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構	266	—	—	266	△19	247	348	—	—	348	△39	309
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	425	20	—	445	(1,270) 2,857	3,302	610	20	—	630	(271) 1,567	2,197
電力広域的運営推進機関	540	—	—	540	—	540	—	—	—	—	—	—
独立行政法人住宅金融支援機構	344	—	1,900	2,244	(10,692) 12,576	14,820	376	—	650	1,026	(11,441) 13,700	14,726
独立行政法人都市再生機構	4,500	—	—	4,500	(1,000) 9,046	13,546	4,900	—	—	4,900	(1,100) 9,704	14,604

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	—	—	5,490	5,490	(1,480) 24,441	29,931	—	—	5,200	5,200	(1,310) 25,966	31,166
独立行政法人水資源機構	5	—	—	5	(130) 1,162	1,167	5	—	—	5	(80) 1,082	1,087
国立研究開発法人森林研究・整備機構	41	—	—	41	289	330	42	—	—	42	286	328
独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構	4	1,044	—	1,048	1,152	2,200	4	1,117	—	1,121	997	2,118
（地方公共団体）												
地方公共団体	23,558	—	—	23,558	71,196	94,754	22,699	—	—	22,699	68,219	90,918
（特殊会社等）												
株式会社脱炭素化支援機構	—	326	—	326	374	700	—	350	—	350	250	600
株式会社日本政策投資銀行	3,000	650	3,500	7,150	(6,700) 18,250	25,400	3,000	700	3,500	7,200	(6,600) 17,900	25,100
株式会社産業革新投資機構	—	600	600	1,200	3,200	4,400	—	800	—	800	3,100	3,900
一般財団法人民間都市開発推進機構	—	—	600	600	100	700	—	—	1,100	1,100	100	1,200
中部国際空港株式会社	—	—	55	55	(92) 503	558	—	—	122	122	(102) 282	404
株式会社民間資金等活用事業推進機構	—	—	450	450	300	750	—	—	500	500	300	800
株式会社海外需要開拓支援機構	—	—	—	—	—	—	—	100	—	100	230	330
株式会社海外交通・都市開発事業支援機構	—	208	50	258	29	287	—	162	35	197	21	218
株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構	—	455	120	575	—	575	—	500	120	620	—	620
合計	127,162	5,003	58,015	190,180	(26,764)		97,511	4,799	19,507	121,817	(26,304)	

１　財政投融資計画の運用に当たっては、経済事情の変動等に応じ、国会の議決の範囲内で財政融資又は政府保証を増額することができる。

２　「産業競争力強化法」（平25法98）の規定により、株式会社産業革新投資機構が、同法に規定する特定政府出資会社の政府が保有する株式の全部を譲り受けた場合には、当該特定政府出資会社の計画残額は、株式会社産業革新投資機構に承継されるものとする。

㈱１．「財政融資」、「産業投資」及び「政府保証」は、それぞれ「財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律」（昭48法７）第５条第２項第１号、第２号及び第３号に掲げる運用、投資及び債務保証である。

２．「７年度」欄は、７年度当初計画額である。

３．「自己資金等」欄の（　）書は、財投機関債（独立行政法人等が民間金融市場において個別に発行する政府保証のない公募債券をいう。）の発行により調達する金額を内書したものである。

４．「参考」欄の計数は、それぞれ四捨五入によっている。

⑵　財政投融資原資見込

（単位：億円）

	８年度	７年度
財政融資	127,162	97,511
財政融資資金	127,162	97,511
産業投資	5,003	4,799
財政投融資特別会計投資勘定	5,003	4,799

政府保証	58,015	19,507
政府保証国内債	10,565	9,027
政府保証外債	47,050	10,080
政府保証外貨借入金	400	400
合計	190,180	121,817

㈱1．７年度欄の金額は、当初計画額である。
2．財政融資資金による上記の新たな貸付け及び既往の貸付けの継続に必要な財源として、８年度において、財政投融資特別会計国債13.0兆円（７年度予算10.0兆円）の発行を予定している。
また、財政融資資金の資金繰りのため、財政融資資金証券2.0兆円の発行を予定している。

⑶　財政投融資使途別分類表

（単位：億円、億円未満四捨五入）

区分	8年度				7年度			
	財政融資	産業投資	政府保証	合計	財政融資	産業投資	政府保証	合計
⑴ 中小零細企業	19,316	20	—	19,336	22,571	14	—	22,584
⑵ 農林水産業	7,563	1	—	7,564	6,820	1	—	6,821
⑶ 教育	8,383	—	—	8,383	7,851	—	—	7,851
⑷ 福祉・医療	4,405	—	—	4,405	3,596	—	—	3,596
⑸ 環境	1,166	326	—	1,492	783	350	—	1,133
⑹ 産業・イノベーション	6,306	1,279	4,100	11,685	5,813	1,535	3,500	10,848
⑺ 住宅	5,184	—	1,900	7,084	5,647	—	650	6,297
⑻ 社会資本	18,700	10	6,595	25,305	17,203	10	6,922	24,135
⑼ 海外投融資等	55,143	3,367	45,420	103,930	24,225	2,889	8,435	35,549
⑽ その他	995	—	—	995	3,003	—	—	3,003
合計	127,162	5,003	58,015	190,180	97,511	4,799	19,507	121,817

㈱　本表は、「財政融資資金法」（昭26法100）第11条第２項に基づき７年12月25日に財政制度等審議会に提出されたものである。

Ⅴ　令和６年度財政投融資計画及び実績

（単位：億円、億円未満四捨五入）

区分	財政融資			産業投資			政府保証			財政投融資合計		
	当初計画	改定計画	実績	当初計画	改定計画	実績	当初計画	改定計画	実績	当初計画	改定計画	実績
（特別会計）												
食料安定供給特別会計	7	7	6	—	—	—	—	—	—	7	7	6
エネルギー対策特別会計	79	79	79	—	—	—	—	—	—	79	79	79
自動車安全特別会計	360	408	306	—	—	—	—	—	—	360	408	306
（政府関係機関）												
株式会社日本政策金融公庫	40,075	40,375	15,252	—	—	—	—	—	—	40,075	40,375	15,252
沖縄振興開発金融公庫	1,946	1,946	558	70	70	1	—	—	—	2,016	2,016	559
株式会社国際協力銀行	4,000	4,900	1,540	1,160	1,260	1,210	5,880	5,880	2,988	11,040	12,040	5,738
独立行政法人国際協力機構	14,770	19,160	14,724	—	—	—	1,650	1,650	1,566	16,420	20,810	16,290

（独立行政法人等）												
全国土地改良事業団体連合会	15	15	14	—	—	—	—	—	—	15	15	14
日本私立学校振興・共済事業団	287	287	287	—	—	—	—	—	—	287	287	287
独立行政法人日本学生支援機構	5,256	5,256	5,161	—	—	—	—	—	—	5,256	5,256	5,161
独立行政法人福祉医療機構	2,102	2,290	1,923	—	—	—	—	—	—	2,102	2,290	1,923
独立行政法人国立病院機構	660	660	660	—	—	—	—	—	—	660	660	660
国立研究開発法人国立成育医療研究センター	10	10	9	—	—	—	—	—	—	10	10	9
国立研究開発法人国立長寿医療研究センター	2	2	2	—	—	—	—	—	—	2	2	2
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構	875	875	817	—	—	—	—	—	—	875	875	817
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	651	941	701	20	20	5	—	—	—	671	961	706
独立行政法人住宅金融支援機構	263	263	39	—	—	—	2,400	2,400	2,400	2,663	2,663	2,439
独立行政法人都市再生機構	5,200	5,200	5,200	—	—	—	—	—	—	5,200	5,200	5,200
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	—	—	—	—	—	—	10,230	10,230	8,950	10,230	10,230	8,950
独立行政法人水資源機構	5	5	5	—	—	—	—	—	—	5	5	5
国立研究開発法人森林研究・整備機構	43	43	43	—	—	—	—	—	—	43	43	43
独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構	4	4	3	848	848	848	—	—	—	852	852	851
（地方公共団体）												
地方公共団体	23,258	34,887	31,768	—	—	—	—	—	—	23,258	34,887	31,768
（特殊会社等）												
株式会社脱炭素化支援機構	—	—	—	250	250	70	—	—	—	250	250	70
株式会社日本政策投資銀行	3,000	6,000	6,000	850	950	950	3,500	3,500	3,449	7,350	10,450	10,399
株式会社産業革新投資機構	—	—	—	800	905	905	—	—	—	800	905	905
成田国際空港株式会社	—	1,544	1,544	—	—	—	—	—	—	—	1,544	1,544
一般財団法人民間都市開発推進機構	—	—	—	—	—	—	500	700	500	500	700	500
中部国際空港株式会社	—	—	—	—	—	—	235	292	213	235	292	213
株式会社民間資金等活用事業推進機構	—	—	—	—	—	—	500	500	—	500	500	—
株式会社海外需要開拓支援機構	—	—	—	90	90	90	—	—	—	90	90	90
株式会社海外交通・都市開発事業支援機構	—	—	—	299	299	87	626	626	—	925	925	87
株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構	—	—	—	360	360	250	240	240	—	600	600	250
合計	102,868	125,157	86,640	4,747	5,052	4,415	25,761	26,018	20,065	133,376	156,227	111,120

㈱１．実績の数値は、６年度の決算時の見込値である。

２．改定計画には、６年度特別会計予算総則第22条第３項の規定に基づく長期運用予定額の増額分を含む。

第２部　令和６年度決算

１．決算の作成と国会への提出

６年度決算は、７年９月２日これを会計検査院に送付し、その検査確認を経て７年11月18日第219回国会に提出した。

２．６年度における予算執行の実績

６年度における予算執行の実績をみると、一般会計における収納済歳入額は、1,359,808億円であって、歳入予算額1,265,149億円に対して7.4％上回り、支出済歳出額は、1,230,239億円であって、歳出予算現額1,375,782億円に対して10.5％下回った。この結果、６年度の歳入歳出差引き剰余金（歳計）は、129,568億円となった。

特別会計における収納済歳入額を合計すると4,256,986億円であり、支出済歳出額を合計すると4,073,951億円であった。政府関係機関における収入済額を合計すると20,794億円であり、支出済額を合計すると20,451億円であった。

次に、６年度予算のうち、諸般の事情により年度内にその支出を終わらないで翌年度に繰り越された金額は、一般会計において102,432億円、特別会計の合計において49,209億円であり、また、諸般の事情により不用となった金額は、一般会計において43,109億円、特別会計の合計において242,513億円、政府関係機関の合計において10,156億円であった。

また、一般会計において、原油価格・物価高騰に伴うエネルギー、原材料、食料等の安定供給対策及び物価高騰の下での賃金の引上げの促進に向けた環境整備に要する経費その他の物価高騰対策に係る緊急を要する経費の予見し難い予算の不足に充てるために原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費を使用した額は、9,891億円であり、予見し難い予算の不足に充てるために予備費を使用した額は、6,958億円であった。

３．決算の主な内容

⑴　一般会計

６年度の一般会計の決算について説明すると、

歳入決算総額は	135,980,878,488千円
歳出決算総額は	123,023,998,629千円

であり、

歳入歳出差引き	12,956,879,858千円

の剰余を生じた。

この剰余金は「財政法」(昭22法34)第41条の規定により一般会計の７年度の歳入に繰り入れた。

この剰余金には、５年度までに発生した剰余金の使用残額	３千円

が含まれているので、差引き

６年度の新規発生剰余金は	12,956,879,855千円

となった。

この新規発生剰余金から７年度への繰越歳出予算財源として純剰余金の計算上控除する額　10,243,266,020千円

を控除した額	2,713,613,835千円

が繰越歳出予算財源控除後の６年度の新規発生剰余金である。

さらに、この剰余金から純剰余金の計算上控除する額として

地方交付税交付金財源	435,435,346千円
空港整備事業費等財源	733,254千円
復興費用及び復興債償還費用財源	12,931,394千円

を控除すると

６年度における「財政法」(昭22法34) 第６条の純剰余金は	2,264,513,838千円

となった。

以上の歳入決算総額及び歳出決算総額を６年度の歳入予算額及び歳出予算現額に比較すると、

歳入においては	9,465,904,762千円

増加し

歳出においては	14,554,251,306千円

減少した。

６年度の歳出予算現額は

歳出予算額	126,514,973,726千円
当初予算額	112,571,688,422千円
予算補正追加額	15,573,555,727千円
予算補正修正減少額	1,630,270,423千円
前年度繰越額	11,063,276,209千円
計	137,578,249,935千円

となる。このうち

同年度において支出済みとなった額は	123,023,998,629千円
同年度において支出を終わらず翌年度に繰り越した額は	10,243,266,020千円
同年度において支出を終わらず不用となった額は	4,310,985,285千円

である。

⑵　特別会計

６年度の特別会計の決算について概説すると、同年度における特別会計の数は、13であって、これら特別会計の歳入歳出決算額を合計すると、

歳入決算額において	425,698,606,544千円
歳出決算額において	407,395,187,385千円

である。

⑶　政府関係機関

６年度の政府関係機関の決算について概説すると、同年度における政府関係機関の数は、４であって、これら政府関係機関の収入支出決算額を合計すると、

収入決算額において	2,079,425,509千円
支出決算額において	2,045,123,107千円

である。

⑷　国税収納金整理資金受払

６年度の国税収納金整理資金の受払いについて説明すると、同年度における資金への収納済額は

各税受入金	102,071,955,543千円
その他	1,682,830,764千円
計	103,754,786,308千円

であり、資金からの支払命令済額及び歳入への組入額は、

国税に係る還付金の支払命令済額	24,130,746,931千円
国税に係る一般会計の歳入への組入額	74,742,680,180千円
国税に係る交付税及び譲与税配付金特別会計の歳入への組入額	2,722,824,135千円
国税に係る国債整理基金特別会計の歳入への組入額	115,056,202千円
国税に係る東日本大震災復興特別会計の歳入への組入額	442,425,347千円
計	102,153,732,796千円

である。

㈱　計数は、単位未満を切り捨てているので、端数において合計とは合致しないものがある。

付　表

Ⅰ　令和６年度一般会計歳入歳出決算

(1)　歳　入

①　部款項別表　（単位：千円、千円未満切捨）

部・款・項	歳入予算額	収納済歳入額	歳入予算額と収納済歳入額との差（△は減）
租税及印紙収入	73,435,000,000	75,232,068,273	1,797,068,273
租税	72,393,000,000	74,187,865,765	1,794,865,765
所得税	20,109,000,000	21,208,582,477	1,099,582,477
法人税	18,054,000,000	17,910,185,359	△ 143,814,640
相続税	3,387,000,000	3,552,317,822	165,317,822
消費税	24,343,000,000	25,021,206,715	678,206,715
酒税	1,209,000,000	1,182,651,766	△ 26,348,233
たばこ税	948,000,000	950,462,240	2,462,240
揮発油税	2,018,000,000	2,046,815,735	28,815,735
石油ガス税	4,000,000	4,220,422	220,422
航空機燃料税	32,000,000	32,733,254	733,254
石油石炭税	606,000,000	578,399,923	△ 27,600,076
電源開発促進税	311,000,000	312,768,600	1,768,600
自動車重量税	402,000,000	394,975,320	△ 7,024,679
国際観光旅客税	44,000,000	52,482,384	8,482,384
関税	917,000,000	931,175,392	14,175,392
とん税	9,000,000	8,882,009	△ 117,990
地価税	—	6,238	6,238
旧税	—	101	101
印紙収入			
印紙収入	1,042,000,000	1,044,202,507	2,202,507
官業益金及官業収入			
官業収入	55,346,775	54,215,762	△ 1,131,012
病院収入	17,050,663	15,646,085	△ 1,404,577
国有林野事業収入	38,296,112	38,569,676	273,564
政府資産整理収入	247,697,656	309,759,188	62,061,532
国有財産処分収入	65,337,718	80,372,787	15,035,069
国有財産売払収入	56,939,293	60,463,694	3,524,401
特定国有財産売払収入	2,227,586	1,200,552	△ 1,027,034
東日本大震災復興国有財産売払収入	6,000,839	18,412,686	12,411,847
有償管理換収入	170,000	295,854	125,854
回収金等収入	182,359,938	229,386,401	47,026,463
特別会計整理収入	67,980,252	67,980,226	△ 25
貸付金等回収金収入	93,732,992	139,645,450	45,912,458
東日本大震災復興貸付金等回収金収入	216,458	216,458	—
引継債権整理収入	24	160	136
政府出資回収金収入	20,385,744	21,524,252	1,138,508
事故補償費返還金	44,468	19,854	△ 24,613
雑収入	9,078,438,845	10,623,068,883	1,544,630,038
国有財産利用収入	108,628,278	120,148,605	11,520,327
国有財産貸付収入	54,755,987	59,085,761	4,329,774
国有財産使用収入	3,559,427	4,466,973	907,546
利子収入	43,091	965,094	922,003
配当金収入	50,269,773	55,630,775	5,361,002
納付金	2,000,363,567	3,037,859,770	1,037,496,203
法科大学院設置者納付金	48,980	48,330	△ 650
日本銀行納付金	1,117,300,000	2,151,064,532	1,033,764,532
独立行政法人造幣局納付金	509,353	2,634,002	2,124,649
独立行政法人日本スポーツ振興センター納付金	6,210,642	6,210,641	△ 0
日本中央競馬会納付金	369,971,609	371,183,391	1,211,782
特定アルコール譲渡者納付金	10,070,120	7,287,143	△ 2,782,976
特定タンカー所有者納付金	420,000	—	△ 420,000
雑納付金	495,832,806	499,430,832	3,598,026
東日本大震災復興雑納付金	57	896	839
諸収入	6,969,447,000	7,465,060,507	495,613,507
特別会計受入金	1,271,891,354	1,271,781,979	△ 109,374
東日本大震災復興食料安定供給特別会計受入金	1,005	1,004	△ 0
防衛力強化特別会計受入金	991,364,603	991,364,602	△ 0
脱炭素成長型経済構造移行推進特別会計受入金	10,869	8,632	△ 2,236
公共事業費負担金	779,886,428	830,284,496	50,398,068
東日本大震災復興公共事業費負担金	3,224	3,223	△ 0
授業料及入学検定料	107,721	124,605	16,884
許可及手数料	81,855,534	101,728,710	19,873,176
受託調査試験及役務収入	83,407,527	75,779,311	△ 7,628,215

懲罰及没収金	85,384,785	78,956,218	△ 6,428,566
弁償及返納金	2,056,083,487	2,223,501,139	167,417,652
防衛力強化弁償及返納金	163,275,003	398,136,033	234,861,030
脱炭素成長型経済構造移行推進弁償及返納金	197,861	197,860	△ 0
物品売払収入	9,071,691	12,258,264	3,186,573
電波利用料収入	74,995,721	72,786,053	△ 2,209,667
特定基地局開設料収入	13,600,000	15,033,424	1,433,424
矯正官署作業収入	2,433,288	2,459,935	26,647
文官恩給費特別会計等負担金	163,563	163,563	—
防衛力強化資金受入	1,154,824,165	1,154,824,165	—
附帯工事費負担金	21,723,777	19,004,409	△ 2,719,367
雑入	179,165,394	216,144,164	36,978,770
東日本大震災復興物品売払収入	—	6,319	6,319
東日本大震災復興弁償及返納金	—	506,581	506,581
東日本大震災復興雑入	—	5,806	5,806
公債金			
公債金	42,139,000,000	37,138,999,718	△ 5,000,000,281
公債金	9,659,000,000	9,658,999,883	△ 116
特例公債金	32,480,000,000	27,479,999,834	△ 5,000,000,165
前年度剰余金受入			
前年度剰余金受入	1,559,490,450	12,622,766,662	11,063,276,212
前年度剰余金受入	1,093,761,763	12,157,037,975	11,063,276,212
東日本大震災復興前年度剰余金受入	10,409,630	10,409,630	—
防衛力強化前年度剰余金受入	422,314,357	422,314,357	—
脱炭素成長型経済構造移行推進前年度剰余金受入	33,004,700	33,004,700	—
合計	126,514,973,726	135,980,878,488	9,465,904,762

② 主管別表　（単位：千円、千円未満切捨）

主管	歳入予算額	収納済歳入額	歳入予算額と収納済歳入額との差（△は減）
国会	2,109,906	2,156,392	46,486
裁判所	72,873,836	134,933,540	62,059,704
会計検査院	8,359	16,157	7,798
内閣	883,093	758,664	△ 124,428
内閣府	136,369,436	139,083,682	2,714,246
デジタル庁	21,796	62,672	40,876
総務省	100,607,809	276,512,087	175,904,278
法務省	99,890,464	104,104,916	4,214,452
外務省	25,991,798	49,007,380	23,015,582
財務省	121,743,432,770	130,646,220,027	8,902,787,257
文部科学省	97,514,755	179,367,711	81,852,956
厚生労働省	1,046,735,150	1,167,426,473	120,691,323
農林水産省	505,287,095	499,645,460	△ 5,641,634
経済産業省	1,645,925,201	1,666,364,980	20,439,779
国土交通省	960,815,513	994,745,514	33,930,001
環境省	16,345,307	16,600,472	255,165
防衛省	60,161,438	103,872,354	43,710,916
合計	126,514,973,726	135,980,878,488	9,465,904,762

(2) 歳出

① 主要経費別表　（単位：千円、千円未満切捨）

主要経費	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不用額
社会保障関係費				
1 年金給付費	13,401,996,871	11,540,991,591	—	1,861,005,279
2 医療給付費	12,347,732,162	12,282,104,731	40,574,353	25,053,077
3 介護給付費	3,752,851,274	3,293,312,517	8,668,501	450,870,255
4 少子化対策費	3,402,913,532	3,159,364,985	—	243,548,546
5 生活扶助等社会福祉費	5,248,847,796	4,723,918,340	394,015,628	130,913,826
6 保健衛生対策費	1,164,528,982	703,215,731	301,664,034	159,649,217
7 雇用労災対策費	81,075,757	76,308,980	1,145,887	3,620,889
計	39,399,946,376	35,779,216,877	746,068,404	2,874,661,093
文教及び科学振興費				
1 義務教育費国庫負担金	1,626,037,771	1,617,253,582	—	8,784,188
2 科学技術振興費	2,881,152,893	2,510,652,313	336,675,940	33,824,638
3 文教施設費	492,053,616	214,293,855	257,292,932	20,466,829
4 教育振興助成費	2,571,961,768	2,401,728,397	135,324,750	34,908,620
5 育英事業費	128,461,532	124,314,643	3,736,906	409,982
計	7,699,667,580	6,868,242,791	733,030,529	98,394,260
国債費	25,908,142,824	25,689,396,566	—	218,746,257
恩給関係費	77,860,831	70,821,126	599,916	6,439,788
地方交付税交付金	18,486,753,817	18,486,753,817	—	—
地方特例交付金	1,133,234,252	1,133,234,252	—	—
防衛関係費	9,724,957,066	8,639,863,211	968,685,444	116,408,411
下記繰入除く	9,615,347,506	8,530,253,651	968,685,444	116,408,411
防衛力強化資金繰入	109,609,560	109,609,560	—	—

公共事業関係費				
1　治山治水対策事業費	1,884,095,228	1,308,441,533	568,463,475	7,190,219
2　道路整備事業費	2,911,052,873	2,099,128,155	809,244,547	2,680,170
3　港湾空港鉄道等整備事業費	716,452,761	495,813,480	217,119,600	3,519,679
4　住宅都市環境整備事業費	1,428,777,632	958,829,975	435,410,067	34,537,589
5　公園水道廃棄物処理等施設整備費	459,862,262	274,114,017	179,475,232	6,273,012
6　農林水産基盤整備事業費	1,304,877,835	861,588,388	434,644,160	8,645,286
7　社会資本総合整備事業費	2,636,089,870	1,736,726,166	893,315,367	6,048,336
8　推進費等	111,487,751	64,910,014	46,019,440	558,297
小計	11,452,696,215	7,799,551,731	3,583,691,892	69,452,591
9　災害復旧等事業費	1,311,304,443	587,291,232	696,978,668	27,034,542
計	12,764,000,658	8,386,842,963	4,280,670,561	96,487,133
経済協力費	862,632,801	765,275,162	94,420,517	2,937,121
中小企業対策費	1,122,741,472	786,977,949	237,800,713	97,962,809
エネルギー対策費	2,406,343,176	2,403,236,612	3,101,307	5,257
食料安定供給関係費	2,043,259,090	1,626,855,398	342,597,733	73,805,958
その他の事項経費	15,633,677,734	12,387,281,900	2,836,290,893	410,104,940
皇室費	11,121,569	8,588,386	2,058,539	474,643
国会	139,910,677	131,486,432	5,185,111	3,239,133
裁判所	367,688,254	332,296,053	25,894,428	9,497,772
会計検査院	17,564,752	16,302,987	388,245	873,519
内閣	213,996,589	167,879,113	40,632,492	5,484,983
内閣府	1,875,943,795	916,436,401	887,814,967	71,692,426
デジタル庁	298,597,632	197,930,040	92,816,357	7,851,234
総務省	3,586,604,145	2,647,626,014	863,483,430	75,494,700
法務省	972,578,253	884,857,174	73,860,385	13,860,693
外務省	434,204,866	386,562,066	30,895,848	16,746,951
財務省	1,409,275,398	1,284,288,589	74,472,478	50,514,330
文部科学省	330,878,516	268,234,422	47,630,125	15,013,968
厚生労働省	498,090,688	370,350,793	104,739,831	23,000,063
農林水産省	255,489,130	234,343,558	14,356,897	6,788,674
経済産業省	3,469,763,607	3,238,565,400	199,713,405	31,484,801
国土交通省	1,380,521,260	1,054,421,080	262,137,413	63,962,765
環境省	339,266,963	215,390,193	110,210,935	13,665,834
防衛省	32,181,634	31,723,191	—	458,442
原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費	10,846,615	—	—	10,846,615
予備費	304,185,639	—	—	304,185,639
合計	137,578,249,935	123,023,998,629	10,243,266,020	4,310,985,285

②　所管別表　（単位：千円、千円未満切捨）

所管	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不用額
皇室費	11,121,569	8,588,386	2,058,539	474,643
国会	141,000,969	132,575,517	5,185,111	3,240,341
裁判所	367,688,254	332,296,053	25,894,428	9,497,772
会計検査院	17,564,752	16,302,987	388,245	873,519
内閣	216,721,183	169,476,013	41,735,951	5,509,217
内閣府	5,923,565,077	4,756,928,108	1,047,610,444	119,026,523
デジタル庁	299,097,632	198,250,823	92,816,357	8,030,451
総務省	23,474,592,825	22,513,630,313	873,582,217	87,380,294
法務省	972,578,253	884,857,174	73,860,385	13,860,693
外務省	1,094,998,728	951,291,260	125,301,505	18,405,962
財務省	28,021,975,315	27,348,178,977	74,605,875	599,190,462
文部科学省	7,625,288,046	6,644,291,668	654,983,781	326,012,596
厚生労働省	35,431,504,903	32,099,561,311	726,488,087	2,605,455,503
農林水産省	4,102,787,747	3,031,769,764	974,387,207	96,630,775
経済産業省	7,055,983,134	6,418,920,867	501,727,195	135,335,071
国土交通省	12,342,447,912	8,349,877,040	3,845,396,427	147,174,444
環境省	827,153,883	601,198,206	208,288,576	17,667,100
防衛省	9,652,179,745	8,566,004,152	968,955,682	117,219,910
合計	137,578,249,935	123,023,998,629	10,243,266,020	4,310,985,285

㈱　こども家庭庁（内閣府所管）の支出済歳出額は3,793,260,505千円である。

Ⅱ　令和6年度特別会計歳入歳出決算

（単位：千円、千円未満切捨）

会計・勘定	歳入			歳出			
	歳入予算額	収納済歳入額	歳入予算額と収納済歳入額との差（△は減）	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不用額
交付税及び譲与税配付金	54,847,500,520	54,434,126,935	△ 413,373,584	54,656,405,543	53,220,981,633	711,414,944	724,008,965
地震再保険	113,328,344	113,654,873	326,529	113,328,344	4,365,517	—	108,962,826
国債整理基金	220,562,640,946	216,834,328,483	△ 3,728,312,462	223,628,261,741	213,708,840,457	3,085,823,930	6,833,597,354

外国為替資金	4,462,964,631	5,712,899,775	1,249,935,144	1,317,220,070	352,551,066	—	964,669,003
財政投融資							
財政融資資金勘定	23,083,213,951	22,983,679,470	△ 99,534,480	23,083,280,677	22,961,165,326	—	122,115,350
投資勘定	823,354,589	868,568,374	45,213,785	578,418,929	463,615,885	39,000,000	75,803,043
特定国有財産整備勘定	51,926,765	37,187,687	△ 14,739,077	9,427,116	7,603,985	1,308,283	514,847
エネルギー対策							
エネルギー需給勘定	4,020,840,565	4,577,634,677	556,794,112	4,803,598,286	3,332,366,925	752,822,486	718,408,873
電源開発促進勘定	424,124,543	472,062,528	47,937,985	451,079,861	374,197,883	52,324,317	24,557,659
原子力損害賠償支援勘定	12,599,062,972	8,613,358,489	△ 3,985,704,482	12,599,062,972	8,613,212,557	—	3,985,850,414
労働保険							
労災勘定	1,260,201,381	1,288,863,899	28,662,518	1,093,786,921	1,018,593,822	1,165,398	74,027,700
雇用勘定	3,630,715,216	3,625,022,701	△ 5,692,514	3,295,717,736	2,944,076,391	5,082,699	346,558,646
徴収勘定	4,280,263,387	4,386,527,191	106,263,804	4,280,263,387	4,267,950,891	61,733	12,250,762
年金							
基礎年金勘定	30,344,956,289	26,249,457,859	△ 4,095,498,429	30,344,956,289	25,726,438,301	—	4,618,517,987
国民年金勘定	4,244,113,164	3,763,236,562	△ 480,876,601	4,244,113,164	3,734,960,804	—	509,152,359
厚生年金勘定	51,577,228,424	50,353,797,377	△ 1,223,431,046	51,577,228,424	47,280,212,102	—	4,297,016,321
健康勘定	12,804,393,312	13,601,958,717	797,565,405	12,804,393,312	12,801,907,191	—	2,486,120
子ども・子育て支援勘定	3,949,320,210	4,097,394,536	148,074,326	3,991,007,049	3,662,361,827	87,720,796	240,924,424
業務勘定	494,350,935	544,203,703	49,852,768	494,350,935	455,772,707	—	38,578,227
食料安定供給							
農業経営安定勘定	241,376,484	249,878,177	8,501,693	241,376,484	194,811,257	—	46,565,226
食糧管理勘定	1,021,356,205	771,870,875	△ 249,485,329	1,034,547,484	709,120,638	12,355,010	313,071,835
農業再保険勘定	99,433,405	63,698,816	△ 35,734,588	95,559,724	57,598,306	—	37,961,417
漁船再保険勘定	8,053,950	9,471,159	1,417,209	7,005,201	4,617,233	—	2,387,967
漁業共済保険勘定	28,804,554	12,132,202	△ 16,672,351	12,451,679	11,734,430	—	717,248
業務勘定	23,373,888	14,179,313	△ 9,194,574	23,373,888	14,155,883	23,430	9,194,574
国営土地改良事業勘定	7,528,006	9,361,046	1,833,040	10,194,569	9,078,574	778,465	337,529
国有林野事業債務管理	339,540,120	339,525,897	△ 14,222	339,540,120	339,525,897	—	14,222
特許	236,925,240	266,150,945	29,225,705	154,013,711	144,246,297	279,747	9,487,666
自動車安全							
自動車事故対策勘定	86,019,914	87,398,076	1,378,162	26,248,775	21,075,189	1,983,977	3,189,607
自動車検査登録勘定	46,310,705	48,231,818	1,921,113	43,811,833	41,280,220	858,152	1,673,460
空港整備勘定	399,326,918	480,640,907	81,313,989	475,696,200	351,743,583	105,306,289	18,646,327
東日本大震災復興	681,687,603	788,103,461	106,415,858	737,690,669	565,024,595	62,593,443	110,072,630
合計	436,794,237,136	425,698,606,544	△ 11,095,630,591	436,567,411,096	407,395,187,385	4,920,903,107	24,251,320,603

Ⅲ　令和6年度政府関係機関収入支出決算

（単位：千円、千円未満切捨）

機関	収入			支出			
	収入予算額	収入済額	収入予算額と収入済額との差（△は減）	支出予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
沖縄振興開発金融公庫	13,679,577	10,285,476	△ 3,394,100	11,088,731	8,451,246	—	2,637,484
株式会社日本政策金融公庫							
国民一般向け業務	224,240,793	143,217,100	△ 81,023,692	135,916,432	84,500,395	—	51,416,036
農林水産業者向け業務	53,664,823	52,694,477	△ 970,345	51,947,759	35,566,037	—	16,381,721
中小企業者向け業務	173,821,112	91,125,582	△ 82,695,529	69,797,095	35,288,491	—	34,508,603
信用保険等業務	310,135,418	237,131,110	△ 73,004,307	845,646,528	449,037,775	—	396,608,752
危機対応円滑化業務	10,576,785	7,468,468	△ 3,108,316	71,133,209	33,576,952	—	37,556,256
特定事業等促進円滑化業務	6,505,975	362,825	△ 6,143,149	6,505,974	363,758	—	6,142,215
株式会社国際協力銀行	1,760,727,585	1,360,473,601	△ 400,253,983	1,686,616,712	1,262,382,673	—	424,234,038
独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	161,723,257	176,666,867	14,943,610	182,133,826	135,955,776	—	46,178,049
合計	2,715,075,325	2,079,425,509	△ 635,649,815	3,060,786,266	2,045,123,107	—	1,015,663,158

Ⅳ　令和6年度国税収納金整理資金受払

(1)　受　入

（単位：千円、千円未満切捨）

款・項・目	徴収決定済額	収納済額	不納欠損額	収納未済額
歳入組入資金受入	103,333,387,778	102,072,144,945	74,302,237	1,186,940,595
各税受入金	103,333,198,376	102,071,955,543	74,302,237	1,186,940,595
源泉所得税受入金	130,318,702	126,873,807	3,444,618	276
源泉所得税及復興特別所得税受入金	19,927,074,151	19,909,407,339	6,888,844	10,777,967
申告所得税受入金	12,171,017	6,449,389	5,721,627	—
申告所得税及復興特別所得税受入金	4,877,165,475	4,794,877,794	3,635,070	78,652,609
法人税受入金	20,099,790,856	20,017,316,042	13,614,514	68,860,299
地方法人税受入金	2,333,520,904	2,325,949,500	496,644	7,074,760
復興特別法人税受入金	150,038	52,195	97,843	—
相続税受入金	3,734,758,019	3,610,953,464	1,674,969	122,129,585
地価税受入金	7,732	6,238	1,493	—
消費税受入金	397,327	121,750	275,576	—
消費税及地方消費税受入金	44,166,456,020	43,478,323,505	36,941,618	651,190,895
酒税受入金	1,183,638,040	1,183,379,894	734	257,411

たばこ税受入金	136	136	—	—
たばこ税及たばこ特別税受入金	1,070,692,993	1,070,692,993	—	—
石油石炭税受入金	685,721,794	644,897,065	—	40,824,729
国際観光旅客税受入金	52,545,722	52,521,619	—	24,103
旧税受入金	1,277	101	1,175	—
電源開発促進税受入金	312,768,602	312,768,602	—	—
揮発油税及地方揮発油税受入金	2,447,095,260	2,265,816,660	—	181,278,599
石油ガス税受入金	8,474,840	8,449,482	—	25,358
自動車重量税受入金	702,999,949	702,999,949	—	—
航空機燃料税受入金	47,310,788	47,294,018	—	16,770
とん税及特別とん税受入金	19,987,149	19,987,149	—	—
関税受入金	961,583,688	934,404,540	1,504,692	25,674,456
印紙収入受入金	558,567,888	558,412,301	2,814	152,773
滞納処分費等受入金				
滞納処分費等受入金	189,401	189,401	—	—
歳入組入外資金受入	1,682,641,363	1,682,641,363	—	—
各税送金資金返納金	710,712	710,712	—	—
一般国税等送金資金返納金	235,973	235,973	—	—
源泉所得税及復興特別所得税送金資金返納金	255,502	255,502	—	—
申告所得税及復興特別所得税送金資金返納金	203,892	203,892	—	—
地方法人税送金資金返納金	12,397	12,397	—	—
復興特別法人税送金資金返納金	0	0	—	—
石油ガス税送金資金返納金	0	0	—	—
自動車重量税送金資金返納金	2,945	2,945	—	—
航空機燃料税送金資金返納金	0	0	—	—
前年度繰越資金受入金				
前年度繰越資金受入金	1,681,930,651	1,681,930,651	—	—
合計	105,016,029,141	103,754,786,308	74,302,237	1,186,940,595

(2) 支　払

（単位：千円、千円未満切捨）

款・項・目	支払決定済額			支払命令済額	支払命令未済額	歳入組入額		
	本年度分	過年度分	計			国税収納金等歳入組入額	その他の歳入組入額	計
還付金								
各税還付金	24,130,467,257	279,673	24,130,746,931	24,130,746,931	—	—	—	—
源泉所得税還付金	70,907	72	70,979	70,979	—	—	—	—
源泉所得税及復興特別所得税還付金	2,967,621,516	70,180	2,967,691,697	2,967,691,697	—	—	—	—
申告所得税還付金	703,930	180	704,110	704,110	—	—	—	—

申告所得税及復興特別所得税還付金	218,032,782	76,428	218,109,211	218,109,211	—	—	—	—
法人税還付金	2,107,130,683	46,692	2,107,177,375	2,107,177,375	—	—	—	—
地方法人税還付金	151,184,362	5,473	151,189,836	151,189,836	—	—	—	—
復興特別法人税還付金	230,699	—	230,699	230,699	—	—	—	—
相続税還付金	58,635,641	5,415	58,641,056	58,641,056	—	—	—	—
消費税還付金	3,477	—	3,477	3,477	—	—	—	—
消費税及地方消費税還付金	11,370,905,154	71,717	11,370,976,872	11,370,976,872	—	—	—	—
地方消費税払込金	7,167,175,617	—	7,167,175,617	7,167,175,617	—	—	—	—
酒税還付金	728,127	0	728,128	728,128	—	—	—	—
たばこ税還付金	—	6	6	6	—	—	—	—
たばこ税及たばこ特別税還付金	5,174,690	—	5,174,690	5,174,690	—	—	—	—
石油石炭税還付金	66,497,141	—	66,497,141	66,497,141	—	—	—	—
国際観光旅客税還付金	39,234	—	39,234	39,234	—	—	—	—
電源開発促進税還付金	2	—	2	2	—	—	—	—
揮発油税及地方揮発油税還付金	65	—	65	65	—	—	—	—
石油ガス税還付金	8,637	—	8,637	8,637	—	—	—	—
自動車重量税還付金	8,842,972	422	8,843,394	8,843,394	—	—	—	—
航空機燃料税還付金	12,650	—	12,650	12,650	—	—	—	—
とん税及特別とん税還付金	2,627	—	2,627	2,627	—	—	—	—
関税還付金	3,229,148	—	3,229,148	3,229,148	—	—	—	—
印紙収入還付金	4,237,185	3,083	4,240,269	4,240,269	—	—	—	—
組入金	—	—	—	—	—	78,022,523,395	462,469	78,022,985,865
一般会計各税組入金	—	—	—	—	—	74,742,040,880	—	74,742,040,880
源泉所得税組入金	—	—	—	—	—	16,720,128,877	—	16,720,128,877
申告所得税組入金	—	—	—	—	—	4,488,453,600	—	4,488,453,600
法人税組入金	—	—	—	—	—	17,910,185,359	—	17,910,185,359
相続税組入金	—	—	—	—	—	3,552,317,822	—	3,552,317,822
地価税組入金	—	—	—	—	—	6,238	—	6,238
消費税組入金	—	—	—	—	—	25,021,206,715	—	25,021,206,715
酒税組入金	—	—	—	—	—	1,182,651,766	—	1,182,651,766
たばこ税組入金	—	—	—	—	—	950,462,240	—	950,462,240
石油石炭税組入金	—	—	—	—	—	578,399,923	—	578,399,923
国際観光旅客税組入金	—	—	—	—	—	52,482,384	—	52,482,384
旧税受入金	—	—	—	—	—	101	—	101
電源開発促進税組入金	—	—	—	—	—	312,768,600	—	312,768,600
揮発油税組入金	—	—	—	—	—	2,046,815,735	—	2,046,815,735
石油ガス税組入金	—	—	—	—	—	4,220,422	—	4,220,422
自動車重量税組入金	—	—	—	—	—	394,975,320	—	394,975,320
航空機燃料税組入金	—	—	—	—	—	32,733,254	—	32,733,254
とん税組入金	—	—	—	—	—	8,882,009	—	8,882,009
関税組入金	—	—	—	—	—	931,175,392	—	931,175,392
印紙収入組入金	—	—	—	—	—	554,175,115	—	554,175,115

交付税及び譲与税配付金特別会計各税組入金	—	—	—	—	—	2,722,818,703	—	2,722,818,703
地方法人税組入金	—	—	—	—	—	2,174,765,137	—	2,174,765,137
地方揮発油税組入金	—	—	—	—	—	219,000,860	—	219,000,860
石油ガス税組入金	—	—	—	—	—	4,220,422	—	4,220,422
自動車重量税組入金	—	—	—	—	—	299,181,657	—	299,181,657
航空機燃料税組入金	—	—	—	—	—	14,548,113	—	14,548,113
特別とん税組入金	—	—	—	—	—	11,102,512	—	11,102,512
国債整理基金特別会計組入金								
たばこ特別税組入金	—	—	—	—	—	115,056,198	—	115,056,198
東日本大震災復興特別会計各税組入金	—	—	—	—	—	442,418,211	—	442,418,211
復興特別所得税組入金	—	—	—	—	—	442,418,211	—	442,418,211
復興特別法人税組入金	—	—	—	—	—	—	—	—
滞納処分費等組入金								
滞納処分費等組入金	—	—	—	—	—	189,401	—	189,401
還付金時効益等組入金	—	—	—	—	—	—	462,469	462,469
一般会計組入金	—	—	—	—	—	—	449,897	449,897
交付税及び譲与税配付金特別会計組入金	—	—	—	—	—	—	5,432	5,432
国債整理基金特別会計組入金	—	—	—	—	—	—	4	4
東日本大震災復興特別会計組入金	—	—	—	—	—	—	7,135	7,135
合計	24,130,467,257	279,673	24,130,746,931	24,130,746,931	—	78,022,523,395	462,469	78,022,985,865

㈱　支払の（款）組入金（項）東日本大震災復興特別会計各税組入金のうち（目）復興特別法人税組入金については、当該税の還付金に係る支払決定済額の本年度分の額が当該税の受入金に係る収納済額を超えたため、歳入組入額の国税収納金等歳入組入額はなかった。

第３部　令和６年度末における国債、借入金及び国有財産現在高

６年度末における国債、借入金及び国有財産の現在高は次のとおりである。

１．国債及び借入金現在高

区分	６年度末実績額（千円）
内国債	1,182,785,302,682
内訳	
普通国債	1,079,734,399,127
建設国債	303,891,966,574
特例国債	744,787,261,053
減税特例国債	172,401,650
日本国有鉄道清算事業団承継債務借換国債	14,953,771,350
国有林野事業承継債務借換国債	1,577,939,000
交付税及び譲与税配付金承継債務借換国債	3,608,914,200
復興債	4,554,407,650
年金特例国債	2,287,479,500
脱炭素成長型経済構造移行債	3,702,840,600
子ども・子育て支援特例公債	197,417,550
財政投融資特別会計国債	91,406,861,550
交付国債	41,196,869
出資・拠出国債	6,254,980,135
株式会社日本政策投資銀行危機対応業務国債	1,324,665,000
原子力損害賠償・廃炉等支援機構国債	4,023,200,000
借入金	46,867,529,102
内訳	
一般会計	7,056,957,990
旧臨時軍事費借入金	41,421,961
交付税及び譲与税配付金借入金	7,006,577,784
旧国立高度専門医療センター借入金	8,958,245
特別会計	39,810,571,112
交付税及び譲与税配付金借入金	28,112,295,408
エネルギー対策借入金	8,391,485,283
年金借入金	1,434,834,930
食料安定供給借入金	19,521,227
国有林野事業債務管理借入金	1,064,069,793
自動車安全借入金	788,364,470

一時借入金	63,473,000
内訳	
特別会計	
交付税及び譲与税配付金一時借入金	63,473,000
政府短期証券	93,899,620,000
内訳	
外国為替資金証券	92,613,220,000
石油証券	1,160,400,000
食糧証券	126,000,000
合計	1,323,615,924,785

㈱　千円未満を切り捨ててある。

２．国有財産現在高

区分		数量単位	令和６年度末現在高	
			数量	価格（千円）
土地		平方メートル	87,569,781,972	21,281,155,815
立木竹	樹木	本	6,594,191	88,603,928
	立木	立方メートル	1,297,444,660	4,061,500,515
	竹	束	731,215	958,960
	計			4,151,063,404
建物	建面積	平方メートル	26,736,300	3,385,225,901
	延べ面積	平方メートル	59,501,837	
工作物				2,493,969,172
機械器具				0
船舶	汽船	隻 トン	1,013 302,198	333,356,558
	艦船	隻 トン	341 579,002	1,290,355,114
	雑船	隻	998	2,575,072
	計	隻	2,352	1,626,286,745
航空機		機	1,551	941,402,529
地上権等		平方メートル	3,266,318	3,086,990
特許権等		件	1,983,069	1,142,840
政府出資等				106,589,129,839
不動産の信託の受益権		件	1	15,748,968
合計				140,488,212,208

㈱　単位未満を切り捨ててある。

公　告

諸事項

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和８年４月22日

国土技術政策総合研究所長　佐藤　寿延

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

１．当該招請の主旨

本業務は、国土技術政策総合研究所立原庁舎の電力の安定的な供給の機能を維持するため特高受変電設備自動制御装置の修繕を行うものである。

なお、当業務は、自動制御システム（PLC）のプログラム改良を行うため、特高受変電設備の更新・改良・修繕に関する技術及び実績が必要不可欠である。

これらのことから、本業務の遂行にあたっては、特高受変電設備に関する高度な専門知識及び技術的検討力を有している者（以下､｢特定法人等」という）を契約の相手方とする契約手続を行う予定としているが、特定法人等以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合もしくは、４．の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定法人等との契約手続に移行する。

なお、４．の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定法人等と当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請する予定である。

２．業務概要

⑴　業務名　国総研（立原）特高受変電設備自動制御装置修繕業務

⑵　業務内容　①現地調査
②自動制御装置修繕
③自動制御システム（PLC）プログラム改良
④総合試運転調整

⑶　履行期間　契約締結日の翌日から令和９年２月26日

３．業務目的

本業務は、立原庁舎エネルギーセンター棟の特高受変電設備自動制御装置の構成機器である特高監視制御盤、高圧スイッチギヤ制御盤、LTC制御盤の修繕を行うものとする。また、施設側の機器の変更、撤去に伴う自動制御システム（PLC）のプログラム改良を行うとともに正常に稼働するよう試運転調整を行うものである。

４．参加者に求める応募要件

参加意思確認書の提出者に対する要件は、以下のとおりとする。

⑴　基本的要件

①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

②　令和07・08・09年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格)｢役務の提供等」のＡ又はＢ等級のいずれかに格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。なお｢競争参加者の資格に関する公示｣(令和７年３月31日付官報）に記載されている時期及び場所で競争参加資格の申請を受け付ける。

③　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（競争参加資格に関する公示に基づき②の競争参加資格を継続する為に必要な手続きをおこなった者を除く。)でないこと。

④　国土技術政策総合研究所長から指名停止を受けている期間中でないこと。
⑤　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⑥　説明書の交付を直接受けた者であること。
⑦　参加意思確認書を提出しようとする者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
Ⅰ　資本関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。
㈠　子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。㈠において同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。㈠において同じ。）の関係にある場合
㈡　親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
Ⅱ　人的関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし㈠については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第２条第７項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。
㈠　一方の会社等の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
ⅰ　株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
イ　会社法第２条第11号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
ロ　会社法第２条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
ハ　会社法第２条第15号に規定する社外取締役
ニ　会社法第348条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
ⅱ　会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
ⅲ　会社法第575条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
ⅳ　組合の理事
ⅴ　その他業務を執行する者であってⅰからⅳまでに掲げる者に準ずる者
㈡　一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第２項又は会社更生法第67条第１項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合
㈢　一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
⑵　技術力に関する要件
①　本番環境に準じたテスト環境（テストデータの作成を含む。）を契約締結後、速やかに受注者自ら構築できること。
②　契約締結時点において稼働している機能に障害が発生した場合、迅速な対応をとれる体制を構築できること。
⑶　業務執行体制に関する要件
業務の全部又は主たる部分を第三者に委託し、又は請負わせていないこと。
⑷　業務実績に関する要件
平成23年度以降に元請けとして履行した、特高受変電設備の自動制御設備新設、更新、改造または修繕の実績を有すること。
⑸　配置予定技術者に関する要件
配置予定主任技術者は平成23年度以降参加意思確認書の提出期限までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない。）において１件以上の実績を有していなければならない。
①　元請けとして履行した、特高受変電設備の自動制御設備新設、更新、改造または修繕の実績
５．手続等
⑴　担当部局
①　契約関係
〒305―0804　茨城県つくば市旭１番地
国土技術政策総合研究所総務部会計課調査係
電話番号：029―864―4034
電子メール：nil-chotatsu@ki.mlit.go.jp
②　技術関係（特記仕様書等の照会先）
〒305―0804　茨城県つくば市旭１番地
国土技術政策総合研究所総務部総務管理官付管理担当
電話番号：029―864―4702
電子メール：nil-soukan@ki.mlit.go.jp
⑵　説明書の交付期間、場所及び方法
①　交付場所及び方法
交付を希望する者には、郵送（着払い・希望者の負担）又は、窓口で紙面での交付を行う。郵送を希望する者は、上記⑴②に申し出ること。
ただし、電子データでの様式の交付を希望する場合は、予め上記⑴②に事前連絡を行うこと。
また、電子データでの交付を希望する者には、電子メールにより電子データを交付するので、上記⑴②に電子メールにて依頼を行うこと。
②　窓口での交付期間
令和８年４月22日から令和８年５月13日までの土曜日、日曜日及び休日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日）を除く毎日、９時00分から17時00分まで（最終日は12時まで）とする。
⑶　参加意思確認書の提出期限並びに提出場所及び方法
提出期限：令和８年５月14日（木）12時00分
提出場所：上記⑴②に同じ。
提出方法：原則として電子メールにより提出すること。
なお、押印を省略する場合は「責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を参加意思確認書に必ず記載すること。
６．その他
⑴　手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　関連情報を入手するための照会窓口
５．⑴に同じ。
⑶　当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請する際の提出予定期限
令和８年６月８日（月）16時00分
⑷　令和07・08・09年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の関東・甲信越地域の競争参加資格を有していない者も５．⑶により参加意思確認書を提出することができるが、その者が企画提案書の提出者として選定された場合に、企画提案書を提出するためには、企画提案書の提出期限の日において、当該資格の認定を受けていなければならない。
⑸　詳細は説明書による。
７．Summary
⑴　Subject matter of service : Repair Work for the Automatic Control System of the Extra-High-Voltage Substation Equipment at the National Institute for Land and Infrastructure Management (Tachihara Building) 1 set
⑵　Time-limit to express interests : 12 : 00 14 May 2026
⑶　Contact point of documentation relating to the proposal : Management Section, Head Officer for General Affairs Department, National Institute Land and Infrastructure Management. 1 Asahi, Tsukuba-City, Ibaraki, 305―0804, Japan, TEL 029―864―4702
⑷　Contact point for the notice : Examination Section, Accounting Division, General Affairs Department, National Institute for Land and Infrastructure Management, 1 Asahi, Tsukuba-City, Ibaraki, 305―0804, Japan, TEL 029―864―4034

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

免責許可決定

小規模個人再生による再生計画認可

衆議院共済組合定款の一部変更について

衆議院共済組合定款（平成13年３月30日制定）の一部を次のように変更する。

令和８年３月31日

衆議院共済組合代表者
衆議院議長　森　　英介

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

第６章　掛金及び負担金

（掛金及び負担金の額）

第28条　法第99条第２項第１号、第２号、第３号及び第５号の規定による掛金及び負担金の額は、次の表に掲げる組合員（任意継続組合員を除く。）の種別に応じてそれぞれ当該組合員の法第40条第１項に規定する標準報酬の月額（以下「標準報酬の月額」という。）及び法第41条第１項に規定する標準期末手当等の額に同表に掲げる掛金率又は負担金率（介護保険法（平成９年法律第123号）第９条第２号に規定する被保険者（以下「介護保険第２号被保険者」という。）の資格を有しない組合員にあつては、同表に掲げる介護納付金に係る掛金率及び負担金率を除く。）を乗じて得た額とし、法第126条の５第２項の規定による任意継続掛金の額は、施行令第49条の２の規定による任意継続組合員の標準報酬の月額に同表に掲げる掛金率（介護保険第２号被保険者の資格を有しない任意継続組合員にあつては、同表に掲げる介護納付金に係る掛金率を除く。）を乗じて得た額とする。

組合員の種別	掛金率				負担金率			
	短期給付	福祉事業	介護納付金	子ども・子育て支援納付金	短期給付	福祉事業	介護納付金	子ども・子育て支援納付金
長期組合員	44.06/1,000	1.00/1,000	7.37/1,000	1.15/1,000	44.06/1,000	1.00/1,000	7.37/1,000	1.15/1,000
短期組合員	44.06/1,000	1.00/1,000	7.37/1,000	1.15/1,000	44.06/1,000	1.00/1,000	7.37/1,000	1.15/1,000
任意継続組合員	88.12/1,000	2.00/1,000	14.74/1,000	2.30/1,000				

２　法第２条第１項第２号に規定する後期高齢者医療の被保険者等に該当する組合員について、前項の規定を適用する場合においては、同項の表中「44.06/1000」とあるのは、「1.26/1000」とする。

３　［略］

４　法第99条第２項第４号の規定による掛金及び負担金の額は、国家公務員共済組合連合会の定款の定めるところによる。

改正前

第６章　掛金及び負担金

（掛金及び負担金の額）

第28条　法第99条第２項第１号、第２号及び第４号の規定による掛金及び負担金の額は、次の表に掲げる組合員（任意継続組合員を除く。）の種別に応じてそれぞれ当該組合員の法第40条第１項に規定する標準報酬の月額（以下「標準報酬の月額」という。）及び法第41条第１項に規定する標準期末手当等の額に同表に掲げる掛金率又は負担金率（介護保険法（平成９年法律第123号）第９条第２号に規定する被保険者（以下「介護保険第２号被保険者」という。）の資格を有しない組合員にあつては、同表に掲げる介護納付金に係る掛金率及び負担金率を除く。）を乗じて得た額とし、法第126条の５第２項の規定による任意継続掛金の額は、施行令第49条の２の規定による任意継続組合員の標準報酬の月額に同表に掲げる掛金率（介護保険第２号被保険者の資格を有しない任意継続組合員にあつては、同表に掲げる介護納付金に係る掛金率を除く。）を乗じて得た額とする。

組合員の種別	掛金率			負担金率		
	短期給付	福祉事業	介護納付金	短期給付	福祉事業	介護納付金
長期組合員	33.00/1,000	1.00/1,000	8.28/1,000	33.00/1,000	1.00/1,000	8.28/1,000
短期組合員	33.00/1,000	1.00/1,000	8.28/1,000	33.00/1,000	1.00/1,000	8.28/1,000
任意継続組合員	66.00/1,000	2.00/1,000	16.56/1,000			

２　法第２条第１項第２号に規定する後期高齢者医療の被保険者等に該当する組合員について、前項の規定を適用する場合においては、同項の表中「33.00/1000」とあるのは、「1.08/1000」とする。

３　［同左］

４　法第99条第２項第３号の規定による掛金及び負担金の額は、国家公務員共済組合連合会の定款の定めるところによる。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

１　この変更は、令和８年４月１日から施行する。

２　変更後の第28条第１項及び第２項の規定は、令和８年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

北海道千歳市花園三丁目六番一八号

有限会社花園ストアー

清算人　田中　明

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

北海道苫小牧市元中野町三丁目三番一三号

有限会社レアル

清算人　大場　公重

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

札幌市豊平区平岸三条十三丁目四番三号

有限会社アイユーエンジニアリング

清算人　上坂　範子

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

札幌市東区北十八条東十七丁目一番二五―三〇三号

有限会社九島建設

清算人　尾上　織江

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

北海道日高郡新ひだか町東静内一六番地

有限会社オフィス佐藤

清算人　佐藤　育実

解散公告

当社は、令和八年一月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

岩手県遠野市中央通り八番五号

有限会社平澤屋

清算人　平澤サチ子

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

宮城県仙台市青葉区上杉二丁目三番二三―一一〇四号

株式会社シトリン

代表清算人　宮野　弥生

解散公告

当社は、令和八年三月二十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

仙台市泉区北中山三丁目一八番地の一六

有限会社大村会計事務所

清算人　大村めぐみ

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

仙台市青葉区一番町一丁目一四番三二号

株式会社ウェルフェアジャパン

代表清算人　安東　光昭

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

仙台市青葉区一番町一丁目一四番三二号

日本介護情報サービス株式会社

代表清算人　安東　光昭

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日存続期間の満了により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

秋田県由利本荘市西目町沼田字新道下一一一二番地の二

にしめ物産株式会社

代表清算人　山本　尚子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

秋田県大仙市四ツ屋字上古道七九番地

株式会社大仙興業

代表清算人　伊藤　照男

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

福島県福島市野田町字田中六番地の一一

有限会社八百七

清算人　安齋　善七

解散公告

当社は、令和八年四月二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

福島県伊達市梁川町字東塩野川四八番地

伊達の野菜倶楽部株式会社

代表清算人　霜山　ミキ

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

茨城県牛久市中央三丁目一〇番地三

株式会社平成技研

代表清算人　小更　俊二

解散公告

当法人は、令和八年三月二十八日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

群馬県高崎市檜物町一〇一番地

特定非営利活動法人きゃりあぱれっと

代表清算人　関　雅利

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏二七八七番地一

株式会社永矢

代表清算人　菊地　勝

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

埼玉県ふじみ野市鶴ケ舞一丁目二番一三号

コウテック株式会社

代表清算人　長島さち子

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

埼玉県さいたま市桜区田島三丁目一八番三号

一般社団法人彩の国福祉介護移送協会

代表清算人　矢澤　武顕

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

埼玉県入間市高倉四丁目九番三五号

有限会社ときた園

清算人　時田　芳明

解散公告

当社は、令和八年四月一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

埼玉県八潮市中央一丁目七番一一号

合同会社メタル

清算人　小澤　和幸

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

埼玉県川口市東領家三丁目二九番一九号

株式会社グンマ工業

代表清算人　齋藤　孝治

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

千葉県木更津市矢那一六七一番地

有限会社かずさ綜合企画

清算人　小川　昭司

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

千葉市中央区汐見丘町九番一号

株式会社リマナ

代表清算人　中村眞理子

解散公告

当社は、令和八年三月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

千葉県船橋市金杉九丁目一五―一六サクセス一番館一〇五室　清越合同会社

清算人　潘　平

解散公告

当社は、令和八年四月七日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

東京都大田区山王四丁目一四番六号　有限会社セカンド・ライフ

清算人　高畑　俊雄

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内　山佐産業ＸＱ１一般社団法人

代表清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内　山佐産業ＸＱ１リース株式会社

代表清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は、令和八年四月三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内　山佐産業ＸＱ２リース株式会社

代表清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

東京都豊島区駒込三丁目三〇番一号　ＲｅＦｒｅ株式会社

代表清算人　釜石　和幸

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

東京都新宿区四谷二丁目九番地一五東京ユナイテッド綜合事務所内　合同会社恵比寿

清算人　池田　卓也

解散公告

当社は株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

東京都豊島区池袋二丁目七三―三サンスプレンダー池袋六〇五号室　ＪＸ貿易株式会社

代表清算人　林　希

解散公告

当社は、令和八年四月三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

東京都港区芝浦二丁目一四番一九号モナークマンション田町六〇二号室　株式会社ＳＹＮＡＰＳＥ

代表清算人　石原由季子

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

東京都足立区谷在家二丁目二三番一四号　池本解体有限会社

清算人　池本　隆

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

東京都江戸川区南小岩三丁目一―一四プランドールＭ一一七室　太極国際貿易合同会社

清算人　黄　彬

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

東京都千代田区二番町九番地三ＴＨＥ・ＢＡＳＥ麹町　株式会社Ｔｅａｍ　ＨＯＳＯＴＳＵＢＯ

代表清算人　細坪　信二

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日、総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

東京都杉並区浜田山三丁目一二番七―二〇七号　合同会社小哲堂

清算人　福本　敬文

解散公告

当社は、令和八年三月五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

東京都世田谷区野沢三丁目一一番一四号　越後情話株式会社

代表清算人　田村　敏康

解散公告

当法人は解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

東京都八王子市みつい台二丁目一二番七号　特定非営利活動法人国際福祉事業団

清算人　白井　洋子

解散公告

当法人は、令和八年一月三十一日開催の臨時社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

東京都世田谷区太子堂二丁目一三番四号七階　一般社団法人日本伝統文化七樹会

代表清算人　内藤久仁美

解散公告

当社は、令和八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

東京都目黒区目黒本町三―五―九リブレ一Ｆ

株式会社Ｂｅｙｏｎｄ　Ｊｅｗｅｌ

代表清算人　斉木　平馬

解散公告

当法人は、令和八年一月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

東京都世田谷区等々力八丁目二六番二五号

特定非営利活動法人せたがや街並保存再生の会

清算人　笹原　敬子

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

東京都渋谷区本町四丁目二一番二号三〇二号室

Ｔｏｋｉｎ株式会社

代表清算人　周　冰

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

東京都中央区日本橋三丁目二番一四号新槇町ビル別館第一　二階

株式会社ＫＵＯＴＯＲＥ

代表清算人　薮井　康正

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

東京都豊島区東池袋一丁目一七番一一号

パークハイツ池袋一一〇五号

株式会社ＡｉｉＴ

代表清算人　川村　旺

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

東京都千代田区九段南一丁目五番六号りそな九段ビル五階ＫＳフロア

株式会社ダイレクトエージェンシー

代表清算人　山本　貴士

解散公告

当法人は、令和八年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

東京都練馬区大泉学園町二丁目二〇番六号

ＮＰＯ法人ひなぎく友の会

清算人　明星　晃

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

東京都渋谷区道玄坂一丁目一〇番八号渋谷道玄坂東急ビル二Ｆ―Ｃ

株式会社サンリーブス

代表清算人　鈴木　教嗣

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

東京都江東区豊洲四丁目一番二号豊洲ＴＯＳＫビル二〇二

株式会社ＭＥＧＡ

代表清算人　加藤　洋平

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

東京都文京区音羽一―二三―一二

千晴合同会社

清算人　何　文芳

解散公告

当社は、令和八年三月十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

東京都中野区南台三丁目六番二二―一一〇五号

上美株式会社

代表清算人　相澤　健

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

東京都江東区永代二丁目二八番二号

大竜建設株式会社

代表清算人　鈴木　充

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

東京都品川区東大井二丁目七番七号品川テクノビル

有限会社イースト彫工

清算人　侭　秀行

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

東京都港区麻布十番二丁目八番八号―六〇一

株式会社Ｈａｓｕ

代表清算人　林　亮治

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

東京都足立区南花畑三丁目二番一二号

有限会社板倉建材

清算人　板倉　勇吉

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

東京都足立区扇二丁目一六番九号

有限会社柴田製作所

清算人　柴田　勇一

解散公告

当社は、令和七年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

東京都足立区南花畑二丁目二二番九号

有限会社川出

清算人　川出　英明

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

東京都日野市多摩平五丁目九―五

株式会社リタサポ

代表清算人　梅田　圭佑

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

東京都中野区若宮三―三一一〇メソン・ド・マルス二一二号

清石生活株式会社

代表清算人　李　珈　蔓

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

東京都目黒区中根一丁目六番三号

有限会社日本エム・エッチ商事

清算人　上野由香里

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

東京都目黒区東山一丁目一九番一二号

合同会社ＨＰＩ

清算人　太田　裕朗

解散公告

当法人は、令和八年四月一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

東京都千代田区神田佐久間町二丁目一八番地一秋葉原ＳＴＮフロント一一階

一般社団法人遊々会

代表清算人　吉田　祐

解散公告

当社は、令和八年三月二十三日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

東京都新宿区西新宿三丁目三番一三号西新宿水間ビル二Ｆ

合同会社ＡｃｏｕｓｔｏＭｉｃｒｏｗａｖｅ

清算人　遠藤　樹

解散公告

当社は、令和八年四月二十一日付の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

東京都港区南青山一丁目一番一号新青山ビルヂング　株式会社ブレッジデザイン

代表清算人　デビット・マルケス―クレメンテ

解散公告

当社は、令和八年四月七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

東京都江戸川区江戸川六丁目四〇番一四―一〇九号

富実貿易株式会社

代表清算人　**吳**　憶春

解散公告

当社は、令和八年四月七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

東京都江戸川区江戸川六丁目四〇番一四―一一〇号

雲のスピンネーカー株式会社

代表清算人　段　**錚**

解散公告

当社は、令和七年八月十二日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

東京都墨田区緑三丁目七番一四号

合同会社ＢＩＧ　ＨＡＧＩ

清算人　萩原　正一

解散公告

当社は令和八年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、令和八年六月三十日までにお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

神奈川県横浜市青葉区美しが丘三―五八―一八

合同会社ＯＰＨＩＲ

清算人　松川　隆

解散公告

当社は、令和八年三月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

神奈川県横浜市南区中里一丁目二〇―二五

スターホームズ弘明寺一〇二

衆嘉合同会社

清算人　暁山　馨月

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

神奈川県横浜市港北区綱島西二丁目二五番五号リバーサイド道明一〇二

Ｍ．Ｋ．合同会社

清算人　ネウパネ・カマル・パラサド

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

神奈川県中郡大磯町大磯一三一〇番地六

有限会社恒丸

清算人　飯田　信雄

解散公告

当社は、令和八年三月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

横浜市旭区南本宿町三九番地の一

ゴールドウッド有限会社

清算人　金森　俊輔

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

新潟県長岡市下条町二九七二番地四

有限会社光電機

清算人　行方　邦仁

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

新潟県柏崎市大字下田尻七八九番地七八

有限会社オサダ

清算人　長田　剛

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

新潟県村上市黒田二三〇五番地六

株式会社有機センターあさひ

代表清算人　本間　裕一

解散公告

当組合は、令和八年三月三十一日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

石川県七尾市能登島向田町ろ部八番地一

のとじま特定地域づくり事業協同組合

代表清算人　五十嵐　亮

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

石川県小松市白江町タ三三九番地

日本キヌカ株式会社

代表清算人　長田　竜太

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

福井県大飯郡高浜町和田一二二号三七番地

有限会社松浦食品

清算人　松浦　幸夫

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

福井県坂井市丸岡町栄二丁目六二六番地

有限会社嶺北社

清算人　木村　宜子

解散公告

当法人は、令和八年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

山梨県南都留郡鳴沢村一九三三番地一

特定非営利活動法人こどもの未来を考える会めぃびぃ

清算人　山崎　美和

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

長野県下伊那郡阿智村智里二八八四番地一

株式会社ハラエンジニアリング

代表清算人　原　伸一

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

長野県諏訪市清水一丁目六番一二号

株式会社布松

代表清算人　河西隆一郎

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

岐阜市茜部大川一丁目四〇番地三

株式会社ｇｒａｎｄｃｏｍｆｏｒｔ

代表清算人　中田　英臣

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

岐阜県羽島市正木町大浦一二一六番地

一般社団法人人力社

代表清算人　相宮　貴彦

解散公告

当法人は令和八年三月三十一日をもって解散いたしました。

つきましては、当法人に対して債権を有する方は、本公告掲載日の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右記期間内にお申し出がない場合は、清算から除斥いたします。

令和八年四月二十二日

静岡県富士市川成島三〇六―七

一般社団法人フリーランスサポート機構

清算人　茅原伸一郎

解散公告

当法人は、令和八年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

静岡県浜松市中央区山手町三九番一号

一般社団法人遠州の知恵袋

清算人　晝馬日出男

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

愛知県安城市明治本町八番一七号

スギヤマ工業株式会社

代表清算人　杉山　秀樹

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催されたとみなされた株主総会の決議により同日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

愛知県豊橋市湊町一五七番地

株式会社加藤電機工作所

代表清算人　加藤　裕子

解散公告

当社は、令和八年三月十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

愛知県名古屋市熱田区新尾頭一丁目六番一〇号八〇三号　株式会社ライジング

代表清算人　小川　亮輔

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

愛知県碧南市前浜町四丁目二二番地　株式会社ヘキナンシティカンパニー

代表清算人　山本　政裕

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

愛知県春日井市坂下町一丁目一五〇四番地一　有限会社ＰＬＣデザイン

清算人　平川　朋実

解散公告

当社は、令和八年三月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

愛知県弥富市鯏浦町南前新田三二番地の五　有限会社やとみ美容

清算人　犬飼　克子

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

名古屋市南区砂口町二一五番地　有限会社中央プロセス工芸

清算人　岡本　**滿**博

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

愛知県春日井市小野町六丁目二二番地二　株式会社日本モデリングシステムズ

代表清算人　髙桒　保彦

解散公告

当法人は、令和八年三月二十八日開催の社員総会の決議により、令和八年三月三十一日解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

愛知県丹羽郡大口町上小口一丁目一八一番地　特定非営利活動法人共生ホーム結

清算人　水野　利恵

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

名古屋市緑区大高町字二番割八七番地の二　ＭＩＲＡＩ株式会社

代表清算人　川合　信佐

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

三重県四日市市栄町一番一一号　株式会社クリエステラ

代表清算人　田中　康太

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

三重県三重郡菰野町大羽根園呉竹町一八番地の一　有限会社サカエヤ

清算人　稲葉　良雄

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

三重県津市西丸之内二六番一五号　株式会社東海建築設計

代表清算人　山岡　實

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

三重県四日市市浜田町一三番二一号　地域地震情報株式会社

代表清算人　川合　一明

解散公告

当法人は、令和八年三月二十二日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

滋賀県彦根市中薮町七二七番地二二　特定非営利活動法人ひこね育ちのネットワーク・ラポール

清算人　廣田　幸子

解散公告

当社は、令和八年四月五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

滋賀県草津市南草津一丁目二番地二〇五　株式会社北中

代表清算人　松山　玲子

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

滋賀県草津市野路町二四一八番地の二　有限会社寿苑きぬ輪

代表清算人　川瀬　功

解散公告

当社は、令和七年十二月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

滋賀県栗東市中沢三丁目一六番二〇号　株式会社C'est La Vie

代表清算人　大﨑　泰弘

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

滋賀県近江八幡市鷹飼町五六〇番地の一　株式会社ちりり

代表清算人　中嶋　和義

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

京都府相楽郡精華町大字祝園小字門田一一番地一四

有限会社昌研セキュリティ・サービス

清算人　片井　昌雄

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

大阪府吹田市垂水町三丁目二九番七〇一号

希然株式会社

代表清算人　呉　瓊

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

大阪市北区梅田二丁目五番一三号桜橋第一ビル三〇四号　タコヤキフィルム株式会社

代表清算人　太田　隼平

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

大阪府堺市中区深阪五丁一四番三六号

有限会社鈴木工業所

清算人　鈴木　斉

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

大阪市東住吉区中野四丁目一番一六号サラオリエンテ中野八一一Ａ

三迅科技株式会社

代表清算人　山根　武広

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

大阪市大正区三軒家西三丁目四番一六号中山ビル一〇四三

物格株式会社

代表清算人　山根　武広

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

大阪市東住吉区中野四丁目一番一六号サラオリエンテ中野八〇七Ａ

桃符株式会社

代表清算人　山根　武広

解散公告

当社は、令和八年四月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

大阪市中央区北浜二丁目五番二三号小寺プラザ一二階

ＡＭ株式会社

代表清算人　足髙　宏和

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

大阪市西区南堀江二丁目五番二七号ＭｕＨ ｏｒｉｅ九Ｆ

株式会社久川商事

代表清算人　張　健

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

大阪市西区江戸堀三丁目六番四一号

コナガ建設株式会社

代表清算人　小永　俊夫

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

大阪市淀川区西中島一丁目九番二八号

有限会社トミカ

清算人　川渕富美江

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

大阪府枚方市養父東町一九番二〇号

株式会社カネス・スギタ

代表清算人　杉田　忠志

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

和歌山市今福一丁目三番一六号

株式会社紀州工房

代表清算人　坂上　治

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和八年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

奈良県五條市大塔町阪本二四九番地

五條市地域商社株式会社

代表清算人　福塚　勝彦

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

鳥取県鳥取市吉成一四〇番一

株式会社トーキン

代表清算人　澤田　功

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和八年三月三十一日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

島根県大田市大田町大田イ四三三番地二

株式会社杉本建築設計事務所

代表清算人　杉本　修司

解散公告

当社は、令和八年三月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

岡山県岡山市中区湊八八〇番地二六二

株式会社優品舎

代表清算人　扇本　直人

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

徳島県鳴門市撫養町立岩字六枚八〇番地

北灘土建株式会社

代表清算人　上原　豊志

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

徳島県小松島市金磯町九番六八号

ヨーロピアンシャレー芝Ｂ―二〇三

株式会社アムズ

代表清算人　釜谷　雅明

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

愛媛県南宇和郡愛南町内泊二五番地一

株式会社Fish Breeding Technology

代表清算人　武岡　英隆

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

福岡市中央区長浜一丁目二番六―二〇五

株式会社Ｌｅ　ｌｉｅｎ

代表清算人　甲斐　昌興

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

福岡市南区井尻二丁目三二―二五ロマネスク井尻第二―一〇三号室

美辰彩食株式会社

代表清算人　郁　楠

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

福岡県福岡市博多区博多駅中央街五―一一

メディカルキッチンサービス株式会社

代表清算人　山﨑　泰通

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

福岡県大野城市仲畑二丁目一〇番一二号

株式会社緑商

代表清算人　山下　公貴

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

福岡県北九州市戸畑区汐井町一番六号

特定非営利活動法人北九州市消費生活相談員協会

清算人　梅下　勝巳

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

長崎県佐世保市鹿町町新深江三五番地一

長崎鹿町風力発電株式会社

代表清算人　加藤　正隆

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

長崎県諫早市多良見町化屋一八八四番地

有限会社車輛整備

清算人　浦川　孝

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

長崎県雲仙市小浜町北本町八七七番地三

合同会社サンライトレンタカー

清算人　草野喜恵子

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所一〇六八九番地二

三ケ所林業有限会社

清算人　山崎　浩一

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

宮崎県宮崎市大字新名爪四三二五番地八

株式会社Ｓ・Ｏ・Ｇ

代表清算人　尾島　信一

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

沖縄県那覇市字国場一一七〇番地一六

有限会社真成建設

清算人　神谷　良子

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

沖縄県うるま市字喜屋武六〇三番地一二

株式会社リスタート琉球

代表清算人　長田小夜子

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

沖縄県沖縄市古謝二丁目七番二七号

合同会社Ｙ・ＴＥＣＨ

清算人　内間　安治

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年三月十九日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

栃木県足利市島田町八二二番地六

医療法人みくりや整形外科

清算人　鈴木　佑介

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年九月十二日開催の社員総会の決議並びにさいたま市長の認可により、令和八年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

埼玉県さいたま市南区文蔵三丁目二七番三号

医療法人屋成外科胃腸科医院

清算人　屋成　信行

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年十二月十六日開催の理事会及び評議委員会の決議により、令和八年三月三十日埼玉県知事の認可を受けて解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

埼玉県幸手市大字幸手三九三一

学校法人中村学園

代表清算人　並木　昭憲

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年三月四日、東京地方裁判所の解散命令の確定により解散しましたので、当法人に債権を有する方は、令和八年五月二十日から令和九年五月二十日までの間にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

東京都渋谷区松濤一丁目一番二号

清算法人世界平和統一家庭連合

清算人　伊藤　尚

解散公告（第一回）

当組合は、令和八年三月三十日開催の臨時組合総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

神奈川県愛甲郡愛川町三増一〇〇〇番地

農事組合法人中央養鶏愛川農場

清算人　彦坂　順

解散公告（第一回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

横浜市都筑区茅ケ崎中央五一番一号ベルヴィル茅ヶ崎三Ｆ

医療法人彰裕会

清算人　北條　秀人

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年三月二十九日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

新潟県新潟市東区南紫竹二丁目一番一四号

レジデンス南紫竹管理組合法人

清算人　相田　幸一

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年三月十七日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

三重県津市大門一〇番六号

医療法人双樹会

清算人　林　秀俊

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

山口県下関市清末鞍馬一丁目一〇番三七号

医療法人イーハ・トーヴ

清算人　中村　享代

解散公告（第一回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

鹿児島県奄美市名瀬長浜町一三番七号

医療法人中村歯科

清算人　中村　繁

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年三月十日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

北海道苫小牧市住吉町一丁目一番地四

医療法人社団鍋島皮膚科クリニック

清算人　鍋島加世子

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年三月六日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

北海道登別市富岸町二丁目二番地一八

医療法人社団さわだ整形外科

清算人　澤田　一二

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年十二月十三日開催の社員総会の決議並びに山形県知事の認可により、令和八年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

山形市小立三丁目一三番二五号

医療法人社団佐藤整形外科クリニック

清算人　佐藤　信彦

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年十月一日開催の社員総会の決議及び茨城県知事の認可により令和八年三月十九日解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

茨城県笠間市笠間一七九番地

医療法人太田皮フ科

清算人　太田　祐一

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年二月二十五日さいたま地方裁判所の命令により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

埼玉県朝霞市大字膝折六八番地

丸山教朝霞支教会

清算人　青山　隆治

解散公告（第三回）

当組合は、令和八年三月三十一日港区長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年四月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

東京都新宿区神楽坂一丁目一番地

イトーピア浜離宮マンション建替組合

代表清算人　林　俊幸

解散公告（第三回）

当組合は、令和八年三月二十五日横浜市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

神奈川県横浜市西区南幸二丁目一番二二号

横浜駅きた西口鶴屋地区市街地再開発組合

代表清算人　中山　久招

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年二月二十二日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年四月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

富山県射水市荒町一七二番地

農事組合法人荒町営農

清算人　大谷　幸二

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年二月二十二日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年四月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

富山県射水市串田一四八七番地二

農事組合法人宮新田

清算人　明地　宗孝

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年三月三十一日をもって解散しましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

静岡県浜松市中央区小豆餅二丁目一六番二五号

医療法人社団たつた

清算人　立田　朋子

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年二月六日三重県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年四月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

三重県多気郡多気町平谷六七七番地二

清算法人平谷・前村土地改良区

代表清算人　坂浦　正生

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年三月三十一日開催の社員総会の決議により、令和八年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

岡山県倉敷市老松町四丁目二番八号

医療法人雄栄会

清算人　角田加代子

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年十一月三十日開催の社員総会の決議並びに大分県知事の認可により、令和八年三月三十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します

令和八年四月二十二日

大分県臼杵市野津町大字野津市五一〇番地

医療法人野津第一内科医院

清算人　和田　輝美

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年三月十七日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十二日

大分県由布市湯布院町塚原七三〇番地

宗教法人法光寺

清算人　伊南　篤信

第43期決算公告　　令和８年３月25日
北海道札幌市中央区北１条西３丁目３番地
株式会社セイビ札幌
代表取締役社長　上嶋　真樹
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	173,029
	固定資産	15,234
	資産合計	**188,264**
負債及び純資産の部	流動負債	50,139
	固定負債	7,489
	負債合計	**57,629**
	株主資本	130,635
	資本金	10,000
	利益剰余金	120,635
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	118,135
	（うち当期純利益）	(5,622)
	純資産合計	**130,635**
	負債・純資産合計	**188,264**

社会福祉法人設立のお知らせ

当法人は、令和８年４月１日広島法務局に設立登記を完了し社会福祉法人広島市視覚障害者福祉協会がここに発足しましたのでお知らせします。

広島市東区光町二丁目九番二四号
社会福祉法人
広島市視覚障害者福祉協会
理事長　中神　誠

第 71 期 決 算 公 告

令和８年４月22日

栃木県栃木市沼和田町23番５号
岩下食品株式会社
代表取締役　岩下　和了

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和８年１月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,889,622	流動負債	665,780
固定資産	5,601,422	固定負債	100,000
		株主資本	9,725,264
		資本金	98,000
		資本剰余金	10,000
		資本準備金	10,000
		利益剰余金	10,301,264
		利益準備金	70,000
		その他利益剰余金	10,231,264
		（うち当期純利益）	(49,402)
		自己株式	△684,000
資産合計	**10,491,044**	**負債・純資産合計**	**10,491,044**

第 5 期 決 算 公 告

令和８年４月22日

福島県いわき市常磐三沢町傾城作１－２
インターナショナル・ケミカル・エンティティ・ジャパン株式会社
代表取締役　カイラッシュディープ・シャルマー

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,903,842	流動負債	1,727,965
固定資産	2,585,031	固定負債	1,023,059
		株主資本	3,737,849
		資本金	246,250
		資本剰余金	2,821,785
		資本準備金	2,821,785
		利益剰余金	669,814
		その他利益剰余金	669,814
		（当期純利益）	(263,549)
資産合計	**6,488,873**	**負債・純資産合計**	**6,488,873**

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第７条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

令和８年４月22日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①シャーメゾンショップ東京株式会社　②東京都知事(1)113220　③代表取締役　井邊剛　④東京都港区麻布十番４丁目１番８号マストライフ麻布十番２階　廃止した従たる事務所　神奈川県厚木市中町４－４－13浅岡ビル１階　⑤500万円　⑥東京都知事　⑦東京都港区麻布十番４丁目１番８号マストライフ麻布十番２階　シャーメゾンショップ東京株式会社　代表取締役　井邊剛

①宮沢開発合同会社　②中整特事第61号　③代表社員　一般社団法人宮沢開発　職務執行者　荒川和也　④東京都港区元赤坂一丁目１番７―1209号　株式会社赤坂国際会計内　⑤1000万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都港区元赤坂一丁目１番７―1209号　株式会社赤坂国際会計内　宮沢開発合同会社　代表社員　一般社団法人宮沢開発　職務執行者　荒川和也

①株式会社大京穴吹不動産　②国土交通大臣(8)4139　③代表取締役　森本秀樹　④東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目19番18号　廃止した従たる事務所　大分県大分市中央町二丁目9―24　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目19番18号　株式会社大京穴吹不動産　代表取締役　森本秀樹

①株式会社武田コーポレーション　②愛知県知事(1)25993　③代表取締役　武田潤也　④愛知県名古屋市港区藤前４丁目809番地　⑤1000万円　⑥愛知県知事　⑦愛知県名古屋市港区藤前４丁目809番地　株式会社武田コーポレーション　代表取締役　武田潤也

①株式会社サイネックス　②大阪府知事(1)62766　③代表取締役　村田吉優　④大阪府大阪市天王寺区上本町５丁目３番15号　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪府大阪市天王寺区上本町５丁目３番15号　株式会社サイネックス　代表取締役　村田吉優

①有限会社サクトリー　②大阪府知事(3)55762　③㊧代表取締役　福岡孝則　㊨代表取締役　川崎徳来　④㊧大阪府阪南市下出111番地の１　㊨広島市中区大手町一丁目７番21号　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦㊧大阪府阪南市下出111番地の１　㊨広島市中区大手町一丁目７番21号　有限会社サクトリー　㊧代表取締役　福岡孝則　㊨代表取締役　川崎徳来

①株式会社ＧＥＮＣＯ　②大阪府知事(2)59641　③代表取締役　山畠敬右　④大阪府大阪市鶴見区緑１丁目１番１号　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪府大阪市鶴見区緑１丁目１番１号　株式会社ＧＥＮＣＯ　代表取締役　山畠敬右

第15期決算公告　令和８年３月25日

埼玉県川口市幸町一丁目５番25号
株式会社セイビ埼玉
代表取締役社長　日下部浩一

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	933,294
	固定資産	20,825
	資産合計	**954,120**
負純資債及産のび部	流動負債	233,954
	固定負債	17,961
	株主資本	702,204
	資本金	20,000
	資本剰余金	5,820
	資本準備金	5,820
	利益剰余金	676,383
	その他利益剰余金	676,383
	（うち当期純利益）	(243,957)
	負債・純資産合計	**954,120**

第66期決算公告

令和８年４月22日
青森県弘前市駒越町58番地
株式会社松緑酒造
代表取締役社長　千田祐理子

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	124,989
	固定資産	243,316
	合計	**368,305**
負純資債及産のび部	流動負債	672,468
	固定負債	196,000
	株主資本	△500,162
	資本金	10,000
	利益剰余金	△510,162
	利益準備金	300
	その他利益剰余金	△510,462
	（うち当期純損失）	(54,897)
	合計	**368,305**

第40期決算公告　令和８年３月25日

北海道函館市亀田町７番16号
株式会社セイビ函館
代表取締役社長　飯野　雅市

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	74,711
	固定資産	1,588
	資産合計	**76,300**
負純資債及産のび部	流動負債	11,781
	固定負債	3,950
	負債合計	**15,731**
	株主資本	60,568
	資本金	10,000
	利益剰余金	50,568
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	48,068
	（うち当期純利益）	(1,884)
	純資産合計	**60,568**
	負債・純資産合計	**76,300**

第79期決算公告　令和８年３月27日

千葉県市原市八幡海岸通５番地４
赤星工業株式会社
代表取締役　伊藤　広一

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,954,422
	固定資産	2,026,004
	合計	**4,980,426**
負純資債及産のび部	流動負債	1,382,364
	固定負債	1,454,633
	株主資本	2,143,429
	資本金	50,000
	利益剰余金	2,103,859
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	2,091,359
	（うち当期純利益）	(19,046)
	自己株式	△10,430
	合計	**4,980,426**

第19期決算公告

令和８年４月22日
埼玉県新座市新座二丁目８番11号
株式会社進成
代表取締役　山本猪一郎

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	194
	固定資産	456
	資産合計	**651**
負純資債及産のび部	流動負債	78
	負債合計	**78**
	株主資本	573
	資本金	2
	利益剰余金	571
	その他利益剰余金	571
	（うち当期純利益）	(85)
	純資産合計	**573**
	負債・純資産合計	**651**

第10期決算公告　令和８年３月25日

埼玉県さいたま市浦和区岸町４－12－３
株式会社セイビさいたまサービス
代表取締役社長　日下部浩一

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	116,183
	固定資産	80
	資産合計	**116,264**
負純資債及産のび部	流動負債	14,095
	固定負債	8,114
	負債合計	**22,209**
	株主資本	94,054
	資本金	10,000
	利益剰余金	84,054
	その他利益剰余金	84,054
	（うち当期純損失）	(9,356)
	純資産合計	**94,054**
	負債・純資産合計	**116,264**

第10期決算公告　令和８年４月22日

東京都中央区日本橋本町二丁目２番２号
ラボ・デザインシステムズ株式会社
代表取締役　松村　勝弘

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	135,846
	資産合計	**135,846**
負純資債及産のび部	流動負債	34,127
	負債合計	**34,127**
	株主資本	101,718
	資本金	50,000
	資本剰余金	50,000
	資本準備金	50,000
	利益剰余金	1,718
	その他利益剰余金	1,718
	（うち当期純利益）	(28,484)
	純資産合計	**101,718**
	負債・純資産合計	**135,846**

第６期決算公告　令和８年４月22日

東京都港区赤坂一丁目12番32号
株式会社ＣｏｅＦｏｎｔ
代表取締役　早川　尚吾

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	224,001
	固定資産	173,048
	資産合計	**397,050**
負純資債及産のび部	流動負債	469,717
	株主資本	△72,737
	資本金	154,058
	資本剰余金	154,058
	資本準備金	154,058
	利益剰余金	△380,853
	その他利益剰余金	△380,853
	（うち当期純損失）	(203,037)
	新株予約権	69
	負債・純資産合計	**397,050**

第17期決算公告　令和８年４月22日

東京都千代田区大手町一丁目６番１号
大手町ビル
ウェスチングハウス・エレクトリック・ジャパン株式会社
代表取締役　シンガン・リウ

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,590,620
	固定資産	75,997
	資産合計	**1,666,617**
負純資債及産のび部	流動負債	801,713
	固定負債	75,175
	（退職給付引当金）	(75,175)
	株主資本	789,730
	資本金	300,010
	利益剰余金	489,720
	その他利益剰余金	489,720
	（うち当期純利益）	(138,697)
	負債・純資産合計	**1,666,617**

第10期決算公告　令和８年４月22日

東京都中央区日本橋三丁目９番１号
日本橋三丁目スクエア11階
Gallup Japan株式会社
代表取締役　ケネス・アンダーセン

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	721,768,655
	固定資産	40,913,866
	資産合計	**762,682,521**
負純資債及産のび部	流動負債	458,092,535
	株主資本	304,589,986
	資本金	100,000
	利益剰余金	304,489,986
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	304,464,986
	（うち当期純利益）	(42,283,259)
	負債・純資産合計	**762,682,521**

第１期決算公告

令和８年４月22日
東京都中央区日本橋三丁目９番１号
日本橋三丁目スクエア11階
StackAdapt Japan株式会社
代表取締役　山口　武

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	176,297,287
	資産合計	**176,297,287**
負純資債及産のび部	流動負債	163,332,681
	有給休暇引当金	778,213
	株主資本	12,964,606
	資本金	5,000,000
	資本剰余金	5,000,000
	資本準備金	5,000,000
	利益剰余金	2,964,606
	その他利益剰余金	2,964,606
	（うち当期純利益）	(2,964,606)
	負債・純資産合計	**176,297,287**

第１期決算公告

令和８年４月22日
東京都港区北青山三丁目13番12号
ＬｅｓＳｔａ北青山地下１階
ナイアンティックスペーシャル株式会社
代表取締役　村井　説人

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	114,059,067
	固定資産	57,423,507
	資産合計	**171,482,574**
負純資債及産のび部	流動負債	147,123,249
	賞与引当金	8,796,110
	固定負債	17,457,453
	株主資本	6,901,872
	資本金	3,000,000
	利益剰余金	3,901,872
	その他利益剰余金	3,901,872
	（うち当期純利益）	(3,901,872)
	負債・純資産合計	**171,482,574**

第13期決算公告　令和８年４月22日
東京都港区愛宕二丁目５番１号
愛宕グリーンヒルズＭＯＲＩタワー39階
ティー・シー・パートナーズ株式会社
代表取締役　山田真樹生
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	715,339
	固定資産	242,562
	資産合計	957,901
負純資債及産のび部	流動負債	298,728
	負債合計	298,728
	株主資本	659,173
	資本金	100
	利益剰余金	659,073
	その他利益剰余金	659,073
	（うち当期純利益）	(324,122)
	純資産合計	659,173
	負債・純資産合計	957,901

第26期決算公告　2026年４月22日
東京都世田谷区太子堂４丁目１番１号
株式会社ニコリオ
貸借対照表の要旨（2025年12月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	1,652,539,187
	固定資産	115,524,576
	繰延資産	3,500,000
	資産合計	1,771,563,763
負純資債及産のび部	流動負債	463,470,799
	固定負債	80,000
	株主資本	1,308,012,964
	資本金	100,000,000
	資本剰余金	57,972,252
	利益剰余金	1,713,749,056
	利益準備金	5,000,000
	その他利益剰余金	1,708,749,056
	（うち当期純損失）	(471,004,585)
	自己株式	△563,708,344
	負債・純資産合計	1,771,563,763

第62期決算公告
令和８年４月22日
東京都世田谷区祖師谷一丁目５番21号
株式会社松下商会
代表取締役　松下　成悟
貸借対照表の要旨
（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	261,531
	固定資産	1,309,025
	資産合計	1,570,557
負純資債及産のび部	流動負債	422,081
	固定負債	925,569
	株主資本	222,906
	資本金	10,000
	利益剰余金	212,906
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	210,406
	（うち当期純利益）	(36,118)
	負債・純資産合計	1,570,557

第33期決算公告　令和８年３月25日
東京都中央区日本橋人形町三丁目３番３号
株式会社セイビ・ビルシステム
代表取締役社長　荒谷　竜巳
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	160,352
	固定資産	710
	資産合計	161,062
負純資債及産のび部	流動負債	95,527
	負債合計	95,527
	株主資本	65,534
	資本金	20,000
	利益剰余金	45,534
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	43,034
	（うち当期純利益）	(16,249)
	純資産合計	65,534
	負債・純資産合計	161,062

第６期決算公告　令和８年３月19日
東京都中央区日本橋人形町三丁目３番３号
株式会社セイビホールディングス
代表取締役社長　葉師寺史治
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	705
	固定資産	8,206
	資産合計	8,911
負純資債及産のび部	流動負債	16
	固定負債	2
	株主資本	8,893
	資本金	60
	資本剰余金	6,932
	その他資本剰余金	6,932
	利益剰余金	1,901
	利益準備金	11
	その他利益剰余金	1,889
	（うち当期純利益）	(965)
	負債・純資産合計	8,911

第11期決算公告　令和８年３月31日
東京都港区海岸一丁目７番１号
Cinarra Systems Japan株式会社
代表取締役　藤平　大輔
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,030,193
	固定資産	6,400
	資産合計	1,036,594
負純資債及産のび部	流動負債	757,193
	（内有給休暇引当金）	(16,599)
	（内賞与引当金）	(32,433)
	株主資本	279,400
	資本金	270,010
	資本剰余金	269,990
	資本準備金	269,990
	利益剰余金	△ 260,599
	その他利益剰余金	△ 260,599
	（内当期純利益）	(113,307)
	負債・純資産合計	1,036,594

第13期決算公告　令和８年４月22日
東京都港区六本木七丁目３番12号
ＡＲＣＨＩＰＥＬＡＧＯ株式会社
代表取締役　菅原　匡史
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	186,540
	固定資産	19,391
	繰延資産	1,689
	合計	207,621
負純資債及産のび部	流動負債	58,631
	（うち賞与引当金）	(4,769)
	固定負債	112,092
	株主資本	36,898
	資本金	10,000
	利益剰余金	37,813
	その他利益剰余金	37,813
	（うち当期純利益）	(9,045)
	自己株式	△ 10,915
	合計	207,621

第14期決算公告　令和８年３月31日
東京都渋谷区南平台町５番６号
渋谷宮下町リアルティ株式会社
代表取締役　三品　貴仙
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	4,973,534
	固定資産	11,654,760
	合計	16,628,294
負純資債及産のび部	流動負債	9,595,702
	固定負債	6,540,537
	株主資本	492,055
	資本金	100,000
	資本剰余金	600,000
	資本準備金	600,000
	利益剰余金	△ 207,945
	その他利益剰余金	△ 207,945
	（うち当期純損失）	(2,979)
	合計	16,628,294

第20期決算公告　令和８年３月25日
東京都中央区日本橋人形町三丁目３番３号
株式会社セイビ・ホテルサービス
代表取締役社長　佐藤　栄一
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	583,843
	固定資産	1,251
	資産合計	585,094
負純資債及産のび部	流動負債	267,239
	負債合計	267,239
	株主資本	317,855
	資本金	20,000
	利益剰余金	297,855
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	292,855
	（うち当期純利益）	(145,705)
	純資産合計	317,855
	負債・純資産合計	585,094

第20期決算公告　令和８年４月22日
東京都港区赤坂五丁目３番１号
赤坂Ｂｉｚタワー30階
Ｔｏｒａ　Ｔｒａｄｉｎｇ　Ｓｅｒｖｉｃｅｓ株式会社
代表取締役　西野　公康
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	426,794
	合計	426,794
負純資債及産のび部	流動負債	34
	株主資本	348,969
	資本金	5,000
	利益剰余金	343,969
	その他利益剰余金	343,969
	（うち当期純損失）	(104,656)
	新株予約権	77,790
	合計	426,794

第10期決算公告
2026年４月22日
東京都港区元赤坂一丁目１番７号
株式会社今治西条成長事業支援ファンド
代表取締役　西岡　賢
貸借対照表の要旨
（2025年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	31,354
	固定資産	40,756
	合計	72,111
負純資債及産のび部	流動負債	58,405
	固定負債	12,000
	株主資本	1,705
	資本金	500
	利益剰余金	1,205
	その他利益剰余金	1,205
	（うち当期純利益）	(132)
	合計	72,111

第２期決算公告　令和８年４月22日
東京都台東区浅草橋四丁目８番５号
株式会社Cavagna Group Japan
代表取締役　橋本　博文
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	16,449
	固定資産	72
	合計	16,521
負純資債及産のび部	流動負債	1,675
	固定負債	—
	株主資本	14,846
	資本金	10,000
	資本剰余金	24,048
	資本準備金	24,048
	利益剰余金	△ 19,201
	その他利益剰余金	△ 19,201
	（うち当期純損失）	(18,642)
	合計	16,521

第 28 期決算公告　令和８年４月22日
岐阜県可児市塩河2232番地
株式会社千趣会ロジスティクスサービス
代表取締役　福井　広朗
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	76,712
	固定資産	7,317
	資産合計	84,029
負債及び純資産の部	流動負債	95,790
	賞与引当金	15,046
	固定負債	108,000
	株主資本	△119,761
	資本金	100,000
	利益剰余金	△219,761
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	△244,761
	（うち当期純利益）	（43,002）
	負債・純資産合計	84,029

第 13 期決算公告　令和８年４月22日
東京都台東区寿三丁目15番12号
株式会社千趣会チャイルドケア
代表取締役　森下　久子
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	399,765
	固定資産	395,912
	資産合計	795,677
負債及び純資産の部	流動負債	406,645
	固定負債	134,453
	株主資本	254,579
	資本金	100,000
	資本剰余金	100,000
	資本準備金	100,000
	利益剰余金	54,579
	その他利益剰余金	54,579
	（うち当期純利益）	（57,830）
	負債・純資産合計	795,677

第 4 期決算公告　2026年４月22日
東京都中央区新川一丁目16番３号
セグエセキュリティ株式会社
代表取締役　子川　英昭
貸借対照表の要旨（2025年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	165,329
	固定資産	5,693
	資産合計	171,022
負債及び純資産の部	流動負債	165,067
	固定負債	4,306
	（うち退職給付引当金）	（4,001）
	（うち株式給付引当金）	（305）
	株主資本	1,648
	資本金	40,000
	利益剰余金	△38,351
	その他利益剰余金	△38,351
	（うち当期純損失）	（31,579）
	負債・純資産合計	171,022

第 61 期決算公告　令和８年３月２日
大阪市中央区久太郎町三丁目６番８号
御堂筋ダイワビル８階
常盤興産株式会社
代表取締役社長　岩崎　裕司
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	557,135
	固定資産	1,500,302
	合計	2,057,437
負債及び純資産の部	流動負債	157,120
	固定負債	1,284,709
	株主資本	615,607
	資本金	50,000
	利益剰余金	676,090
	その他利益剰余金	676,090
	（うち当期純利益）	（25,297）
	自己株式	△　110,483
	合計	2,057,437

第 30 期決算公告　令和８年４月22日
滋賀県大津市雄琴六丁目１番６号
株式会社緑水亭
代表取締役　金子　憲之
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	551,764
	固定資産	2,500,718
	合計	3,052,483
負債及び純資産の部	流動負債	149,607
	固定負債	2,513,490
	株主資本	389,386
	資本金	50,000
	資本剰余金	20,000
	利益剰余金	341,386
	利益準備金	1,440
	その他利益剰余金	339,946
	（うち当期純利益）	（33,063）
	自己株式	△22,000
	合計	3,052,483

第 66 期決算公告
令和８年４月21日
愛知県日進市浅田平子一丁目261番地
中央研削工業株式会社
代表取締役　窪田　喜文
貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	269,976
	固定資産	83,111
	合計	353,087
負債及び純資産の部	流動負債	23,909
	固定負債	2,355
	株主資本	326,822
	資本金	10,000
	利益剰余金	316,822
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	314,322
	（うち当期純利益）	（18,951）
	合計	353,087

第 73 期決算公告
令和８年３月23日
大阪府東大阪市森河内西１丁目６番30号
若井ホールディングス株式会社
代表取締役　若井　俊宏
貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	4,087,530
	固定資産	5,666,710
	合計	9,754,240
負債及び純資産の部	流動負債	1,751,620
	固定負債	33,722
	株主資本	7,968,899
	資本金	98,000
	利益剰余金	7,870,899
	利益準備金	24,500
	その他利益剰余金	7,846,399
	（うち当期純利益）	（190,698）
	合計	9,754,240

第 17 期決算公告
令和８年３月30日
大阪市西成区玉出西２丁目16番21号
ワイズプロダクツ株式会社
代表取締役　吉井　裕司
貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	56,831
	固定資産	42,169
	合計	99,000
負債及び純資産の部	流動負債	132,701
	固定負債	107,494
	株主資本	△　141,195
	資本金	10,000
	利益剰余金	△　151,195
	（その他利益剰余金）	（△　151,195）
	（うち当期純損失）	（21,901）
	合計	99,000

第 76 期決算公告　令和８年３月30日
大阪市西成区玉出西２丁目16番21号
和伸工業株式会社
代表取締役　吉井　裕司
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,396,534
	固定資産	2,434,080
	合計	4,830,614
負債及び純資産の部	流動負債	1,561,616
	固定負債	2,356,077
	株主資本	912,921
	資本金	99,100
	資本剰余金	10,000
	（資本準備金）	（10,000）
	利益剰余金	803,821
	（利益準備金）	（22,275）
	（その他利益剰余金）	（781,546）
	（うち当期純損失）	（94,397）
	合計	4,830,614

第 54 期決算公告
令和８年４月22日
大阪市西区南堀江３丁目12番21号
旭ビル２階
有吉電機工業株式会社
代表取締役　井上　達夫
貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	916,246
	固定資産	61,106
	合計	977,352
負債及び純資産の部	流動負債	156,275
	固定負債	58,350
	株主資本	762,727
	資本金	20,000
	利益剰余金	742,727
	利益準備金	5,066
	その他利益剰余金	737,661
	（うち当期純利益）	（15,548）
	合計	977,352

第 52 期決算公告　2026年４月22日
大阪府吹田市江の木町21番４号
株式会社キンキ酸器
代表取締役社長　阿久津正和
貸借対照表の要旨（2026年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	768,534
	固定資産	805,052
	合計	1,573,587
負債及び純資産の部	流動負債	894,803
	固定負債	292,991
	株主資本	378,191
	資本金	15,100
	利益剰余金	363,091
	利益準備金	3,775
	その他利益剰余金	359,316
	（うち当期純利益）	（159,313）
	評価・換算差額等	7,600
	有価証券評価差額金	7,600
	合計	1,573,587

第 11 期決算公告
令和８年３月23日
大阪府東大阪市森河内西１丁目６番30号
若井産業株式会社
代表取締役　若井　俊宏
貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	11,334,617
	固定資産	594,605
	合計	11,929,221
負債及び純資産の部	流動負債	962,622
	株主資本	10,966,599
	資本金	98,000
	資本剰余金	2,737,889
	資本準備金	2,737,889
	利益剰余金	8,130,710
	その他利益剰余金	8,130,710
	（うち当期純利益）	（796,871）
	合計	11,929,221

第９期決算公告

令和８年４月22日
神戸市中央区東町123番地の１
株式会社セブンキャピタル
代表取締役　加藤　豊章

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	150,941
	固定資産	1,362,916
	合計	1,513,858
負純資債産及のび部	流動負債	16,507
	固定負債	1,309,388
	株主資本	187,961
	資本金	1,000
	利益剰余金	186,961
	その他利益剰余金	186,961
	（うち当期純利益）	(22,932)
	合計	1,513,858

第26期決算公告

令和８年４月22日
大阪市北区同心一丁目６番23号
千趣会コールセンター株式会社
代表取締役　小泉　敦

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	238,389
	固定資産	10,258
	資産合計	248,648
負純資債産及のび部	流動負債	252,266
	賞与引当金	15,845
	固定負債	17,200
	株主資本	△20,818
	資本金	60,000
	利益剰余金	△80,818
	利益準備金	15,000
	その他利益剰余金	△95,818
	（うち当期純損失）	(98,991)
	負債・純資産合計	248,648

第26期決算公告

令和８年４月22日
大阪市北区同心一丁目６番23号
株式会社千趣会イイハナ
代表取締役　大久保恵子

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	132,496
	固定資産	52,700
	資産合計	185,197
負純資債産及のび部	流動負債	121,958
	固定負債	19,386
	退職給付引当金	6,010
	株主資本	43,852
	資本金	50,000
	利益剰余金	△6,147
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	△18,647
	（うち当期純損失）	(24,960)
	負債・純資産合計	185,197

第30期決算公告

令和８年３月30日
香川県高松市天神前４番31号
オリーブ美家工業株式会社
代表取締役社長　端山　勲

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	699
	固定資産	229
	資産合計	929
負純資債産及のび部	流動負債	443
	固定負債	68
	株主資本	416
	資本金	20
	利益剰余金	401
	利益準備金	5
	その他利益剰余金	396
	（うち当期純利益）	(51)
	自己株式	△ 4
	負債・純資産合計	929

第41期決算公告

令和８年４月21日
山口県防府市大字浜方415番地15
防府ポートビル株式会社
代表取締役　金子　隆義

貸借対照表の要旨
（令和８年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	29,188
	固定資産	95,579
	合計	124,768
負純資債産及のび部	流動負債	7,663
	固定負債	26,176
	株主資本	90,927
	資本金	26,200
	利益剰余金	64,727
	その他利益剰余金	64,727
	（うち当期純利益）	(3,521)
	合計	124,768

第11期決算公告

令和８年４月22日
神戸市中央区東町123番地の１
堂島ロック株式会社
代表取締役　加藤　豊章

貸借対照表の要旨
（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	5,480
	固定資産	127,160
	合計	132,640
負純資債産及のび部	流動負債	76
	株主資本	132,564
	資本金	1,000
	利益剰余金	131,564
	その他利益剰余金	131,564
	（うち当期純利益）	(232)
	合計	132,640

第42期決算公告

令和８年３月27日
北海道虻田郡ニセコ町字ニセコ480番地１
株式会社ホテルアンヌプリ
代表取締役社長　長田　晋

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	427,915
	固定資産	1,102,076
	繰延資産	—
	合計	1,529,992
負純資債産及のび部	流動負債	216,071
	固定負債	20,433
	株主資本	1,293,488
	資本金	50,000
	資本剰余金	12,500
	利益剰余金	1,230,988
	その他利益剰余金	1,230,988
	（うち当期純利益）	(104,727)
	合計	1,529,992

第16期決算公告

令和８年３月27日
東京都目黒区上目黒一丁目18番11号
サフィールホテルズ株式会社
代表取締役社長　長田　晋

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	42,926
	固定資産	56,102
	繰延資産	—
	合計	99,028
負純資債産及のび部	流動負債	6,143
	固定負債	110,148
	株主資本	△17,262
	資本金	5,000
	資本剰余金	—
	利益剰余金	△22,262
	その他利益剰余金	△22,262
	（うち当期純損失）	(6,748)
	合計	99,028

第36期決算公告

令和８年３月27日
沖縄県宜野湾市真志喜四丁目１番１号
株式会社ラグナガーデンホテル
代表取締役社長　長田　晋

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	590,943
	固定資産	282,524
	繰延資産	—
	合計	873,467
負純資債産及のび部	流動負債	588,077
	固定負債	920,167
	株主資本	△634,777
	資本金	50,000
	資本剰余金	—
	利益剰余金	△684,777
	その他利益剰余金	△684,777
	（うち当期純利益）	(150,541)
	合計	873,467

第12期決算公告

令和８年３月27日
北海道虻田郡洞爺湖町清水336番地
株式会社ザ・ウィンザー・ホテルズインターナショナル
代表取締役社長　長田　晋

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	534,401
	固定資産	746,173
	繰延資産	—
	合計	1,280,575
負純資債産及のび部	流動負債	1,302,114
	固定負債	57,086
	株主資本	△78,625
	資本金	2,000
	資本剰余金	512,885
	利益剰余金	△593,511
	その他利益剰余金	△593,511
	（うち当期純損失）	(439,750)
	合計	1,280,575

第13期決算公告

令和８年３月27日
兵庫県神戸市垂水区東舞子町18番11号
サフィールリゾート株式会社
代表取締役社長　長田　晋

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	435,496
	固定資産	47,015
	合計	482,511
負純資債産及のび部	流動負債	1,174,306
	固定負債	101,448
	株主資本	△794,822
	資本金	50,000
	利益剰余金	△844,822
	その他利益剰余金	△844,822
	評価・換算差額等	1,578
	その他有価証券評価差額金	1,578
	（うち当期純損失）	(195,056)
	合計	482,511

第16期決算公告

令和８年３月27日
北海道稚内市開運一丁目２番２号
株式会社稚内観光開発
代表取締役社長　長田　晋

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	392,104
	固定資産	58,205
	繰延資産	—
	合計	450,310
負純資債産及のび部	流動負債	88,932
	固定負債	2,000
	株主資本	359,377
	資本金	50,000
	資本剰余金	—
	利益剰余金	309,377
	その他利益剰余金	309,377
	（うち当期純利益）	(62,341)
	合計	450,310

第１期決算公告

令和８年４月22日
東京都港区六本木一丁目６番１号
泉ガーデンタワーＫＰＭＧ税理士法人内
大雪山一般社団法人
代表理事　中金　春樹

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,109
	固定資産	100
	合計	1,209
負債及び純資産の部	流動負債	33
	負債合計	33
	基金	1,210
	利益剰余金	△33
	（うち当期純損失）	(33)
	純資産合計	1,176
	合計	1,209

第２期決算公告

令和８年４月22日
東京都中央区日本橋三丁目９番１号
日本橋三丁目スクエア11階
Ｏｃｔａｖｅ一般社団法人
代表理事　高橋　隆敏

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	872,283
	固定資産	175,000
	合計	1,047,283
負債及び純資産の部	流動負債	89,594
	負債合計	89,594
	基金	2,500,000
	利益剰余金	△1,542,311
	（うち当期純損失）	(1,536,511)
	純資産合計	957,689
	合計	1,047,283

第３期決算公告

令和８年４月22日
札幌市白石区平和通15丁目北１番21号
一般財団法人キノルド杉本惠昭記念財団
代表理事　杉本　惠昭

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	51,749
	固定資産	10,000
	合計	61,749
負債及び正味財産の部	流動負債	—
	負債合計	—
	指定正味財産	10,000
	（基本財産充当額）	(10,000)
	一般正味財産	51,749
	正味財産合計	61,749
	合計	61,749

第45期決算公告

令和８年４月22日
東京都港区芝浦三丁目４番１号
グランパークタワー
熊本オキシトン株式会社
代表取締役　中筋　健介

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	217,415
	固定資産	500
	合計	217,915
負債及び純資産の部	流動負債	24,823
	株主資本	193,092
	資本金	100,000
	利益剰余金	93,092
	利益準備金	160
	その他利益剰余金	92,932
	（うち当期純利益）	(5,518)
	合計	217,915

第３期決算公告

2026年４月22日
福島県相馬市玉野字町74
株式会社ＣＴＩアセンド
代表取締役　野見山尚志

貸借対照表の要旨（2025年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	177,764
	固定資産	306,715
	合計	484,480
負債及び純資産の部	流動負債	25,568
	固定負債	408,537
	株主資本	50,374
	資本金	100,000
	利益剰余金	△49,625
	その他利益剰余金	△49,625
	（うち当期純損失）	(22,814)
	合計	484,480

第36期決算公告

令和８年３月25日
北海道北広島市輪厚中央５丁目２番地７
株式会社古沢商会
代表取締役　高塲　生也

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	331
	固定資産	228
	合計	559
負債及び純資産の部	流動負債	18
	株主資本	541
	資本金	20
	利益剰余金	521
	その他利益剰余金	521
	（うち当期純利益）	(61)
	合計	559

第29期決算公告

令和８年４月22日
東京都港区芝浦三丁目４番１号
グランパークタワー
内浦ガスセンター株式会社
代表取締役　永田　悟史

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	31,633
	固定資産	1,761
	合計	33,394
負債及び純資産の部	流動負債	13,593
	株主資本	19,801
	資本金	10,000
	利益剰余金	9,801
	その他利益剰余金	9,801
	（うち当期純利益）	(1,391)
	合計	33,394

第56期決算公告

令和８年４月22日
東京都港区芝浦三丁目４番１号
グランパークタワー
川崎オキシトン株式会社
代表取締役　大平　透

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	521,202
	固定資産	8,482
	合計	529,684
負債及び純資産の部	流動負債	193,504
	株主資本	336,180
	資本金	250,000
	利益剰余金	86,180
	利益準備金	2,800
	その他利益剰余金	83,380
	（うち当期純利益）	(21,519)
	合計	529,684

第57期決算公告

令和８年４月22日
東京都港区芝浦三丁目４番１号
グランパークタワー
株式会社水島オキシトン
代表取締役　大平　透

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	429,293
	固定資産	53,698
	合計	482,991
負債及び純資産の部	流動負債	184,014
	株主資本	298,977
	資本金	200,000
	利益剰余金	98,977
	利益準備金	13,890
	その他利益剰余金	85,087
	（うち当期純利益）	(17,439)
	合計	482,991

第９期決算公告

令和８年３月27日
東京都千代田区大手町一丁目２番１号
昭石インターナショナル株式会社
代表取締役　横山　俊文

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	119,132
	固定資産	6,455
	資産合計	125,587
負債及び純資産の部	流動負債	26,860
	株主資本	98,727
	資本金	10,000
	利益剰余金	88,727
	その他利益剰余金	88,727
	（うち当期純利益）	(6,576)
	負債・純資産合計	125,587

第20期決算公告

2026年４月22日
東京都千代田区丸の内１丁目６番５号
株式会社ローン・スター・ジャパン・アクイジッションズ
代表取締役　松永　光生

貸借対照表の要旨（2025年12月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	2,736
	固定資産	121
	資産合計	2,857
負債及び純資産の部	流動負債	5,603
	固定負債	574
	退職給付引当金	549
	株主資本	△3,321
	資本金	10
	利益剰余金	△3,331
	その他利益剰余金	△3,331
	（うち当期純損失）	(11)
	負債・純資産合計	2,857

第16期決算公告

令和８年４月22日
東京都武蔵野市御殿山一丁目５番６号
スナップディッシュ株式会社
代表取締役　舟田　善

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（円）
資産の部	流動資産	23,379,383
	固定資産	721,004
	合計	24,100,387
負債及び純資産の部	流動負債	40,514,296
	固定負債	104,971,533
	株主資本	△121,385,442
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	△131,385,442
	その他利益剰余金	△131,385,442
	（うち当期純利益）	(36,207)
	合計	24,100,387

第９期決算公告

令和８年３月13日
東京都港区南青山５丁目９番19号
株式会社ライツ・アンド・ブランズ
代表取締役社長　伊東久美子

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	862,209
	固定資産	512,731
	資産合計	**1,374,941**
負債及び純資産の部	流動負債	505,238
	（うち賞与引当金）	(41,747)
	固定負債	57,969
	株主資本	811,732
	資本金	45,000
	資本剰余金	39,470
	資本準備金	39,470
	利益剰余金	727,262
	その他利益剰余金	727,262
	（うち当期純利益）	(89,515)
	負債・純資産合計	**1,374,941**

第１期決算公告

令和８年４月22日
東京都千代田区丸の内一丁目11番１号パシフィックセンチュリープレイス丸の内13階
Capital Com Securities Japan株式会社
代表取締役　保呂田貞行

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	3,823,261
	固定資産	1,275,356
	資産合計	**5,098,617**
負債及び純資産の部	流動負債	16,305,929
	株主資本	△11,207,312
	資本金	1
	利益剰余金	△11,207,313
	その他利益剰余金	△11,207,313
	（うち当期純損失）	(11,207,313)
	負債・純資産合計	**5,098,617**

第13期決算公告

令和８年３月27日
東京都千代田区大手町一丁目２番１号
昭石オーバーシーズ＆インベストメント株式会社
代表取締役　横山　俊文

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	296,907
	固定資産	2,265,329
	資産合計	**2,562,236**
負債及び純資産の部	株主資本	2,562,236
	資本金	10,000
	資本剰余金	2,552,000
	資本準備金	2,500
	その他資本剰余金	2,549,500
	利益剰余金	236
	その他利益剰余金	236
	（うち当期純利益）	(236)
	負債・純資産合計	**2,562,236**

第11期決算公告

令和８年３月27日
東京都新宿区西新宿三丁目20番２号
株式会社デジタルハーツクロスTokyo
代表取締役　張　　碩

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,089,129
	資産合計	**1,089,129**
負債及び純資産の部	流動負債	974,369
	株主資本	114,760
	資本金	25,000
	資本剰余金	25,000
	その他資本剰余金	25,000
	利益剰余金	64,760
	その他利益剰余金	64,760
	（うち当期純利益）	(44,520)
	負債・純資産合計	**1,089,129**

第26期決算公告

2026年４月22日
東京都港区芝公園一丁目３番８号
株式会社ｌｄｅｓ
代表取締役　原田　洋一

貸借対照表の要旨（2025年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	197,511
	固定資産	7,038
	資産合計	**204,550**
負債及び純資産の部	流動負債	11,296
	賞与引当金	334
	固定負債	40,646
	退職給付引当金	15,638
	役員退職慰労引当金	25,008
	株主資本	152,606
	資本金	80,000
	利益剰余金	72,606
	その他利益剰余金	72,606
	（うち当期純損失）	(41,351)
	負債・純資産合計	**204,550**

第42期決算公告

令和８年３月16日
東京都港区芝大門二丁目10番12号
株式会社ユニケソフトウェアリサーチ
代表取締役　大石　憲司

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,170,929
	固定資産	174,909
	資産合計	**1,345,839**
負債及び純資産の部	流動負債	728,381
	固定負債	422,926
	株主資本	194,531
	資本金	30,000
	資本剰余金	216,939
	利益剰余金	3,247,591
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	3,242,591
	（うち当期純利益）	(260,281)
	自己株式	△3,300,000
	負債・純資産合計	**1,345,839**

第５期決算公告

令和８年３月31日
東京都港区西新橋一丁目３番１号
ＭＨＣリニューアブルネットワークス株式会社
代表取締役　鶴見　仁嗣

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	1,092
	固定資産	2,214
	資産合計	**3,306**
負債及び純資産の部	流動負債	818
	固定負債	2,300
	株主資本	188
	資本金	100
	資本剰余金	100
	資本準備金	100
	利益剰余金	△12
	その他利益剰余金	△12
	（うち当期純利益）	(37)
	負債・純資産合計	**3,306**

第62期決算公告

令和８年３月27日
東京都中央区築地４－１－１東劇ビル６Ｆ
松竹ショウビズスタジオ株式会社
代表取締役社長　高橋　夏樹

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	212,281
	固定資産	36,044
	資産合計	**248,326**
負債及び純資産の部	流動負債	45,654
	固定負債	103,175
	負債合計	**148,829**
	株主資本	99,496
	資本金	10,000
	利益剰余金	89,496
	利益準備金	1,800
	その他利益剰余金	87,696
	（うち当期純利益）	(25,372)
	純資産合計	**99,496**
	負債・純資産合計	**248,326**

第21期決算公告

令和８年２月27日
東京都文京区本郷三丁目４番６号
株式会社オトバンク
代表取締役　久保田裕也

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	544,887
	固定資産	31,672
	資産合計	**576,559**
負債及び純資産の部	流動負債	494,574
	固定負債	4,702
	株主資本	77,283
	資本金	100,000
	資本剰余金	73,526
	資本準備金	73,526
	利益剰余金	△96,242
	その他利益剰余金	△96,242
	（うち当期純利益）	(42,816)
	負債・純資産合計	**576,559**

第６期決算公告

令和８年３月19日
東京都千代田区富士見一丁目８番19号
株式会社ヘルスケアコンサルティング
代表取締役　小久保欣哉

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	105,118
	固定資産	2,790
	資産合計	**107,908**
負債及び純資産の部	流動負債	37,582
	負債合計	**37,582**
	株主資本	70,325
	資本金	20,000
	利益剰余金	50,325
	その他利益剰余金	50,325
	（うち当期純利益）	(10,084)
	純資産合計	**70,325**
	負債・純資産合計	**107,908**

第20期決算公告

令和８年４月22日
東京都中央区京橋一丁目２番５号
ベカルトジャパン株式会社
代表取締役　作田　恭一

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	3,863,389
	固定資産	82,153
	資産合計	**3,945,542**
負債及び純資産の部	流動負債	2,828,330
	賞与引当金	9,111
	その他	2,819,218
	固定負債	150,392
	退職給付引当金	150,392
	株主資本	966,819
	資本金	301,000
	利益剰余金	665,819
	その他利益剰余金	665,819
	（うち当期純利益）	(87,697)
	負債・純資産合計	**3,945,542**

第47期決算公告

令和８年３月31日
東京都港区元赤坂一丁目２番７号
株式会社ＤＣＳ
代表取締役　アマン・マルコ

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	179,548
	固定資産	5,575
	資産合計	**185,123**
負債及び純資産の部	流動負債	71,228
	株主資本	113,896
	資本金	30,000
	利益剰余金	83,896
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	76,396
	（うち当期純利益）	(51,207)
	負債・純資産合計	**185,123**

第 10 期 決 算 公 告

令和８年４月22日

東京都港区赤坂五丁目２番20号赤坂パークビル18階

Camelot Professional株式会社

代表取締役　ジャック・アシュレイ・ホワイト

貸 借 対 照 表 の 要 旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	75	流動負債	1,244,749
固定資産	3,209,411	固定負債	2,497,121
		株主資本	△532,384
		資本金	415,712
		資本剰余金	415,702
		資本準備金	415,702
		利益剰余金	△1,363,798
		繰越利益剰余金	△1,363,798
		（うち当期純損失）	（244,644）
資産合計	3,209,486	負債・純資産合計	3,209,486

第 5 期 決 算 公 告

令和８年４月22日　東京都千代田区丸の内一丁目９番２号 グラントウキョウサウスタワー６階

ジャズファーマシューティカルズジャパン株式会社

代表取締役　篠原　久治

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	537,232,236	流動負債	460,478,483
固定資産	256,339,803	有給休暇引当金	24,840,464
		賞与引当金	63,660,754
		退職給与引当金	35,313,213
		株主資本	333,093,556
		資本金	2,500,000
		資本剰余金	233,495,987
		資本準備金	2,500,000
		その他資本剰余金	230,995,987
		利益剰余金	97,097,569
		その他利益剰余金	97,097,569
		（うち当期純利益）	（29,007,205）
資産合計	793,572,039	負債・純資産合計	793,572,039

第 25 期 決 算 公 告

2026年４月22日

東京都中央区新川一丁目16番３号

株式会社テクノクリエイション

代表取締役　小越　浩二

貸借対照表の要旨　（2025年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	374,738	流動負債	159,462
固定資産	81,073	固定負債	62,730
		（うち退職給付引当金）	（62,730）
		株主資本	230,909
		資本金	40,000
		利益剰余金	190,909
		利益準備金	10,000
		その他利益剰余金	180,909
		（うち当期純損失）	（62,786）
		評価・換算差額等	2,708
		その他有価証券評価差額金	2,708
資産合計	455,811	負債・純資産合計	455,811

第 68 期 決 算 公 告

令和８年３月19日　東京都中央区日本橋人形町三丁目３番３号

株式会社セイビ

代表取締役社長　薬師寺史治

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,931	流動負債	896
固定資産	4,784	固定負債	707
有形固定資産	2,167	負債合計	1,604
無形固定資産	6	株主資本	6,280
投資その他の資産	2,610	資本金	60
		利益剰余金	6,220
		利益準備金	15
		その他利益剰余金	6,205
		（うち当期純利益）	（280）
		評価・換算差額等	831
		その他有価証券評価差額金	831
		純資産合計	7,111
資産合計	8,715	負債・純資産合計	8,715

第 57 期 決 算 公 告

令和８年２月19日

新潟県妙高市国賀１丁目２番７号

株式会社菱元屋

代表取締役社長　樗澤　崇

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	455,761	流動負債	271,741
固定資産	184,512	固定負債	30,630
		（うち退職給付引当金）	（8,845）
		株主資本	337,903
		資本金	52,500
		資本剰余金	17,500
		資本準備金	17,500
		利益剰余金	284,002
		その他利益剰余金	284,002
		（うち当期純利益）	（29,235）
		自己株式	△ 16,100
資産合計	640,273	負債・純資産合計	640,273

第 38 期 決 算 公 告

令和８年３月30日

横浜市西区みなとみらい一丁目１番１号

株式会社横浜グランドインターコンチネンタルホテル

代表取締役　梅村　東

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	10,424,311	流動負債	8,185,590
固定資産	7,199,974	固定負債	9,227,343
		退職給付引当金	881,872
		役員退職慰労引当金	210,222
		株主資本	211,351
		資本金	50,000
		資本剰余金	5,581,000
		資本準備金	412,500
		その他資本剰余金	5,168,500
		利益剰余金	△5,419,648
		その他利益剰余金	△5,419,648
		（うち当期純利益）	（2,048,958）
資産合計	17,624,285	負債・純資産合計	17,624,285

第 29 期 決 算 公 告

令和８年３月27日　大阪府豊中市新千里西町一丁目２番13号

りそなデジタル・アイ株式会社

代表取締役　島田　律子

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	965,310	流動負債	376,366
固定資産	36,627	（うち賞与引当金）	（41,452）
有形固定資産	5,421	負債合計	376,366
無形固定資産	1,097	株主資本	625,570
投資その他の資産	30,108	資本金	100,000
		利益剰余金	525,570
		利益準備金	25,000
		その他利益剰余金	500,570
		（うち当期純利益）	（213,144）
		純資産合計	625,570
資産合計	1,001,937	負債・純資産合計	1,001,937

第 79 期 決 算 公 告

令和８年４月22日　名古屋市中区丸の内一丁目14番20号

三和商工株式会社

代表取締役　大鳥居清和

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	4,577,478	流動負債	3,338,943
固定資産	3,629,487	固定負債	1,685,182
有形固定資産	380,318	株主資本	1,864,037
無形固定資産	2,465	資本金	354,630
投資その他の資産	3,246,703	資本剰余金	111,630
		資本準備金	111,630
		利益剰余金	1,397,777
		利益準備金	63,620
		その他利益剰余金	1,334,157
		（うち当期純利益）	（177,570）
		評価・換算差額等	1,318,801
		その他有価証券評価差額金	1,318,801
資産合計	8,206,965	負債・純資産合計	8,206,965

第 20 期 決 算 公 告

2026年４月22日　東京都千代田区丸の内１丁目６番５号
ハドソン・ジャパン株式会社
代表取締役　鏑木　政俊

貸借対照表の要旨（2025年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	4,175	流動負債	1,403
固定資産	299	固定負債	664
		退職給付引当金	615
		その他債務	48
		株主資本	2,407
		資本金	100
		資本剰余金	25
		資本準備金	25
		その他資本剰余金	0
		利益剰余金	2,282
		その他利益剰余金	2,282
		（うち当期純利益）	（463）
資産合計	4,475	負債・純資産合計	4,475

第 42 期 決 算 公 告

令和８年３月27日　沖縄県宜野湾市真志喜四丁目１番１号
ぎのわん観光開発株式会社
代表取締役社長　笹原　弘崇

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,905	流動負債	1,736
固定資産	9,617	固定負債	5,330
有形固定資産	9,405	株主資本	3,709
無形固定資産	47	資本金	50
投資その他の資産	164	資本剰余金	1,450
		利益剰余金	2,209
		その他利益剰余金	2,209
		評価・換算差額等	746
		その他有価証券評価差額金	15
		繰延ヘッジ損益	13
		土地再評価差額金	717
		（うち当期純利益）	（179）
資産合計	11,523	負債・純資産合計	11,523

第 47 期 決 算 公 告

令和８年４月22日　東京都世田谷区駒沢三丁目15番１号
新日本環境調査株式会社
代表取締役　関野　治郎

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	498,313	流動負債	65,266
固定資産	74,273	賞与引当金	4,505
		固定負債	152,043
		退職給付引当金	141,189
		役員退職慰労引当金	10,854
		株主資本	355,276
		資本金	20,000
		資本剰余金	46,768
		資本準備金	46,768
		利益剰余金	288,508
		利益準備金	7,500
		その他利益剰余金	281,008
		（うち当期純利益）	（34,298）
資産合計	572,586	負債・純資産合計	572,586

決　算　公　告

令和８年４月22日　東京都千代田区丸の内一丁目８番３号
丸の内トラストタワー本館10階
日本エイ・エム・ディ株式会社
代表取締役　清水　路子（関　　路子）

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	742,857	流動負債	1,860,086
固定資産	40,448	（休暇買取引当金）	（82,795）
投資その他の資産	97,210	（賞与引当金）	（75,318）
		株主資本	△979,570
		資本金	90,000
		資本剰余金	10,000
		その他資本剰余金	10,000
		利益剰余金	△1,079,570
		利益準備金	1,250
		その他利益剰余金	△1,080,820
		（当期純利益）	（179,635）
資産合計	880,516	負債・純資産合計	880,516

第 24 期 決 算 公 告

令和８年４月22日　東京都港区虎ノ門二丁目６番１号
ＰＡＧインベストメント・マネジメント株式会社
代表取締役　ジョン・ポール・トッピーノ

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	5,242,666	流動負債	2,403,231
固定資産	3,383,632	固定負債	221,273
有形固定資産	1,261,957	負債合計	2,624,504
投資その他の資産	2,121,675	株主資本	6,001,794
		資本金	490,000
		資本剰余金	1,464,025
		資本準備金	400,000
		その他資本剰余金	1,064,025
		利益剰余金	4,047,769
		利益準備金	22,500
		その他利益剰余金	4,025,269
		（うち当期純利益）	（263,912）
		純資産合計	6,001,794
資産合計	8,626,299	負債・純資産合計	8,626,299

第 12 期 決 算 公 告

令和８年４月22日　東京都中央区日本橋馬喰町一丁目13番13号
ＷＯＴＡ株式会社
代表取締役　前田　瑤介

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	3,244	流動負債	1,924
固定資産	123	固定負債	431
		株主資本	△488
		資本金	100
		資本剰余金	5,740
		資本準備金	5,740
		利益剰余金	△6,329
		その他利益剰余金	△6,329
		（うち当期純損失）	（4,259）
		新株予約権	1,500
合計	3,367	合計	3,367

第 2 期 決 算 公 告

令和８年４月22日　東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目27番５号
リンクスクエア新宿
Traveloka Japan株式会社
代表取締役　ルーイ・ユン・ジョシュア

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	510,811	流動負債	472,584
固定資産	39,498	ポイント引当金	65
		株主資本	77,343
		資本金	33,000
		資本剰余金	33,000
		資本準備金	33,000
		利益剰余金	11,343
		その他利益剰余金	11,343
		（うち当期純利益）	（10,052）
		株式報酬引当金	381
資産合計	550,310	負債・純資産合計	550,310

第 29 期 決 算 公 告

令和８年４月22日
東京都千代田区霞が関三丁目３番２号
バルチラジャパン株式会社
代表取締役　宮川　建男

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	12,415,875	流動負債	7,788,454
固定資産	3,108,981	固定負債	2,234,165
		株主資本	5,144,348
		資本金	491,600
		資本剰余金	938,400
		資本準備金	938,400
		利益剰余金	3,714,348
		利益準備金	122,500
		その他利益剰余金	3,591,848
		（うち当期純利益）	（3,230,052）
		評価・換算差額等	357,889
資産合計	15,524,856	負債・純資産合計	15,524,856

第 35 期 決 算 公 告

令和８年４月22日　東京都港区南青山一丁目１番１号 新青山ビルヂング
株式会社エムアールエム・ワールドワイド
代表取締役　青木　貴志

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	594,647	流動負債	204,865
固定資産	433	固定負債	29,629
		退職給付引当金	5,215
		株主資本	360,585
		資本金	30,000
		資本剰余金	21,000
		資本準備金	21,000
		利益剰余金	309,585
		利益準備金	433
		その他利益剰余金	309,151
		（うち当期純利益）	（17,138）
資産合計	595,080	負債・純資産合計	595,080

第 16 期 決 算 公 告

令和８年４月22日　東京都港区南青山一丁目１番１号 新青山ビルヂング
株式会社マッキャンエリクソン
代表取締役　青木　貴志

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	7,710,408	流動負債	14,969,502
固定資産	471,085	短期報奨引当金	9,455
		固定負債	708,799
		株主資本	△7,496,809
		資本金	80,000
		資本剰余金	80,000
		資本準備金	80,000
		利益剰余金	△7,656,809
		その他利益剰余金	△7,656,809
		（うち当期純損失）	（48,462）
資産合計	8,181,493	負債・純資産合計	8,181,493

第１期決算公告

令和８年４月22日　東京都中央区京橋二丁目12番６号 ＡＯＪ税理士法人内
ＣＣＦ３号特定目的会社
取締役　出澤　貴人

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	その他資産	100
	流動資産	100
	資産合計	100
負債及び純資産の部	流動負債	12
	負債合計	12
	社員資本	87
	特定資本金	100
	剰余金	△12
	当期未処理損失	12
	純資産合計	87
	負債・純資産合計	100

第 14 期 決 算 公 告

令和８年４月22日　東京都港区愛宕二丁目５番１号 愛宕グリーンヒルズＭＯＲＩタワー39階
トパーズ・キャピタル株式会社
代表取締役　新村　健

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	13,521	流動負債	55
固定資産	50,117	固定負債	63,133
		負債合計	63,188
		株主資本	450
		資本金	194
		資本剰余金	193
		資本準備金	193
		利益剰余金	61
		その他利益剰余金	61
		純資産合計	450
資産合計	63,638	負債・純資産合計	63,638

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日 至　令和７年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	4,287
売上総利益	4,287
販売費及び一般管理費	617
営業利益	3,669
営業外収益	182
経常利益	3,852
特別損失	3,816
税引前当期純利益	35
法人税、住民税及び事業税	12
当期純利益	23

第 49 期決算公告

令和８年４月22日　東京都千代田区神田小川町三丁目７番地１
クアディエントジャパン株式会社
代表取締役　山下　牧

貸借対照表の要旨（令和８年１月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	684,015
	固定資産	58,137
	合計	742,152
負債及び純資産の部	流動負債	796,014
	固定負債	75,815
	株主資本	△129,677
	資本金	60,000
	資本準備金	17,600
	利益準備金	450
	別途積立金	2,000
	繰越利益剰余金	△209,727
	（うち当期純利益）	（9,775）
	合計	742,152

第 35 期 決 算 公 告

令和８年４月22日　横浜市中区尾上町四丁目47番地
リストデベロップメント株式会社
代表取締役　北見　尚之

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	43,434,384	流動負債	18,371,356
固定資産	6,786,480	賞与引当金	6,440
		補修工事引当金	18,595
		固定負債	22,812,228
		負債合計	41,183,584
		株主資本	9,037,280
		資本金	888,000
		利益剰余金	8,149,280
		利益準備金	222,000
		その他利益剰余金	7,927,280
		純資産合計	9,037,280
資産合計	50,220,865	負債・純資産合計	50,220,865

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日 至　令和７年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	40,690,886
売上原価	33,473,261
売上総利益	7,217,624
販売費及び一般管理費	2,388,319
営業利益	4,829,305
営業外収益	8,983
営業外費用	810,587
経常利益	4,027,701
税引前当期純利益	4,027,701
法人税、住民税及び事業税	1,459,857
法人税等調整額	△14,043
当期純利益	2,581,887

第８期決算公告

令和８年４月22日　東京都品川区北品川五丁目５番15号
株式会社プラゴ
代表取締役　大川　直樹

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	996,598
	固定資産	560,578
	合計	1,557,177
負債及び純資産の部	流動負債	802,803
	賞与引当金	11,973
	固定負債	804,975
	株主資本	△50,601
	資本金	100,000
	資本剰余金	299,681
	資本準備金	299,681
	利益剰余金	△450,283
	その他利益剰余金	△450,283
	（うち当期純損失）	（450,283）
	合計	1,557,177

第 23 期 決 算 公 告

令和８年３月31日　山梨県甲府市大里町465番地
ＹＩＴＯＡマイクロテクノロジー株式会社
代表取締役　元杉　敬介

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,990	流動負債	1,801
固定資産	2,588	（うち賞与引当金）	（90）
		固定負債	1,045
		（うち役員退職慰労引当金）	（5）
		株主資本	4,731
		資本金	100
		資本剰余金	2,939
		資本準備金	2,900
		その他資本剰余金	39
		利益剰余金	1,692
		その他利益剰余金	1,692
資産合計	7,578	負債・純資産合計	7,578

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日 至　令和７年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	7,912
売上原価	6,301
売上総利益	1,611
販売費及び一般管理費	888
営業利益	723
営業外収益	57
営業外費用	30
経常利益	749
税引前当期純利益	749
法人税、住民税及び事業税	220
法人税等調整額	△ 12
当期純利益	540

第49期決算公告　令和８年４月22日
札幌市東区北十四条東十丁目１番１号
株式会社ライフサービス　司
代表取締役　遠藤美穂子
貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	81,921
	固定資産	568,221
	合計	650,143
負純資産及び債の部	流動負債	35,666
	固定負債	333,571
	株主資本	280,905
	資本金	50,000
	資本剰余金	40,000
	資本準備金	40,000
	利益剰余金	190,905
	利益準備金	900
	その他利益剰余金	190,005
	（うち当期純利益）	(9,137)
	合計	650,143

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するエムケイライフ株式会社（札幌市東区北十四条東十五丁目二番一―一〇一号）に対して当社の不動産事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月二十二日
札幌市東区北十四条東十丁目一番一号
株式会社ライフサービス　司
代表取締役　遠藤美穂子

第30期決算公告
令和８年４月22日
東京都中央区京橋二丁目２番１号
アルテアエンジニアリング株式会社
代表取締役　堀田　邦彦
貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	3,233
	固定資産	250
	合計	3,484
負純資産及び債の部	流動負債	1,530
	株主資本	1,954
	資本金	10
	利益剰余金	1,944
	利益準備金	2
	その他利益剰余金	1,941
	（うち当期純利益）	(618)
	合計	3,484

第32期決算公告　令和８年４月22日
北海道赤平市字赤平606番地
株式会社北海道ちぬや
（旧商号　株式会社北海道加卜吉）
代表取締役　久保　武人
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	863,168
	固定資産	851,849
	資産合計	1,715,018
負純資産及び債の部	流動負債	370,618
	（うち賞与引当金）	(19,441)
	固定負債	29,433
	退職給付引当金	29,433
	株主資本	1,314,966
	資本金	100,000
	利益剰余金	1,214,966
	その他利益剰余金	1,214,966
	（うち当期純利益）	(54,532)
	負債・純資産合計	1,715,018

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七千万円減少し三千万円とし、減少額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月二十二日
北海道赤平市字赤平六〇六番地
株式会社北海道ちぬや
代表取締役　久保　武人

第２期決算公告
令和８年４月22日
東京都千代田区丸の内一丁目９番２号
グラントウキョウサウスタワー11階
Citco Japan Co株式会社
代表取締役　エドウィン・ホイ・ジン・ホー
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	67,165
	合計	67,165
負純資産及び債の部	流動負債	14,745
	株主資本	52,420
	資本金	48,630
	資本剰余金	48,630
	資本準備金	48,630
	利益剰余金	△44,840
	その他利益剰余金	△44,840
	（うち当期純損失）	(41,924)
	合計	67,165

決算公告　令和８年４月22日
東京都新宿区矢来町43番17号
株式会社スマッシュ
代表取締役　佐潟　敏博
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	4,987,772,924
	固定資産	61,019,821
	合計	5,048,792,745
負純資産及び債の部	流動負債	4,917,992,899
	固定負債	207,813,000
	株主資本	△77,013,154
	資本金	425,000,000
	資本剰余金	415,000,000
	資本準備金	415,000,000
	利益剰余金	△917,013,154
	その他利益剰余金	△917,013,154
	（うち当期純利益）	(118,338,962)
	合計	5,048,792,745

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億三千五百万円減少、資本準備金の額を四億一千五百万円減少することにいたしました。

なお、資本減少は無償減資手続きにより行います。

効力発生日は令和八年六月一日であり株主総会の決議は、令和八年三月二十四日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月二十二日
東京都新宿区矢来町四三番一七号
株式会社スマッシュ
代表取締役　佐潟　敏博

第25期決算公告
令和８年４月22日
東京都港区南青山一丁目１番１号
新青山ビルヂング
株式会社クラフトワールドワイド
代表取締役　青木　貴志
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	614,165
	合計	614,165
負純資産及び債の部	流動負債	446,936
	固定負債	28,350
	退職給付引当金	15,697
	株主資本	138,877
	資本金	10,000
	利益剰余金	128,877
	その他利益剰余金	128,877
	（うち当期純利益）	(105,848)
	合計	614,165

第28期決算公告　令和８年４月22日
名古屋市中区千代田二丁目16番28号
株式会社ジェネラス
代表取締役　小山　　樹
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	747,703
	固定資産	1,209,369
	繰延資産	380
	合計	1,957,452
負純資産及び債の部	流動負債	858,803
	固定負債	938,700
	株主資本	159,949
	資本金	90,000
	利益剰余金	227,165
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	214,665
	（うち当期純利益）	(17,532)
	自己株式	△　157,216
	合計	1,957,452

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月二十二日
名古屋市中区千代田二丁目一六番二八号
株式会社ジェネラス
代表取締役　小山　　樹

第30期決算公告　令和８年４月22日
東京都港区南青山一丁目１番１号
新青山ビルヂング
株式会社モメンタムジャパン
代表取締役　ダナリン・スミス
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,088,161
	固定資産	16,168
	合計	1,104,329
負純資産及び債の部	流動負債	767,030
	固定負債	139,633
	退職給付引当金	131,062
	株主資本	197,665
	資本金	50,000
	利益剰余金	147,665
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	135,165
	（うち当期純利益）	(10,151)
	合計	1,104,329

第14期決算公告

令和８年４月22日
東京都港区南青山一丁目１番１号
新青山ビルヂング
株式会社キネッソジャパン
代表取締役　瀬戸　宏明

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,409,407
	固定資産	2,810
	合計	2,412,218
負債及び純資産の部	流動負債	1,004,641
	固定負債	17,259
	長期報奨引当金	△688
	株主資本	1,390,316
	資本金	10,000
	利益剰余金	1,380,316
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	1,377,816
	（うち当期純利益）	(162,035)
	合計	2,412,218

第38期決算公告

令和８年４月22日
広島県呉市広多賀谷三丁目１番１号
株式会社マルホ興産
代表取締役　弘中　伸子

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	3,121,395
	固定資産	33,687,271
	資産合計	36,808,666
負債及び純資産の部	流動負債	19,671,981
	固定負債	16,123,515
	株主資本	1,013,170
	資本金	46,700
	利益剰余金	966,470
	利益準備金	11,675
	その他利益剰余金	954,795
	（うち当期純利益）	(468,234)
	負債・純資産合計	36,808,666

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社マルホ保険サービス（住所広島県呉市広多賀谷三丁目一番一号）に対して当社の損害保険代理業、生命保険の募集に関する業務に関連する一切の事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年四月二十二日
広島県呉市広多賀谷三丁目一番一号
株式会社マルホ興産
代表取締役　弘中　伸子

決算公告

令和８年４月22日
東京都中央区新富一丁目15番３号
新富ミハマビル４階ジパング
Klaveness Japan株式会社
代表取締役　横倉　弘和

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	20,584
	固定資産	7,237
	合計	27,821
負債及び純資産の部	流動負債	7,491
	株主資本	20,329
	資本金	13,500
	利益剰余金	6,829
	その他利益剰余金	6,829
	（うち当期純利益）	(3,927)
	合計	27,821

第８期決算公告

令和８年４月22日　東京都港区赤坂九丁目７番２号
ネクセラファーマジャパン株式会社
代表取締役　前田　敏宏

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	19,340	流動負債	2,261
固定資産	2,385	固定負債	17,818
		負債合計	20,079
		株主資本	1,647
		資本金	95
		資本剰余金	1,728
		資本準備金	1,638
		その他資本剰余金	90
		利益剰余金	△176
		その他利益剰余金	△176
		純資産合計	1,647
資産合計	21,726	負債・純資産合計	21,726

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	21,286
売上原価	14,271
売上総利益	7,014
販売費及び一般管理費	6,082
営業利益	931
営業外収益	13
営業外費用	307
経常利益	637
税引前当期純利益	637
法人税、住民税及び事業税	145
当期純利益	492

第２期決算公告

令和８年４月22日
東京都千代田区丸の内二丁目７番２号
ＪＰタワー36階
ＮＯ＆Ｔ　Ｄａｔａ　Ｌａｂ株式会社
代表取締役　西田　一存

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	1,876,335
	資産合計	1,876,335
負債及び純資産の部	流動負債	1,557,700
	負債合計	1,557,700
	株主資本	318,635
	資本金	1,000,000
	利益剰余金	△681,365
	その他利益剰余金	△681,365
	（うち当期純損失）	(464,575)
	純資産合計	318,635
	負債・純資産合計	1,876,335

第27期決算公告

令和８年４月22日　東京都港区虎ノ門二丁目６番１号
ＰＡＧ債権回収株式会社
代表取締役　遠藤　隆

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	494,474	流動負債	355,229
固定資産	10,200	負債合計	355,229
		株主資本	149,445
		資本金	500,000
		利益剰余金	△350,554
		その他利益剰余金	△350,554
		純資産合計	149,445
資産合計	504,674	負債・純資産合計	504,674

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	71,950
販売費及び一般管理費	151,605
営業損失	79,654
営業外収益	3,219
経常損失	76,435
税引前当期純損失	76,435
法人税、住民税及び事業税	△16,191
当期純損失	60,244

第14期決算公告

令和８年４月22日
東京都渋谷区初台１―51―１
初台センタービル５階
レガシー・ヘルスケア株式会社
代表取締役　椎葉　匡史

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	11,186,398
	固定資産	540,001
	資産合計	11,726,399
負債及び純資産の部	流動負債	99,815,634
	固定負債	226,355,234
	株主資本	△314,444,469
	資本金	5,750,000
	利益剰余金	△320,194,469
	その他利益剰余金	△320,194,469
	（うち当期純損失）	(23,889,154)
	負債・純資産合計	11,726,399

第10期決算公告

令和８年４月22日
東京都中央区日本橋一丁目４番１号
日本橋一丁目ビルディング
市川塩浜特定目的会社
取締役　三品　貴仙

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	5,368,986	流動負債	7,694
その他の資産	49,773	固定負債	—
流動資産	49,130	社員資本	5,411,065
繰延資産	643	特定資本金	200
		優先資本金	5,640,000
		剰余金	△229,134
		当期未処理損失	229,134
資産合計	5,418,760	負債・純資産合計	5,418,760

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	—
営業費用	34,282
営業損失	34,282
営業外収益	53
営業外費用	—
経常損失	34,228
特別利益	—
特別損失	—
税引前当期純損失	34,228
法人税、住民税及び事業税	1,210
法人税等調整額	—
当期純損失	35,438

第３期決算公告

2026年４月22日
東京都千代田区丸の内一丁目１番１号パレスビル５階
株式会社ＢＣＪ－71
代表取締役　杉本　勇次

貸借対照表の要旨
（2025年12月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3	流動負債	1,224
固定資産	180,370	固定負債	31,766
		株主資本	147,365
		資本金	0
		資本剰余金	154,682
		資本準備金	—
		その他資本剰余金	154,682
		利益剰余金	△7,317
		その他利益剰余金	△7,317
		新株予約権	18
資産合計	180,374	負債・純資産合計	180,374

損益計算書の要旨
（自　2025年１月１日　至　2025年12月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
販売費及び一般管理費	48
営業損失	48
営業外費用	2,777
経常損失	2,826
税引前当期純損失	2,826
法人税、住民税及び事業税	1
当期純損失	2,827

第42期決算公告

2026年３月30日
神奈川県川崎市幸区大宮町1310番地
東京海上日動レックサービス株式会社
代表取締役　川口　裕司

貸借対照表の要旨（2025年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	241,673
	固定資産	4,578
	資産合計	246,251
負債及び純資産の部	流動負債	26,894
	退職給付引当金	13,754
	株主資本	205,602
	資本金	10,000
	利益剰余金	195,602
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	193,102
	（うち当期純利益）	（10,288）
	負債・純資産合計	246,251

第１期決算公告

令和８年４月22日
愛知県一宮市浅井町河田字葉栗野39番地
株式会社オーシャントレーディングホールディングス
代表取締役　尾関　輝樹

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額（円）
資産の部	流動資産	1
	固定資産	0
	合計	1
負債及び純資産の部	流動負債	53,200
	固定負債	0
	株主資本	△53,199
	資本金	1
	利益剰余金	0
	利益準備金	0
	繰越利益剰余金	△53,200
	（うち当期純損失）	（53,200）
	合計	1

準備金の額の減少公告

当社は、令和八年五月三十日を効力発生日とする株式会社オーシャントレーディングの株式交換（以下「本株式交換」という。）により資本準備金の額が増加することを条件として、資本準備金の額について、本株式交換による資本準備金の増加額を減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月二十二日
愛知県一宮市浅井町河田字葉栗野三九番地
株式会社オーシャントレーディングホールディングス
代表取締役　尾関　輝樹

第８期決算公告

令和８年４月22日
兵庫県神戸市中央区磯上通四丁目１番14号
株式会社Advanced Design Technology Japan
代表取締役　メーダッド・ザンゲネ

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	94,907
	固定資産	271
	合計	95,178
負債及び純資産の部	流動負債	71,999
	株主資本	23,178
	資本金	5,000
	利益剰余金	18,178
	その他利益剰余金	18,178
	（うち当期純損失）	（2,859）
	合計	95,178

第13期決算公告　令和８年４月22日

群馬県館林市大手町11番13号
株式会社グリーン発電佐野
代表取締役　黒田　栄作

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,404
	固定資産	540,804
	資産合計	542,208
負債及び純資産の部	流動負債	243,849
	固定負債	123,250
	株主資本	175,109
	資本金	99,500
	資本剰余金	98,500
	資本準備金	98,500
	利益剰余金	△22,891
	その他利益剰余金	△22,891
	（うち当期純損失）	（4,902）
	負債・純資産合計	542,208

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を八千八百九万千二百六十一円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月二十二日
群馬県館林市大手町一一番一三号
株式会社グリーン発電佐野
代表取締役　黒田　栄作

第25期決算公告　令和８年４月22日

神戸市中央区中町通２丁目３番２号
関西ブロードバンド株式会社
代表取締役　三須　久

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	120,595
	固定資産	217,848
	合計	338,444
負債及び純資産の部	流動負債	148,169
	固定負債	149,025
	株主資本	41,249
	資本金	93,196
	資本剰余金	1,500
	資本準備金	1,500
	利益剰余金	△53,446
	利益準備金	995
	その他利益剰余金	△54,442
	（うち当期純利益）	（5,583）
	合計	338,444

Public Notice of Financial Result of The Business Year Ended December 31, 2025

April 22, 2026　Otemachi Financial City Grand Cube, 18th Floor, 1—9—2 Otemachi, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan
Dimensional Japan Ltd.
Representative in Japan : John R. Alkire

Summary of Balance Sheet　(as of December 31, 2025)　(JPY'000s)

ACCOUNT ITEM	AMOUNT	ACCOUNT ITEM	AMOUNT
ASSETS		**LIABILITIES**	
Current assets	496,706	Current liabilities	76,225
Non-current assets	257,215	Non-current liabilities	131,755
		Total Liabilities	**207,980**
		NET ASSETS	
		Shareholders' equity	
		Brought-in-capital	60,000
		Retained earnings	△ 1,520,950
		Head office	2,006,891
		Total Net Assets	**545,941**
Total Assets	**753,921**	**Total Liabilities and Net Assets**	**753,921**

第１期決算公告　令和８年４月22日

神戸市中央区中町通２丁目３番２号
ＫＢＢコンサルティング株式会社
代表取締役　久渡敬一郎

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	19,188
	合計	19,188
負債及び純資産の部	流動負債	16,316
	株主資本	2,871
	資本金	3,000
	利益剰余金	△128
	その他利益剰余金	△128
	（うち当期純損失）	（128）
	合計	19,188

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ソレイユ（住所　神戸市垂水区狩口台七丁目七番四号）に対して当社の不動産賃貸業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月二十二日

神戸市西区伊川谷町有瀬五三四番地一

西神戸住宅株式会社

代表取締役　飯尾　貢正

第32期決算公告

令和８年４月22日

神戸市西区伊川谷町有瀬534番地１

西神戸住宅株式会社

代表取締役　飯尾　貢正

貸借対照表の要旨

（令和７年10月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	932,895
	固定資産	1,169,732
	合計	2,102,628
負債及び純資産の部	流動負債	136,408
	固定負債	920,507
	株主資本	1,045,712
	資本金	10,000
	利益剰余金	1,035,712
	その他利益剰余金	1,035,712
	（うち当期純利益）	(69,296)
	合計	2,102,628

第16期決算公告　令和８年４月22日

鹿児島県大島郡伊仙町伊仙1405番地

徳之島ビジョン株式会社

代表取締役　三須　久

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	185,471
	固定資産	14,654
	合計	200,125
負債及び純資産の部	流動負債	28,649
	固定負債	1,373
	株主資本	170,103
	資本金	20,000
	利益剰余金	150,103
	利益準備金	248
	その他利益剰余金	149,854
	（うち当期純利益）	(74,040)
	合計	200,125

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月二十二日

七　愛知県豊田市大清水町南岬一番地四四

（甲）株式会社河上澄夫商店

代表取締役　河上　貴夫

愛知県豊田市大清水町南岬一番地四四

七　（乙）合同会社カワカミサービス

代表社員　株式会社カワカミ

第35期決算公告

令和８年４月22日

愛知県豊田市大清水町南岬１番地447

株式会社河上澄夫商店

代表取締役　河上　貴夫

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	774,692
	固定資産	402,579
	合計	1,177,272
負債及び純資産の部	流動負債	113,547
	固定負債	129,235
	株主資本	934,489
	資本金	10,000
	利益剰余金	924,489
	その他利益剰余金	924,489
	（うち当期純利益）	(129,632)
	合計	1,177,272

第16期決算公告

令和８年４月22日

兵庫県西宮市分銅町１番４号

一般財団法人日本熊森協会

会長　室谷　悠子

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	67,394
	固定資産	300,945
	合計	368,339
負債及び純資産の部	流動負債	2,241
	固定負債	0
	負債合計	2,241
	基金	0
	指定正味財産	209,255
	一般正味財産	156,843
	正味財産合計	366,098
	合計	368,339

第37期決算公告

令和８年４月22日

岡山県倉敷市吉岡293番地１

中央道路株式会社

代表取締役　井上　泰弘

貸借対照表の要旨

（令和７年５月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	101,024,338
	固定資産	1,056,202
	合計	102,080,540
負債及び純資産の部	流動負債	8,683,852
	株主資本	93,396,688
	資本金	35,000,000
	利益剰余金	58,396,688
	その他利益剰余金	58,396,688
	（うち当期純利益）	(9,797,248)
	合計	102,080,540

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年六月一日であります。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年四月二十二日

岡山県倉敷市吉岡二九三番地一

（甲）中央道路株式会社

代表取締役　井上　泰弘

岡山県倉敷市美和二丁目一七番五号

（乙）内海開発有限会社

代表取締役　井上　敬弘

第31期決算公告

令和８年３月25日

埼玉県久喜市河原井町17番地

株式会社３Ｒ

代表取締役社長　小沼　賢輔

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,108,772
	固定資産	1,679,694
	資産合計	2,788,466
負債及び純資産の部	流動負債	211,232
	固定負債	334,926
	株主資本	2,237,015
	資本金	84,000
	資本剰余金	48,240
	資本準備金	40,000
	その他資本剰余金	8,240
	利益剰余金	2,223,055
	その他利益剰余金	2,223,055
	（うち当期純利益）	(83,712)
	自己株式	△118,280
	評価・換算差額等	5,293
	その他有価証券評価差額金	5,293
	負債・純資産合計	2,788,466

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千八百六十七万円減少し、減少額全額を資本剰余金とすることにいたしました。減少後の資本金の額は四千万円となります。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりですが、期中に資本金の額が増加し、現在の資本金の額は八千八百六十七万円となっております。

令和八年四月二十二日

沖縄県浦添市勢理客三丁目九番一一号

株式会社国際ビル産業

代表取締役　酒匂　敏行

第58期決算公告　令和８年４月22日

沖縄県浦添市勢理客三丁目９番11号

株式会社国際ビル産業

代表取締役　酒匂　敏行

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,110,154
	固定資産	834,645
	資産合計	1,944,799
負債及び純資産の部	流動負債	439,463
	固定負債	99,767
	株主資本	1,405,569
	資本金	57,950
	資本剰余金	9,150
	資本準備金	9,150
	利益剰余金	1,338,469
	利益準備金	10,018
	その他利益剰余金	1,328,451
	（うち当期純利益）	(79,010)
	負債・純資産合計	1,944,799

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月二十二日

愛知県名古屋市瑞穂区下坂町二丁目三六番地
（甲）株式会社国盛化学
代表取締役　塩谷　陽一

愛知県小牧市河内屋新田二六二番地
（乙）株式会社国盛化学関東工場
代表取締役　柴田　悦生

甲の貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	6,176,089
	固定資産	2,868,508
	繰延資産	13,586
	合計	9,058,183
負債純資産及び部	流動負債	2,666,347
	固定負債	1,075,962
	うち退職給付引当金	271,505
	株主資本	5,315,874
	資本金	98,750
	資本剰余金	10,350
	資本準備金	10,350
	利益剰余金	5,252,710
	利益準備金	24,687
	その他利益剰余金	5,228,022
	（うち当期純利益）	(233,485)
	自己株式	△45,935
	合計	9,058,183

乙の貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	358,005
	固定資産	31,411
	合計	389,416
負債純資産及び部	流動負債	202,437
	株主資本	186,979
	資本金	30,000
	利益剰余金	156,979
	その他利益剰余金	156,979
	（うち当期純損失）	(10,548)
	合計	389,416

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年四月二十二日

東京都渋谷区笹塚二丁目四番四号
（甲）北新建設株式会社
代表取締役　竹本　茂

東京都新宿区百人町一丁目二二番二四号
（乙）北新商事株式会社
代表取締役　竹本　茂

第75期決算公告

令和８年４月22日

東京都渋谷区笹塚二丁目４番４号
北新建設株式会社
代表取締役　竹本　茂

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	2,650,294
	固定資産	2,059,581
	資産合計	4,709,875
負債純資産及び部	流動負債	1,482,620
	固定負債	491,708
	株主資本	2,735,546
	資本金	100,000
	利益剰余金	2,635,546
	利益準備金	28,200
	その他利益剰余金	2,607,346
	（うち当期純利益）	(124,634)
	負債・純資産合計	4,709,875

第45期決算公告

令和８年４月22日

東京都新宿区百人町一丁目22番24号
北新商事株式会社
代表取締役　竹本　茂

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	54,570
	固定資産	108,606
	資産合計	163,177
負債純資産及び部	流動負債	7,369
	株主資本	155,807
	資本金	30,000
	資本剰余金	400
	資本準備金	400
	利益剰余金	125,407
	その他利益剰余金	125,407
	（うち当期純損失）	(3,312)
	負債・純資産合計	163,177

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月二十二日

新潟県長岡市南陽二丁目九四九番地一一
（甲）株式会社モッズ
代表取締役　小宮　信博

新潟県長岡市南陽二丁目九四九番地一一
（乙）株式会社サカモ
代表取締役　小宮　信博

第53期決算公告

令和８年４月22日

新潟県長岡市南陽二丁目949番地11
株式会社モッズ
代表取締役　小宮　信博

貸借対照表の要旨
（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	199,242
	固定資産	294,643
	合計	493,885
負債純資産及び部	流動負債	226,157
	固定負債	185,984
	株主資本	81,743
	資本金	65,000
	利益剰余金	16,743
	その他利益剰余金	16,743
	（うち当期純利益）	(27,956)
	合計	493,885

第23期決算公告

令和８年４月22日

新潟県長岡市南陽二丁目949番地11
株式会社サカモ
代表取締役　小宮　信博

貸借対照表の要旨
（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	6,854
	固定資産	74,192
	合計	81,046
負債純資産及び部	流動負債	5,221
	固定負債	31,741
	株主資本	44,083
	資本金	10,000
	利益剰余金	34,083
	その他利益剰余金	34,083
	（うち当期純利益）	(2,013)
	合計	81,046

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産事業の一部に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月二十二日

広島県竹原市西野町二二九二番地
（甲）株式会社アックス
代表取締役　小坂　展子

広島県竹原市下野町二七九四番地の一八
（乙）ロジワン・システム株式会社
代表取締役　小坂　政司

第13期決算公告

令和８年４月22日

広島県竹原市西野町2292番地
株式会社アックス
代表取締役　小坂　展子

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	4,226
	固定資産	153,664
	合計	157,890
負債純資産及び部	流動負債	167,074
	固定負債	41,140
	株主資本	△ 50,323
	資本金	1,000
	利益剰余金	△ 51,323
	その他利益剰余金	△ 51,323
	（うち当期純損失）	(3,883)
	合計	157,890

第18期決算公告

令和８年４月22日

広島県竹原市下野町2794番地の18
ロジワン・システム株式会社
代表取締役　小坂　政司

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	278,613
	固定資産	217,903
	繰延資産	2,173
	合計	498,690
負債純資産及び部	流動負債	28,320
	固定負債	99,126
	株主資本	371,243
	資本金	10,000
	利益剰余金	361,243
	利益準備金	4,500
	その他利益剰余金	356,743
	（うち当期純利益）	(21,604)
	合計	498,690

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年四月二十二日

東京都台東区上野一丁目一七番六号
広小路ビル三階
（甲）株式会社チャイルドステージ
代表取締役　須藤　義一

東京都台東区上野一丁目一七番六号
広小路ビル三階
（乙）株式会社ネス・コーポレーション
代表取締役　須藤　義一

第22期決算公告　令和８年４月22日
東京都台東区上野一丁目17番６号
広小路ビル３階
株式会社チャイルドステージ
代表取締役　須藤　義一

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	354,632,301
	固定資産	687,348,499
	繰延資産	5,702,550
	資産合計	1,047,683,350
負純資産債及びの部	流動負債	178,326,417
	固定負債	508,635,000
	株主資本	360,721,933
	資本金	20,000,000
	利益剰余金	340,721,933
	その他利益剰余金	340,721,933
	（うち当期純損失）	(11,227,941)
	負債・純資産合計	1,047,683,350

第25期決算公告　令和８年４月22日
東京都台東区上野一丁目17番６号
広小路ビル３階
株式会社ネス・コーポレーション
代表取締役　須藤　義一

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	803,145,309
	固定資産	287,642,418
	繰延資産	803,400
	資産合計	1,091,591,127
負純資産債及びの部	流動負債	279,139,597
	固定負債	70,203,000
	株主資本	742,248,530
	資本金	98,000,000
	利益剰余金	644,248,530
	その他利益剰余金	644,248,530
	（うち当期純利益）	(178,508,984)
	負債・純資産合計	1,091,591,127

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年六月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年四月六日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月二十二日

東京都西東京市南町二丁目二一番一一号
（甲）株式会社レナトス
代表取締役　橋本　心平

千葉県柏市宿連寺二九一番地四八
（乙）株式会社シーアイ
代表取締役　橋本　心平

第２期決算公告
令和８年４月22日
東京都西東京市南町二丁目21番11号
株式会社レナトス
代表取締役　橋本　心平

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	4,022
	固定資産	36,377
	繰延資産	0
	資産合計	40,400
負純資産債及びの部	流動負債	3,334
	固定負債	29,593
	株主資本	7,472
	資本金	1,000
	利益剰余金	6,472
	その他利益剰余金	6,472
	（うち当期純利益）	(6,462)
	負債・純資産合計	40,400

第５期決算公告
令和８年４月22日
千葉県柏市宿連寺291番地48
株式会社シーアイ
代表取締役　橋本　心平

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,841
	固定資産	1,849
	資産合計	5,691
負純資産債及びの部	流動負債	171
	固定負債	875
	株主資本	4,644
	資本金	500
	利益剰余金	4,144
	その他利益剰余金	4,144
	（うち当期純損失）	(176)
	負債・純資産合計	5,691

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年四月二十二日

東京都港区赤坂二丁目一三番一号ルーセント赤坂五階
（甲）WAGYUMAFIA INTERNATIONAL株式会社
代表取締役　濵田　寿人

東京都港区南青山四丁目一八番二一―五〇八号
（乙）WAGYUMAFIA株式会社
代表取締役　濵田　寿人

第14期決算公告　令和８年４月22日
東京都港区赤坂二丁目13番１号
ルーセント赤坂５階
WAGYUMAFIA INTERNATIONAL株式会社

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	388,665,511
	固定資産	12,508,798
	資産合計	401,174,309
負純資産債及びの部	流動負債	50,350,749
	固定負債	4,800,000
	株主資本	346,023,560
	資本金	100,000,000
	資本剰余金	343,502,368
	資本準備金	343,502,368
	利益剰余金	△97,478,808
	その他利益剰余金	△97,478,808
	（うち当期純利益）	(262,036)
	負債・純資産合計	401,174,309

第12期決算公告
令和８年４月22日
東京都港区南青山四丁目18番21―508号
WAGYUMAFIA株式会社
貸借対照表の要旨
（令和７年７月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	48,089,174
	固定資産	80,002,369
	資産合計	128,091,543
負純資産債及びの部	流動負債	55,165,759
	固定負債	59,437,059
	株主資本	13,488,725
	資本金	15,000,000
	利益剰余金	△1,511,275
	その他利益剰余金	△1,511,275
	（うち当期純利益）	(10,185,459)
	負債・純資産合計	128,091,543

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月二十二日

大阪府泉佐野市日根野七一八一番地
（甲）ツバメタオル株式会社
代表取締役　谷　治

熊本県下益城郡美里町小筵九〇〇番地
（乙）九州ツバメタオル株式会社
代表取締役　谷　治

第64期決算公告　令和８年４月22日
大阪府泉佐野市日根野7181番地
ツバメタオル株式会社
代表取締役　谷　治

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	1,453
	固定資産	223
	合計	1,676
負純資産債及びの部	流動負債	219
	内賞与引当金	14
	固定負債	141
	内退職引当金	22
	株主資本	1,315
	資本金	20
	利益剰余金	1,295
	利益準備金	5
	その他利益剰余金	1,290
	（うち当期純利益）	(84)
	合計	1,676

第57期決算公告
令和８年４月22日
熊本県下益城郡美里町小筵900番地
九州ツバメタオル株式会社
代表取締役　谷　治

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	306
	固定資産	31
	合計	338
負純資産債及びの部	流動負債	193
	固定負債	46
	株主資本	98
	資本金	20
	利益剰余金	78
	利益準備金	5
	その他利益剰余金	73
	（うち当期純損失）	(98)
	合計	338

第 25 期 決 算 公 告

令和８年３月24日　　大阪府摂津市西一津屋１番１号
ダイキン・ザウアーダンフォス株式会社
代表取締役　杉村　健夫

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	11,091	流動負債	4,459
固定資産	1,676	固定負債	41
		負債合計	**4,500**
		株主資本	8,267
		資本金	400
		利益剰余金	7,867
		利益準備金	100
		その他利益剰余金	7,767
		（うち当期純利益）	(3,692)
		純資産合計	**8,267**
資産合計	**12,767**	**負債・純資産合計**	**12,767**

㈱ 1. 有形固定資産の減価償却累計額　4,115百万円
2. １株当たりの当期純利益　461,439円64銭

第 5 期 決 算 公 告

令和８年４月22日　　愛知県大府市追分町五丁目225番地
バルカートルクシステム株式会社
代表取締役　北原　真一

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	625,502	流動負債	200,784
固定資産	276,998	賞与引当金	1,739
繰延資産	233,289	固定負債	27,102
		退職給付引当金	27,102
		株主資本	907,904
		資本金	100,000
		資本剰余金	440,000
		資本準備金	239,000
		その他資本剰余金	201,000
		利益剰余金	367,904
		繰越利益剰余金	367,904
		（うち当期純利益）	(149,824)
資産合計	**1,135,790**	**負債・純資産合計**	**1,135,790**

第 17 期 決 算 公 告

令和８年３月25日　　長崎県長崎市中里町2178番地
株式会社たらみ
代表取締役　小林　芳博

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債・純資産の部	
流動資産	9,992	流動負債	4,425
固定資産	7,146	（賞与引当金）	(121)
		固定負債	2,110
		株主資本	10,395
		資本金	310
		資本剰余金	4,146
		その他資本剰余金	4,146
		利益剰余金	5,938
		利益準備金	77
		その他利益剰余金	5,861
		（うち当期純利益）	(565)
		評価・換算差額等	207
資産合計	**17,139**	**負債・純資産合計**	**17,139**

第 51 期 決 算 公 告

令和８年３月30日　　兵庫県姫路市大津区勘兵衛町４丁目１番地
虹技サービス株式会社
代表取締役　谷岡　宗

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	47,242	流動負債	39,960
固定資産	6,737	（うち賞与引当金）	(4,500)
		株主資本	13,414
		資本金	10,000
		利益剰余金	3,414
		利益準備金	2,120
		その他利益剰余金	1,294
		（うち当期純損失）	(5,284)
		評価・換算差額等	605
		その他有価証券評価差額金	605
資産合計	**53,980**	**負債・純資産合計**	**53,980**

第 18 期 決 算 公 告

令和８年４月22日　　大阪市中央区南船場一丁目18番11号
株式会社プレジオ
代表取締役　上山　祐平

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	32,764	流動負債	17,186
固定資産	6,014	賞与引当金	112
		その他	17,074
		固定負債	8,664
		退職給付引当金	59
		役員退職慰労引当金	618
		完成工事補償引当金	18
		その他	7,968
		負債合計	**25,850**
		株主資本	13,713
		資本金	95
		資本剰余金	591
		資本準備金	45
		その他資本剰余金	546
		利益剰余金	13,027
		利益準備金	12
		その他利益剰余金	13,014
		評価・換算差額等	△ 785
		その他有価証券評価差額金	△ 785
		純資産合計	**12,928**
資産合計	**38,779**	**負債・純資産合計**	**38,779**

損益計算書の要旨（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	27,559	特別利益	0
売上原価	18,790	特別損失	0
売上総利益	8,769	税引前当期純利益	5,323
販売費及び一般管理費	3,286	法人税、住民税及び事業税	1,861
営業利益	5,482	法人税等調整額	△ 143
営業外収益	571	当期純利益	3,605
営業外費用	730		
経常利益	5,323		

第 71 期 決 算 公 告

令和８年３月31日　　東京都港区元赤坂一丁目２番７号
赤坂Ｋタワー７階
シーカ・ジャパン株式会社
代表取締役　アマン・マルコ

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	27,718	流動負債	17,093
固定資産	43,543	賞与引当金	616
有形固定資産	16,076	製品保証引当金	211
無形固定資産	26,652	事業整理損失引当金	14
投資その他の資産	815	その他	16,252
		固定負債	55,930
		退職給付引当金	2,703
		その他	53,226
		負債合計	**73,023**
		株主資本	△ 1,811
		資本金	490
		資本剰余金	365
		資本準備金	50
		その他資本剰余金	315
		利益剰余金	△ 2,666
		利益準備金	123
		その他利益剰余金	△ 2,788
		評価・換算差額等	49
		その他有価証券評価差額金	49
		純資産合計	**△ 1,762**
資産合計	**71,261**	**負債・純資産合計**	**71,261**

損益計算書の要旨（自　令和７年１月１日　至　令和７年12月31日）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	65,092	経常損失	1,498
売上原価	41,104	特別利益	301
売上総利益	23,988	特別損失	269
販売費及び一般管理費	24,774	税引前当期純損失	1,466
営業損失	786	法人税、住民税及び事業税	295
営業外収益	666	法人税等調整額	574
営業外費用	1,378	当期純損失	2,335

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和八年七月一日であり、甲及び乙の株主総会の承認決議は、令和八年二月二十五日に終了しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　信濃毎日新聞
　掲載の日付　令和八年四月六日
　掲載頁　二十三頁
（乙）左記のとおりです。
　令和八年四月二十二日

長野県伊那市西春近五〇七四番地
（甲）伊那食品工業株式会社
代表取締役　塚越　英弘

長野県上伊那郡中川村大草四一八二番地の一
（乙）米澤酒造株式会社
代表取締役　塚越　英弘

第78期決算公告

令和８年４月22日
長野県上伊那郡中川村大草4182番地の１
米澤酒造株式会社
代表取締役　塚越　英弘

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	471,722
	固定資産	887,110
	合計	1,358,832
負債及び純資産の部	流動負債	60,534
	固定負債	890,071
	株主資本	408,227
	資本金	80,000
	利益剰余金	328,227
	（その他利益剰余金）	(328,227)
	（うち当期純利益）	(188,796)
	合計	1,358,832

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億四千二百六十七万円、資本準備金の額を四億円減少し、それぞれ一億円、三千六十七万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年四月二十二日
東京都多摩市鶴牧一丁目一番地一四
コージィーコート二Ｆ一
株式会社テクサー
代表取締役　朱　強

第９期決算公告

令和８年４月22日
東京都多摩市鶴牧一丁目１番地14コージィーコート２Ｆ１
株式会社テクサー
代表取締役　朱　強

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	399	流動負債	70
固定資産	22	固定負債	43
		負債合計	114
		株主資本	298
		資本金	297
		資本剰余金	285
		資本準備金	285
		利益剰余金	△ 284
		その他利益剰余金	△ 284
		（うち当期純利益）	(27)
		新株予約権	8
		純資産合計	307
資産合計	421	負債・純資産合計	421

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙及び丁の権利義務全部を承継して存続し乙、丙及び丁は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲、乙及び丙）左記及び下記のとおりです。
（丁）計算書類の公告義務はありません。
　令和八年四月二十二日

東京都世田谷区成城七丁目八番一八号
（甲）株式会社グラム
代表取締役　中川　広美

東京都世田谷区成城七丁目八番一八号
（乙）株式会社レックレス
代表取締役　中川　広美

千葉県八街市八街ほ二二八番地一
（丙）八街ファーマ株式会社
代表取締役　中川　広美

千葉県八街市八街ほ二二七番地一七
（丁）有限会社未来薬局
取締役　中川　広美

第８期決算公告

令和８年４月22日
東京都世田谷区成城七丁目８番18号
株式会社レックレス
代表取締役　中川　広美

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	68,597
	固定資産	14,551
	資産合計	83,148
負債及び純資産の部	流動負債	93,850
	賞与引当金	570
	株主資本	△10,701
	資本金	100
	利益剰余金	△10,801
	その他利益剰余金	△10,801
	（うち当期純利益）	(16,168)
	負債・純資産合計	83,148

第13期決算公告

令和８年４月22日
千葉県八街市八街ほ228番地１
八街ファーマ株式会社
代表取締役　中川　広美

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	97,842
	固定資産	9,322
	資産合計	107,165
負債及び純資産の部	流動負債	83,301
	固定負債	353
	株主資本	23,510
	資本金	3,000
	利益剰余金	20,510
	その他利益剰余金	20,510
	（うち当期純利益）	(10,082)
	負債・純資産合計	107,165

第37期決算公告

令和８年４月22日
東京都世田谷区成城七丁目８番18号
株式会社グラム
代表取締役　中川　広美

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,999,661	流動負債	3,543,703
固定資産	3,821,592	固定負債	1,844,215
		退職給付引当金	33,183
		株主資本	1,433,335
		資本金	30,000
		利益剰余金	1,403,335
		利益準備金	7,500
		その他利益剰余金	1,395,835
		（うち当期純利益）	(3,065)
資産合計	6,821,254	負債・純資産合計	6,821,254

第８期決算公告

令和８年４月22日

東京都世田谷区三軒茶屋１－５－９メゾン

ＳＡＫＡＥアベニュー三軒茶屋304号室

株式会社シャペロン

代表取締役　阪本　　怜

貸借対照表の要旨

（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	152,290
	固定資産	2,455
	資産合計	**154,746**
負債及び純資産の部	流動負債	196,611
	固定負債	53,850
	負債合計	**250,461**
	株主資本	△95,751
	資本金	100,000
	資本剰余金	319,616
	資本準備金	255,011
	その他資本剰余金	64,604
	利益剰余金	△515,368
	その他利益剰余金	△515,368
	（うち当期純損失）	（198,536）
	新株予約権	36
	純資産合計	**△95,715**
	負債・純資産合計	**154,746**

株式交換公告並びに資本金及び準備金の額の減少公告

当社（甲）は、株式会社海外医薬情報研究会（乙、住所：東京都中央区日本橋茅場町一丁目３番12号）を完全子会社とする株式交換をすることにいたしました。また、当社は資本金の額を三億円、資本準備金の額を三億一千五百万円減少することにいたしました。

これらの決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和８年４月22日

東京都世田谷区三軒茶屋一―五―九メゾンＳＡＫＡＥアベニュー三軒茶屋三〇四号室

株式会社シャペロン

代表取締役　阪本　　怜

第51期決算公告

令和８年４月22日

東京都中央区日本橋茅場町一丁目３番12号

株式会社海外医薬情報研究会

代表取締役　阪本　　怜

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	127,488
	固定資産	8,186
	資産合計	**135,675**
負純資産及び負債の部	流動負債	21,638
	負債合計	**21,638**
	株主資本	114,037
	資本金	12,000
	利益剰余金	112,877
	利益準備金	3,000
	その他利益剰余金	109,877
	（うち当期純利益）	（4,216）
	自己株式	△10,840
	純資産合計	**114,037**
	負債・純資産合計	**135,675**

第77期決算公告

2026年３月30日

神奈川県厚木市旭町四丁目15番33号

厚木瓦斯株式会社

代表取締役社長　佐々木　孝

貸借対照表の要旨

（2025年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	固定資産	6,483,273
	有形固定資産	6,259,883
	無形固定資産	38,283
	投資その他の資産	185,106
	流動資産	3,047,106
	資産合計	**9,530,379**
負債及び純資産の部	固定負債	769,602
	流動負債	1,951,237
	負債合計	**2,720,840**
	株主資本	6,772,924
	資本金	324,000
	資本剰余金	47,277
	その他資本剰余金	47,277
	利益剰余金	6,878,461
	利益準備金	81,000
	その他利益剰余金	6,797,461
	（うち当期純利益）	（132,870）
	自己株式	△476,813
	評価・換算差額等	36,615
	その他有価証券評価差額金	36,615
	純資産合計	**6,809,539**
	負債・純資産合計	**9,530,379**

第５期決算公告

令和８年４月22日

東京都豊島区東池袋四丁目５番２号11階

株式会社ＮＥＸＥＲ

代表取締役　宮田　裕也

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	575,157
	固定資産	2,500,087
	合計	**3,075,245**
負債及び純資産の部	流動負債	820,475
	（賞与引当金）	（57,000）
	固定負債	1,091,140
	株主資本	1,163,630
	資本金	52,600
	資本剰余金	252,400
	資本準備金	52,400
	その他資本剰余金	200,000
	利益剰余金	858,630
	その他利益剰余金	858,630
	（うち当期純利益）	（214,738）
	合計	**3,075,245**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年四月二十二日

東京都豊島区東池袋四丁目五番二号一一階

（甲）株式会社ＮＥＸＥＲ

代表取締役　宮田　裕也

東京都豊島区東池袋四丁目五番二号一一階

（乙）ｐｅｔａｎｄｃｏ株式会社

代表取締役　宮田　裕也

第11期決算公告

令和８年４月22日

東京都豊島区東池袋四丁目５番２号11階

ｐｅｔａｎｄｃｏ株式会社

代表取締役　宮田　裕也

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	7,895
	固定資産	6,051
	合計	**13,947**
負純資産及び負債の部	流動負債	11,864
	株主資本	2,082
	資本金	1,000
	利益剰余金	1,082
	その他利益剰余金	1,082
	（うち当期純損失）	（16,974）
	合計	**13,947**

第26期決算公告

令和８年４月22日

大阪市中央区南船場一丁目18番11号

株式会社ベイシス

代表取締役　柴田　　尋

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	18,476
	固定資産	2,289
	繰延資産	3
	資産合計	**20,769**
負債及び純資産の部	流動負債	6,318
	賞与引当金	33
	家賃保証引当金	100
	その他	6,184
	固定負債	7,993
	退職給付引当金	17
	役員退職慰労引当金	187
	その他	7,788
	負債合計	**14,311**
	株主資本	6,458
	資本金	50
	利益剰余金	6,408
	利益準備金	12
	その他利益剰余金	6,395
	（うち当期純利益）	（2,051）
	純資産合計	**6,458**
	負債・純資産合計	**20,769**